

退職の手引

令和7年11月

福島県
地方職員共済組合福島県支部
一般財団法人福島県職員共助会

目 次

退職に係る提出書類

-
- 1 退職に係る提出書類チェックリスト ~その1~
 - 2 退職に係る提出書類チェックリスト ~その2~

お問い合わせ先等

-
- 1 職員業務課・福利厚生室・福島県庁消費組合
 - 2 退職者団体一覧

項目

1 退職手当	
適用範囲	1
退職手当額の計算(=新条例等退職手当額)	1
退職手当支給額の計算例	2-1
経過措置(新制度施行日前日額の保障)	12
定年引上げに関する措置	13
退職手当からの控除	13
提出書類	14-1
特別退職手当(失業者の退職手当)	14-1
退職手当の支給制限・差止め・返納	15
退職理由別支給率表	17
退職手当の調整額の適用表	19
2 老齢厚生年金等	
公的年金制度の概要	21
老齢厚生年金の概要	23
老齢厚生年金等の内容	25
老齢厚生年金の請求手続	47
障害厚生年金(障害共済年金)	51
遺族厚生年金	53
併給調整	54
年金決定後の各種届出等について	54
退職後の各種書類の提出先及び連絡先	56
3 退職後の医療保険制度	60
4 任意継続組合員制度	65
5 退職後に請求できる給付金	70
6 給付金の消滅時効期間	71
7 国民年金第3号被保険者資格喪失について	72
8 共済組合貸付金の未弁済金がある場合	73
9 財形貯蓄	74
10 共助会グループ保険	83
11 年金受給者等が宿泊施設を利用する場合	90
12 永年勤続退職会員優待事業	92
13 福島県庁消費組合退会手続き	93
14 任意継続組合員の特定健康診査及び特定保健指導	95

よくあるご質問

1 退職手当	97
2 老齢厚生年金等	97
3 任意継続組合員制度	102
4 財形貯蓄	103
5 その他	103

様式等

〈添付様式〉

- 1 退職届書
- 2 任意継続組合員資格取得申出書（第1号様式）
- 3 任意継続組合員資格喪失申出書（第2号様式）
- 4 資格確認書等返却用台紙兼資格喪失証明書交付希望確認票（庶務システム対象所属用）
- 5 グループ保険継続加入申出書（残期間継続加入）（様式第1号）
- 6 グループ保険脱退申出書（様式第3号）
- 7 出資金返還請求書（福島県庁消費組合）
- 8 限度額適用認定申請書

その他

- 1 再就職に関する規制について

凡　例

法	地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
退職手当条例	福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第35号）
運営規則	一般財団法人福島県職員共助会運営規則
給付規程	一般財団法人福島県職員共助会給付規程
貸付規程	地方職員共済組合組合員貸付規程

退職の手引【導入版】

✿ どんな書類を提出すればよいのか分からない！

→退職の手引（以下、手引）に「退職に係る提出書類チェックリスト」がありますのでご確認ください。

✿ どこに問い合わせればよいのか分からない！

→原則、質問票（デスクネットに掲載）でのみ質問を受け付けております。福利厚生室のメールに送信するか、所属間封筒または郵送でお送りください。退職後については電話による質問も受け付けておりますので、手引の「お問い合わせ先」及び「退職者団体一覧」で問い合わせ先を確認し、お問い合わせください。

1 退職手当

詳細は手引1~20ページ

退職手当は退職日から1月以内に支給されます。手引3枚目の「退職に係る提出書類チェックリスト」を参考に、書類を提出期限までに提出してください。支給額及び支給日については、支給日前に退職手当支給通知書でお知らせします。

2 老齢厚生年金等

詳細は手引21~59ページ

生年月日が昭和36年4月2日以降の方は、65歳の誕生日前日に老齢厚生年金の受給権が発生します。誕生日のおよそ3か月前に請求書が届きますので、請求書に必要事項を記入し、添付書類を準備して、受給権発生日以降に提出してください。

地方職員共済組合のホームページには、「年金ガイドブック」が掲載されており、参考としてください。また、ホームページ内「年金記録の電子交付（マイナ手続きポータル）」から利用登録すると、ご自身の公務員共済期間の年金記録を電子交付により確認することができます。

※ 利用にあたり、マイナンバーカードが必要となります。

なお、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」でも、年金加入記録や年金見込額等を確認できます。

3 退職後の医療保険制度

詳細は手引60~64ページ

県を退職すると、地方職員共済組合員でなくなるので、退職前の資格確認書（組合員証、被扶養者証及び高齢受給者証を含む。）は使用できません。誤って医療機関等で使用すると、医療費の返還の手続が必要となることもありますので、退職後に加入した医療保険の資格確認書を使用してください。（現在マイナ保険証を使用中の方は、退職後に加入した医療保険における資格取得手続きの完了後に、引き続きマイナ保険証を使用することができます。）

ご自身の退職後の医療保険制度については、手引60ページのフロー図で確認してください。

4 任意継続組合員制度

詳細は手引65~69ページ

退職日の前日まで引き続き1年以上地方職員共済組合員であった者が、他の医療保険制度に加入しない場合（手引60ページのフロー図で③の地方職員共済組合の任意継続組合員制度となった場合）、地方職員共済組合に加入できる制度です。ただし、加入手続きとして申出書の提出と掛金の納入が必要となりますので、指定された期限までに掛金を振り込んでください。

5 退職後に請求できる給付金 6 紙付金の消滅時効期間

詳細は手引70ページ
71ページ

7 国民年金第3号被保険者資格喪失について

詳細は手引72ページ

ご自身が地方職員共済組合員である期間は、被扶養配偶者は国民年金第3号被保険者となっています。退職された場合、当該被保険者の資格を喪失するため、退職後手続きが必要になる場合があります。

8 共済組合貸付金の未弁済金がある場合

詳細は手引73ページ

9 財形貯蓄

詳細は手引74~82ページ

財形貯蓄をしている方は、契約（財形の種類）毎に手続きが必要となります。手引74~76ページのフロー図により解約等の手続きが必要か判断してください。手続きが必要であれば、手引77~82ページを参考に期限までに手続きをしてください。

なお、期限については、年金財形の一部は令和8年2月16日、その他は令和8年3月2日です。

10 共助会グループ保険

詳細は手引83~89ページ

退職日で脱退することができますが、令和8年3月31日で退職した場合、令和8年4月~8月の5か月分の残期間の保険料を一括で納期限までに納入することで、令和8年9月以降についても継続加入が可能となります。

なお、75歳となって初めての8月31日まで継続加入することができます。

また、令和8年9月以降の保険料は、申し込みいただいた金融機関の口座から毎月自動引き落としとなります。

ちなみに、脱退すると再加入できませんのでご注意ください。

11 年金受給者等が宿泊施設を利用する場合

12 永年勤続退職会員優待事業

13 福島県庁消費組合退会手続き

詳細は手引90~91ページ
92ページ
93~94ページ

14 任意継続組合員の特定健康診査及び特定保健指導

詳細は手引95~96ページ

退職後、任意継続組合員になられた場合は、ご自身も被扶養配偶者も40歳~74歳までは特定健康診査及び特定保健指導の対象となります。

対象者へは地方職員共済組合から案内が送付されるので、忘れずに受診（利用）してください。

※ 手引97~104ページに『よくあるご質問』が掲載されています。ご一読ください。 *

退職に係る提出書類チェックリスト ~その1~

人事総室職員業務課・福利厚生室

【提出先別】

提出先	提出書類	提出期限	添付書類	摘要	処理月日
認定給与担当	任意継続組合員資格取得申出書	3月5日		希望者のみ	
	資格確認書 (※限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。令和7年12月1日以前の退職者については、組合員証、被扶養者証、高齢受給者証を含む。)	退職日以降 速やかに	P63・64参照	該当者のみ	
年金担当	(1) 退職手当の受給申出書 (2) 退職所得の受給に関する申告書 (3) 退職届書	指定期日	P14-1参照	全員(提出期限は、所属を経由して別途お知らせします。) ※(3)は、在職中に65歳に到達した者は除きます。	
	年金決定請求書	満65歳 到達以降	P49参照	昭和36年4月2日以降に生まれた者 (提出先は福利厚生室年金担当又は年金事務所等)	
	年金退職改定請求書等	3月上旬	P48・50参照	在職中に年金が既に決定されている者 (該当者には別途お知らせします。)	
厚生担当	財形貯蓄 (1) 変更届(年金受取方法等) (2) 変更届(積立期限日)	2月16日		(1) 年金財形の受取方法等に変更がある場合 (2) 積立期限日を変更する場合 →財形貯蓄変更届(様式第2号)	
	財形貯蓄 (1) 払戻請求書(解約) (2) 変更届(退職)	3月2日		(1) 財形貯蓄をただちに解約する場合 →財形貯蓄払戻請求書(様式第3号) (2) 解約しない場合又は再就職し財形貯蓄を継続する場合 →財形貯蓄変更届(様式第2号)	
給付担当	共助会グループ保険 (1)継続加入申出書 配当金振込先口座の通帳の写し (2)脱退申出書	2月10日		共助会グループ保険加入者 (1)又は(2)どちらかを提出 (勧奨による退職者については、提出期限を別途お知らせします。)	
幹事保険会社	共助会グループ保険申込書 兼告知書	6月中旬	(預金口座振替依頼書)	グループ保険、総合医療保険、3大疾病保障保険の残期間(4月～8月)継続加入者 (9月以降も継続する場合には預金口座振替依頼書も併せて提出)	
福島県庁消費組合	出資金返還請求書	隨時	P93参照	退会を希望する者のみ(本人手続による)	

退職に係る提出書類チェックリスト ~その2~

人事総室職員業務課・福利厚生室

【提出時期別】

提出期限	提出書類	添付書類	摘要	提出先	処理月日
指定期日	(1) 退職手当の受給申出書 (2) 退職所得の受給に関する申告書 (3) 退職届書	P14-1参照	全員(提出期限は、所属を経由して別途お知らせします。) ※(3)は、在職中に65歳に到達した者は除きます。	年金担当	
2月10日	共助会グループ保険 (1) 継続加入申出書 配当金振込先口座の通帳の写し (2) 脱退申出書		共助会グループ保険加入者 (1) 又は(2)どちらかを提出 (勧奨による退職者については、提出期限を別途お知らせします。)	給付担当	
2月16日	財形貯蓄 (1) 変更届(年金受取方法等) (2) 変更届(積立期限日)		(1) 年金財形の受取方法等に変更がある場合 (2) 積立期限日を変更する場合 →財形貯蓄変更届(様式第2号)	厚生担当	
3月5日	任意継続組合員資格取得申出書		希望者のみ	認定給与担当	
3月2日	財形貯蓄 (1) 払戻請求書(解約) (2) 変更届(退職)		(1) 財形貯蓄をただちに解約する場合 →財形貯蓄払戻請求書(様式第3号) (2) 解約しない場合又は再就職し財形貯蓄を継続する場合 →財形貯蓄変更届(様式第2号)	厚生担当	
3月上旬	年金退職改定請求書等	P48・50参照	在職中に年金が既に決定されている者(該当者には別途お知らせします。)	年金担当	
退職日以降 速やかに	資格確認認書 (※限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。令和7年12月1日以前の退職者については、組合員証、被扶養者証、高齢受給者証を含む。)	P63・64参照	該当者のみ	認定給与担当	
6月中旬	共助会グループ保険申込書兼告知書 (預金口座振替依頼書)		グループ保険、総合医療保険、3大疾病保障保険の残期間(4月～8月)継続加入者(9月以降も継続する場合には預金口座振替依頼書も併せて提出)	幹事保険会社	
満65歳 到達以降	年金決定請求書	P49参照	昭和36年4月2日以降に生まれた者	年金担当・ 年金事務所等	
隨時	出資金返還請求書	P93参照	退会を希望する者のみ(本人手続による)	消費組合	

お問い合わせ先等

職員業務課・福利厚生室・福島県庁消費組合

人事総室 職員業務課・福利厚生室
〒960-8670 福島市杉妻町2-16
TEL 県庁代表 (024) 521-1111

お問い合わせの内容	連絡先
1 資格確認書等の返還	職員業務課 認定給与担当
2 共済組合任意継続組合員になることを希望する場合、 又は、任意継続期間中に資格を喪失したい場合	内線 3062・3066 直通 024-521-7368
3 退職後に請求できる共済組合・共助会の給付金について	福利厚生室 紹介担当
4 共済組合貸付金の未返済金について	内線 3030・3031・3032
5 共助会グループ保険の継続加入・脱退手続きについて	直通 024-521-7040
6 退職手当、老齢厚生年金等について	福利厚生室 年金担当 内線 3034・3035 直通 024-521-7041
7 財形貯蓄について	
8 年金受給者等宿泊施設利用証の送付について	福利厚生室 厚生担当
9 年金受給者等が宿泊施設を利用する場合について	内線 3022～3027
10 永年勤続退職会員優待事業について	直通 024-521-7039
11 任意継続組合員の特定健康診査及び特定保健指導について	

※ 福島県庁消費組合退会手続き	福島県庁消費組合 内線 4903 直通 024-522-5024
-----------------	--

退職者団体

名称・代表者	所在地 電話番号	団体の目的・事業	会員構成 会員資格
自治労福島県職員連合 労働組合退職互助会 理事長 佐藤 寛喜 〔設立: S47.4.1〕	〒960-8681 福島市杉妻町2-16 県職員会館内 TEL 024-523-1306 FAX 024-523-1309	〔目的〕 県職連合の組合員及び賛助会員であつた者の退職後の生活の安定と向上を図る。 〔事業〕 1 医療費の給付 2弔慰金の給付 3 その他 ※退職会員の移行手続きなどは県職連合各支部にお問い合わせ下さい。	〔会員数〕 現職会員: 2,265名 退職会員: 1,724名 (R7.8.31現在)
福島県職員退職者会 会長 紺野 長人 〔設立: S50.9.28〕	〒960-8681 福島市杉妻町2-16 県職員会館内 TEL 024-522-3900 FAX 024-522-3900	〔目的〕 1 退職者相互の親睦・交流 2 各種共済事業等の推進 3 高齢者の年金・社会保障制度の確立 〔事業〕 1 各支部単位の交流事業等 2 各種共済事業等 自動車共済、火災共済、ガン保険(団体扱い)、安心総合共済、自治退医療共済等 3 退職者諸団体との連携 4 会報の発行	〔会員数〕 2,686名 (R7.8.31現在) 県内 7 地域に 7 支部 全日本自治体退職者会県本部 会員数 7,478名 全日本自治体退職者会全国 会員数 227,759名 〔資格〕 会の目的に賛同する自治体職員退職者 〔会費〕 年間3,000円
福島県退職公務員連盟 会長 室井 勝 〔設立: S23.12.1〕	〒960-8043 福島市中町5-21 消防会館 2 階 TEL・FAX 024-522-0612	〔目的〕 (一財)日本退職公務員連盟の加盟団体として、創立以来、退職公務員の生活権を守るため、年金制度をはじめ次の事業を推進している。 〔事業〕 1. 年金・社会保障等の改善を国会議員、関係省庁等への要望 2. 地域での社会貢献活動 3. 会員の親睦活動・会報の発行 4. 年金研修・ライフプラン講習 5. 支部総会・県大会の開催など	〔会員数〕 県連盟会員数: 3,887名 全国会員数: 109,751名 〔資格〕 退職公務員 〔〕 国・県・市町村など 及びその遺族

(五十音順)

1 退職手当

1 適用範囲

退職手当は、勤続期間が原則として6月以上（公務死亡等による退職を除く。）ある常勤の職員が退職したとき、本人（死亡による退職の場合は、その遺族）に対して支給されます。

ただし、退職した職員が引き続いて国又は他の地方公共団体に就職した場合で勤続期間が通算されるときなどには支給されません※1。

また、県に暫定再任用職員又は定年前再任用短時間職員として勤務後退職したときは、その再任用期間の退職手当は支給されません。

なお、フルタイム会計年度任用職員については、雇用関係が継続している場合において、常勤職員同様の勤務時間を勤務した日が18日（1月間の勤務日（開庁日）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数（職員みなし日数））以上ある月が、引き続いて6月を超えるに至り、その超えるに至った日以後引き続き当該雇用関係と同一の雇用条件により勤務することとされている方が退職したときに支給されます。（パートタイム会計年度任用職員は対象外です。）

※1 提出書類の「退職手当の受給申出書」中に記載欄がありますので、忘れずに御記入ください。

2 退職手当額の計算（＝新条例等退職手当額）

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{退職時の給料月額} \times \text{支給率}) + \text{調整額}$$

※1 給料月額には「給料の調整額」を含みます。また、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職が役降りし給料が7割措置となった場合に支給される「管理監督職勤務上限年齢調整額」も含みます。

なお、給料及び給料の調整額ともに、給与構造改革及び給与制度の総合的見直しに伴う経過措置としての差額保障の額は含みません。

※2 支給率＝退職理由及び勤続年数に応じた率

…常勤職員は、P17 別表1-1「退職理由別支給率表」の新制度欄参照

フルタイム会計年度任用職員は、P18 別表1-2「退職理由別支給率表」参照

※3 調整額＝退職までの各月に発令されていた給料の級等により決まる各区分の調整月額を、高い順に最大60月（5年）分加算するものです。…P19 別表2-1参照

なお、退職事由や勤続年数によっては調整額が加算されない場合や調整額が1/2となる場合があります。…P7 (3) 退職手当の調整額参照

注) 6月超12月以下で退職したフルタイム会計年度任用職員については、条例に基づき計算した退職手当支給額の50/100を支給します。

また、フルタイム会計年度任用職員については、上記※3の調整額は支給対象外です。

(1) 退職手当支給額の計算例

以下の条件による計算例です。

◆生年月日

昭和 39 年 10 月 1 日生まれ (令和 8 年 3 月 31 日時点で 61 歳)

◆在職期間・退職事由 ※P5 参照

昭和 63 年 10 月 1 日付けで主事採用
令和 8 年 3 月 31 日付けで退職 (自己都合)

在職期間 37 年 6 月 (支給率 : 47.709)

※支給率は退職事由及び勤続年数によります。

※60 歳に達した日以後に自己都合退職した場合も、定年の支給率を適用。

この場合、支給通知書上の退職事由は、一般的な自己都合退職と区別するため、「普通退職」と記載。

◆除算期間 ※P5 参照

平成 30 年 4 月 25 日から平成 30 年 9 月 10 日まで病気休職

(除算対象 4 月、除算割合 1/2)

◆給料月額

退職時の給料月額 行政職 5 級 85 号給 286,900 円 (役降り後の額 7 割措置)

特定日前日時点の給料月額 行政職 6 級 53 号給 412,400 円 (役降り前の額)

平成 18 年 3 月 31 日の給料月額 行政職 6 級 15 号給 381,000 円

※特定日…60 歳 (旧 63 歳特例定年職員にあっては 63 歳) に達した日後の最初の 4 月 1 日

◆退職手当の調整額の区分 ※P7~12 参照

平成 18 年 3 月以前 行政職 4 級…第 7 号区分 27,100 円

平成 18 年 4 月から平成 31 年 3 月 行政職 5 級…第 6 号区分 32,500 円

平成 31 年 4 月から令和 4 年 3 月 行政職 6 級…第 5 号区分 43,350 円 (24 月)

令和 4 年 4 月以後 行政職 7 級…第 4 号区分 54,150 円 (36 月)

◆4・5 月分の未徴収住民税額 ※P13 参照

123,000 円

◆共済組合貸付金の未弁済金 ※P13 参照

6,250,000 円

【 定年引上げに係る計算例 】

定年引上げに伴い、特定日以降に退職する場合の詳細な計算例については、以下の desknet's NEO 掲載資料を御確認ください。

※定年引上げに関する措置については、P13 を参照。

<資料の保存場所>

desknet's NEO / 文書管理 / 総務部 / 人事総室 / 福利厚生室

／年金・退職手当 / 11_定年引上げ

／01_【参考】定年引上げに伴う改正概要 (R4.12)

／02_【退職手当】モデルケース・計算シート

退職手当支給通知書

福島県職員の退職手当に関する条例(昭和28年福島県条例第35号)によるあなたの退職手当は次のとおりです。

令和8年4月1日

福利 太郎 様

福島県知事

裁定番号	15070001-0
元所属	○○総室
元職名	○○
職員番号	0123456
氏名	福利 太郎
生年月日	昭和39年10月1日
退職日年齢	(61 歳)
退職事由	普通退職
退職年月日	令和8年3月31日
退職手当額	22,664,991 円
控除額	
所得税及び復興特別所得税	70,551 円
市町村民税	82,900 円
県民税	55,200 円
住民税	123,000 円
共済弁済金	6,250,000 円
互助弁済金	0 円
物資代金	0 円
	円
	円
計	6,581,651 円
差引支給額	16,083,340 円
特別徴収税 払込市町村	○○市
支払方法	口座振替
金融機関名	○○銀行
支店名	○○支店
口座種別	普通 預金
口座番号	1234567
担当課名	総務部人事総室 福利厚生室

退職手当額

1 新条例等退職手当額

22,664,991 円

※ 下記2の経過措置に該当しないときは新条例等退職手当額が退職手当額となります。

次ページ『新条例等退職手当額計算書』

★の額

2 平成18年経過措置

平成18年改正条例附則第2条による額

(1) (制度施行日前日額の保障)

※ 「平成18年制度改正施行日前日額 > 新条例等退職手当額」の場合は、平成18年制度改正施行日前日額が退職手当額となります。

○平成18年制度改正施行日前日額

5,644,476 円

附則第2条の適用 → なし

一 円

(2) 改正条例附則第3条による施行日後3年間の措置

※ 「新条例等退職手当額 > 旧条例等退職手当額」の場合は、「新条例等退職手当額 - 控除額」が退職手当額となります。

○旧条例等退職手当額

円

口座に振り込まれる額です。

新条例等退職手当額 控除額

一 円 - - 円 = - 円

控除額(A~Cのいずれか低い額)

A #REF! 円 調整額の ##### %

B - 円 新条例等退職手当額 - 旧条例等退職手当額

C #REF! 円 一定額

○差引支給額は、受給申し出の預金口座に福島県会計管理者から振り込まれます。

口座振込(予定)年月日 : 令和8年4月10日

○控除額欄の住民税は、前年度給与所得に係る住民税の未徴収税額です。

新条例等退職手当額 計算書

裁定番号 15070001-0

H18.3.31以前の在職期間がある場合のみ該当(P12参照)

(1) 条例第5条の2(ピーク時特例)の適用がない場合				(2) 条例第5条の2(ピーク時特例)の適用がある場合				(3) 附則第18項による特例 ※旧定年との比較				2 平成18年制度改正施行日前日額 (経過措置)				
退職日までの勤続期間	37年	支給率a	47.709	減額日前日までの勤続期間	35年	支給率d	47.709	特定日前日までの勤続期間	35年	支給率g	47.709	平成18年3月31日までの勤続期間	17年	支給率k	14.8149	
退職日給料月額	行政職 5級 85号給	給料	286,900円	行政職 6級 53号給	給料	412,400円	行政職 6級 53号給	給料	412,400円	行政職 6級 15号給	給料	381,000円	平成18年3月31日の給料月額	調整額(数 0)	0円	
管理監督職勤務上限年齢調整額	4,700円	調整額(数)	0円	特定日前日に管理職だった者のみ該当	4,700円	計	291,600円b	計	412,400円e	計	412,400円h	計	381,000円l	平成18年改正前条例第5条の2による定年前特例	率(1年) 旧定年 退職日年齢 加算率 % × (年 - 歳) = % b × = 円c	率(1年) 旧定年 退職日年齢 加算率 % × (年 - 歳) = % e × = 円f
条例第5条の3による定年前特例	定年前早期退職者の特例計算(P3参照)	条例第5条の3による定年前特例													率(1年) 旧定年 H18.3.31年齢 加算率 % × 年 - 歲 = % l × = 円m	
① 退職手当の基本額	b又はcの額 支給率a 291,600円 × 47.709 = 13,911,944円①	② 退職手当の基本額	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 e又はfの額 支給率d 412,400円 × 47.709 = 19,675,191.6円	③ 退職手当の基本額	ア 特定減額前給料月額に係る減額日前日までの額 e又はfの額 支給率d 412,400円 × 47.709 = 19,675,191.6円	⑨ 退職手当の額	I又はmの額 支給率k 381,000円 × 14.8149 = 5,644,476円⑨									
第6条の5による特例	第6条の5による特例	イ 特定減額前給料月額に係る減額日から退職日までの額 b又はcの額 支給率e-d 291,600円 × 0 = 0円 ア+イ = 19,675,191円②	イ 特定減額前給料月額に係る減額日から特定日までの額 hの額 支給率g-d 412,400円 × 0 = 0円 ア+イ = 19,675,191円③	④ 退職手当の調整額[(1)又は(2)に該当の場合]	職員の区分 4号区分 54,150円 × 36月 = 1,949,400円 5号区分 43,350円 × 24月 = 1,040,400円 号区分 円 × 月 = 円 号区分 円 × 月 = 円 計 2,989,800円④	⑤ 退職手当の調整額[(3)に該当の場合]	職員の区分 4号区分 54,150円 × 36月 = 1,949,400円 5号区分 43,350円 × 24月 = 1,040,400円 号区分 円 × 月 = 円 号区分 円 × 月 = 円 計 2,989,800円⑤	⑩ 退職手当の額の特例の額	基本給月額 支給率n o 円 × = 円⑩							
退職日までの勤続期間	年月	支給率i	級号給	退職日までの勤続期間	年月	支給率i	級号給	退職日までの勤続期間	年月	支給率n	級号給	平成18年3月31日までの勤続期間	年月	支給率n	級号給	
退職日給料月額	給料	円		調整額(数)	円			扶養手当	円			扶養手当	円		調整手当	円
扶養手当				扶養手当				扶養手当				扶養手当			調整手当	円
地域手当				地域手当				地域手当				地域手当			調整手当	円
計				計				計				計			調整手当	円
⑧ 退職手当の額の特例の額	基本給月額 支給率(i) j 円 × = 円⑧	⑥ 退職手当額 ①(又は②)+④ 22,664,991円⑥	⑦ 退職手当額 ③+⑤ 22,664,991円⑦	調整額 給料の等級により決まる各区分の調整月額(P19別表2-1参照)を、 ⑥と⑦を比較して高い方を支給。	※「1 新条例等退職手当額」又は 「2 平成18年施行日前日額(経過措置)(⑨又は⑩のいずれか高い額)」 のいずれか高い額が退職手当額となります。											

2-3

1 新条例等退職手当額
退職手当額
【⑥～⑧の最も高い額】
22,664,991円

※「1 新条例等退職手当額」又は
「2 平成18年施行日前日額(経過措置)(⑨又は⑩のいずれか高い額)」
のいずれか高い額が退職手当額となります。

旧定年(60歳到達年年末)で退職していた場合の退職手当額。
⑥と⑦を比較して高い方を支給。

勤続期間計算書

裁定番号 15070001-0

1 新条例等退職手当額						2 平成18年制度改正施行日前日額(経過措置)					
(1) 退職日までの勤続期間 ※条例第5条の2(ピーク時特例)の適用がない場合			(2) 特定減額前給料月額に係る 減額日前日までの勤続期間 ※条例第5条の2(ピーク時特例)の適用がある場合			(3) 特定日前日給料月額に係る 特定日前日までの勤続期間 ※附則第18項による特例			平成18年制度改正前の制度による 平成18年3月31日までの勤続期間		
在職期間	昭和63年10月1日 から 令和8年3月31日 まで 37年 6月 計(a) 37年 6月	在職期間	昭和63年10月1日 から 令和6年3月31日 まで 35年 6月 計(a) 35年 6月	在職期間	昭和63年10月1日 から 令和6年3月31日 まで 35年 6月 計(a) 35年 6月	在職期間	昭和63年10月1日 から 平成18年3月31日 まで 17年 6月 計(a) 17年 6月	在職期間	昭和63年10月1日 から 平成18年3月31日 まで 17年 6月 計(a) 17年 6月	在職期間	昭和63年10月1日 から 平成18年3月31日 まで 17年 6月 計(a) 17年 6月
勤続期間	全期間	勤続期間	全期間	勤続期間	全期間	勤続期間	全期間	勤続期間	全期間	勤続期間	全期間
除算期間	計 年 月 1/3の期間	除算期間	計 年 月 1/3の期間	除算期間	計 年 月 1/3の期間	除算期間	計 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く)	除算期間	計 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く)	除算期間	計 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く)
期間	計 ×1/3= 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く) 平成30年4月25日 から 平成30年9月10日 まで 0年 4月	期間	計 ×1/3= 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く) 平成30年4月25日 から 平成30年9月10日 まで 0年 4月	期間	計 ×1/3= 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く) 平成30年4月25日 から 平成30年9月10日 まで 0年 4月	期間	計 ×1/3= 年 月 1/2の期間(高齢者部分休業を除く) 平成30年4月25日 から 平成30年9月10日 まで 0年 4月	期間	計 ×1/2= 年 月 高齢者部分休業 ×1/2=	期間	計 ×1/2= 年 月 高齢者部分休業 ×1/2=
期間	計(b) 0年 2月	期間	計(b) 0年 2月	期間	計(b) 0年 2月	期間	計(b) 0年 2月	期間	計(b) 0年 2月	期間	計(b) 0年 2月
期間	差し引き(a-b) 37年 4月	期間	差し引き(a-b) 35年 4月	期間	差し引き(a-b) 35年 4月	期間	差し引き(a-b) 35年 4月	期間	差し引き(a-b) 17年 6月	期間	差し引き(a-b) 17年
期間	条例第9条第6項による勤続期間 37年	期間	条例第9条第6項による勤続期間 35年	期間	条例第9条第6項による勤続期間 35年	期間	条例第9条第6項による勤続期間 35年	期間	条例第9条第6項による勤続期間 17年	期間	条例第9条第6項による勤続期間 17年

退職手当の税額計算書

36年6月→37年(在職1年未満切り上げ)
この勤続年数は所得税法のものであり、病気休職等の休職期間は除算されません。

裁定番号	15070001-0	氏名	福利 太郎	勤続年数	37年
------	------------	----	-------	------	-----

税額計算基本情報	退職手当額	22,664,991 円	(1)	
	退職所得控除額	19,900,000 円	(2)	
	ア 勤続年数が20年以下の場合			
	400,000 円 × 勤続年数 年 = 円			
	※ 80万円に満たない場合は80万円			
	イ 勤続年数が20年を超える場合			
	8,000,000 円 + 700,000 円 × (勤続年数 37 年 - 20 年) = 19,900,000 円			
	※ 在職中に障害者に該当することにより退職した場合は、ア又はイの計算式 + 100万円となります。ア又はイの結果は加算後です。			
	退職所得控除後の額 (1)-(2)	2,764,991 円	(3)	
	課税退職所得額	1,382,000 円	(4)	
	ア 勤続年数が5年以下の場合 (3) (千円未満切り捨て)	円		
	イ 勤続年数が5年を超える場合 (3) × 1/2 (千円未満切り捨て)	1,382,000 円		
所得税及び復興特別所得税	課税退職所得額(4) (1,382,000 円 × 5 % - 0 円) × 102.1% = 70,551 円	税率	控除額	所得税額 (一円未満切り捨て)
	70,551 円			
	課税退職所得額 (4)	所得税及び復興特別所得税の額		
	0 円超 1,950,000 円以下 ((4) × 5 %) × 102.1%			
	1,950,000 円超 3,300,000 円以下 ((4) × 10 % - 97,500 円) × 102.1%			
	3,300,000 円超 6,950,000 円以下 ((4) × 20 % - 427,500 円) × 102.1%			
	6,950,000 円超 9,000,000 円以下 ((4) × 23 % - 636,000 円) × 102.1%			
	9,000,000 円超 18,000,000 円以下 ((4) × 33 % - 1,536,000 円) × 102.1%			
	18,000,000 円超 40,000,000 円以下 ((4) × 40 % - 2,796,000 円) × 102.1%			
	40,000,000 円超 ((4) × 45 % - 4,796,000 円) × 102.1%			
市町村民税	課税退職所得額(4) 1,382,000 円 × 6 %	税率	市町村民税額 (百円未満切り捨て)	
	82,900 円			
県民税	課税退職所得額(4) 1,382,000 円 × 4 %	税率	県民税額 (百円未満切り捨て)	
	55,200 円			

所得税・復興特別所得税 + 市町村民税 + 県民税 208,651 円

(2) 退職手当の基本額

ア 定年前早期退職者の特例

定年前に退職し、退職事由に応じた要件を満たしている場合、定年引上げ前の定年年齢（＝60歳）と退職時年齢との差に相当する年数1年につき2%を、退職時の給料月額に乘じます。

- ・勧奨…下記(イ)の要件をすべて満たす場合
- ・整理退職、公務傷病又は公務死亡…下記(ウ)の要件を満たす場合
- ・その他の退職事由…本特例措置の適用はありません。

(ア) 特例措置適用時の退職手当額の計算方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額} (\text{特例給料月額} \times \text{支給率}) + \text{調整額}$$

$$\begin{aligned} \text{※ 特例給料月額} &= \text{退職時の給料月額} \\ &\times \{1 + 0.02 \times (60 \text{ 歳} - \text{退職時年齢})\} \end{aligned}$$

(イ) 要件（勧奨）※当分の間、定年引上げ制度導入前の定年制度下の要件が維持されます。

- ・勤続期間が25年以上であること。
- ・年齢が50歳以上であること。
- ・59歳到達年度の3月31日までに退職した者であること。

(ウ) 要件（整理退職、公務傷病、公務死亡）

- ・50歳から60歳の誕生日前々日までに退職した者であること。

なお、(ウ)に限り、60歳の誕生日前日以後、定年引上げ後の定年（※）までの間に退職した場合は、年数にかかわらず一律2%の割増が適用されます。

※令和5・6年度は61歳、令和7・8年度は62歳、

令和9・10年度は63歳、令和11・12年度は64歳、

令和13年度以降は65歳、の誕生日前日。

※この場合の計算式は、以下のとおりとなります。

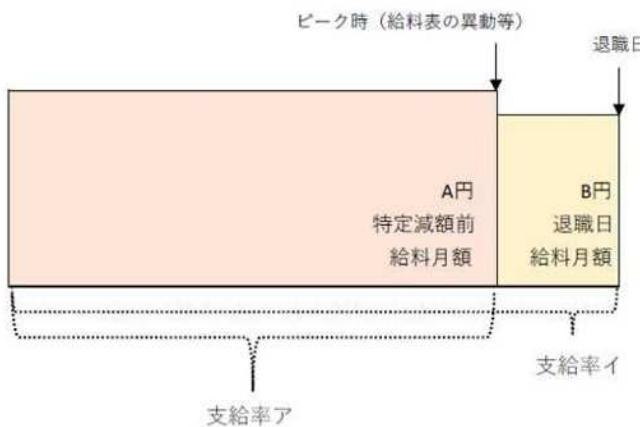
$$\text{特例給料月額} = \text{退職時の給料月額} \times 1.02$$

イ ピーク時特例

- (ア) ピーク時特例とは、「給料月額の減額以外の理由」により給料月額が減額されたことがある場合、退職手当が大きく下がらないようにするための、退職手当の基本額にかかる特例です。
- (イ) 「給料月額の減額改定以外の理由」とは、具体的には、給料表の異動、給料の調整額の解除、平成25年の技能労務職給料の見直し、希望降格、分限降格です。
- (ウ) 平成18年4月1日以後の期間で、特定減額前給料月額>退職時給料月額のときに適用されます。
- (エ) 特定減額前給料月額とは、減額日現在で、「給料月額の減額改定以外の理由」による減額が無かった場合に受けていたであろう給料月額のうち、最も高いものをいいます。一般的には減額日前日の給料月額を指します。
- (オ) 定年引上げに伴い、60歳超の期間の給与が7割水準へ減額される職員に対しても、ピーク時特例を適用します。※P13 4参照

【計算方法】

$$\begin{aligned}
 \text{ピーク時特例} &= \frac{\text{特定減額前}}{\text{給料月額}} \times \frac{\text{減額日前日までの}}{\text{勤続年数に応じた支給率}} \\
 &\quad (A) \qquad \qquad \qquad (I) \\
 &+ \frac{\text{給料月額}}{\text{支給率イ}} \times \left[\frac{\text{退職日までの}}{\text{勤続年数に応じた支給率}} - \frac{\text{減額日前日までの}}{\text{勤続年数に応じた支給率}} \right] \\
 &\quad (B) \qquad \qquad \qquad (I) \qquad \qquad \qquad (J)
 \end{aligned}$$



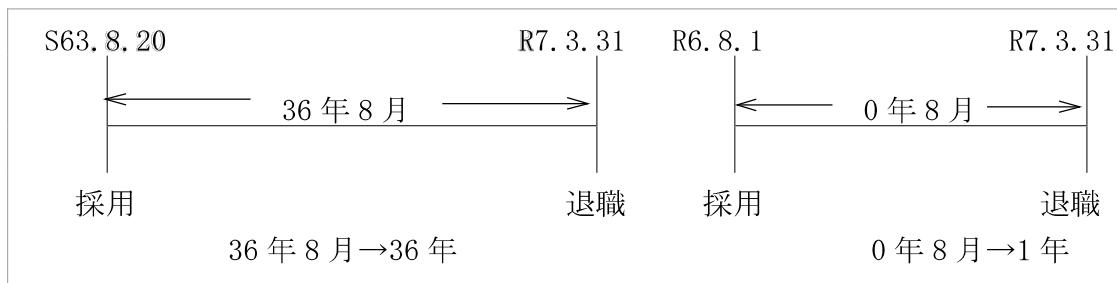
ウ 勤続期間の計算

(ア) 勤続期間

退職手当の基本額の算定の基礎となる勤続期間（基礎在職期間）は、「職員として引き続いた在職期間」で、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの年月数で計算します。

その在職期間に1年末満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。

ただし、在職期間が6月以上1年未満の場合に限り、これを1年とします。

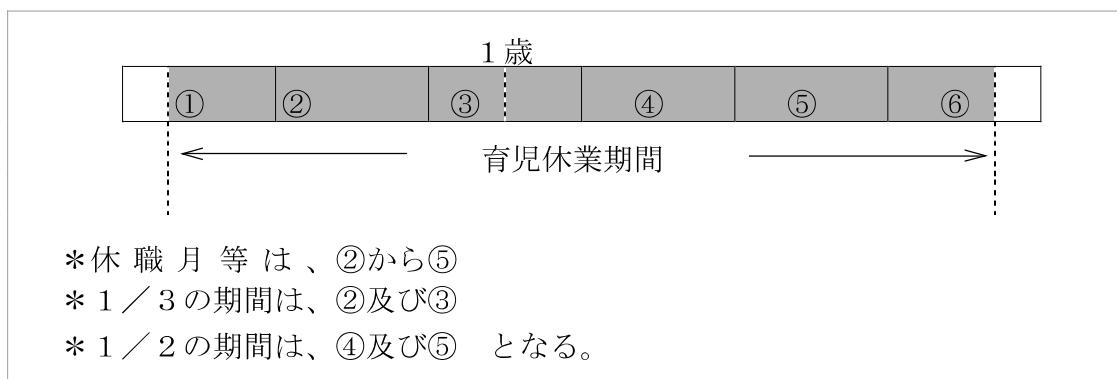


(1) 休職等で勤務しなかった期間の除算

在職期間のうち休職や停職などで実際に勤務しなかった期間がある場合は、休職等の内容に応じて、その期間（実際に勤務した日がある月は除く。）の3分の1に相当する期間、2分の1に相当する期間又は全期間を除算します。

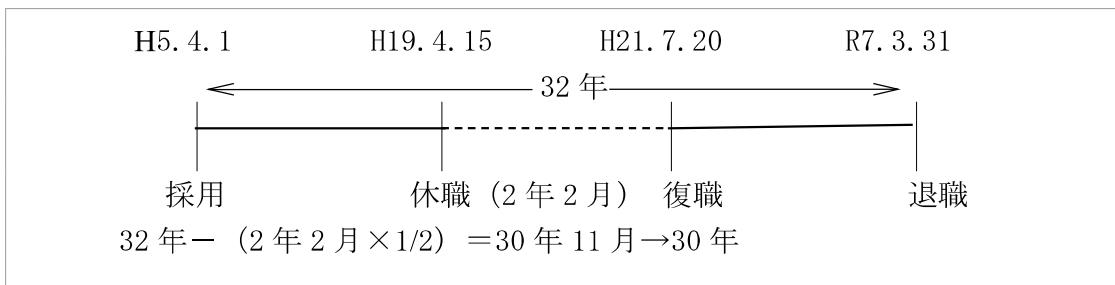
a 3分の1に相当する期間を除算する場合

- ・ 子が1歳に達する日までの育児休業又は育児休務の期間
 - ・ 育児短時間勤務の期間



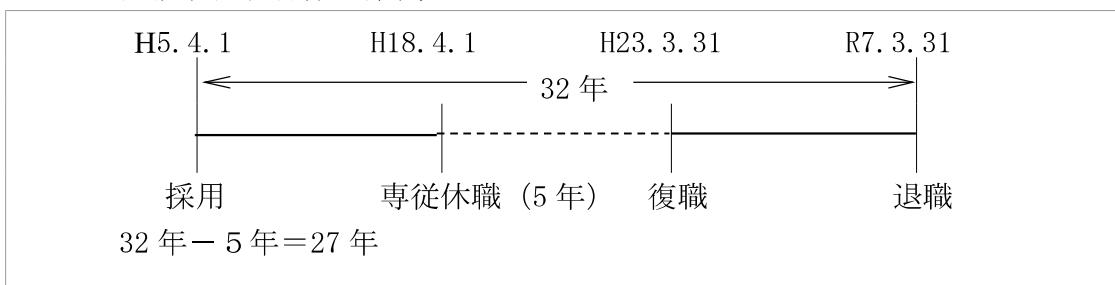
b 2分の1に相当する期間を除算する場合

- ・ 地方公務員法第 28 条第 2 項の規定による休職の期間（公務上又は通勤による傷病による休職を除く）…病気休職
 - ・ 地方公務員法第 29 条第 1 項の規定による停職の期間
 - ・ 職員の分限に関する条例第 2 条第 1 号又は第 5 号（公務上又は通勤による災害である場合を除く）の規定による休職の期間…分限休職
 - ・ 育児休業又は育児休務の期間（a の期間を除く期間）
 - ・ 自己啓発等休業の期間（職員の自己啓発等休業に関する条例第 10 条第 2 項に規定する公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合に限る）等



c 全期間を除算する場合

- 職員団体の専従休職の期間（ただし、昭和43年12月14日以降の地方公務員法第55条の2の規定による休職期間）
- 自己啓発等休業の期間（b以外の期間）
- 配偶者同行休業の期間



(ウ) 高齢者部分休業期間の除算

職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた期間があるときは、在職期間から同条例第2条第4項の規定により、高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を除算します。

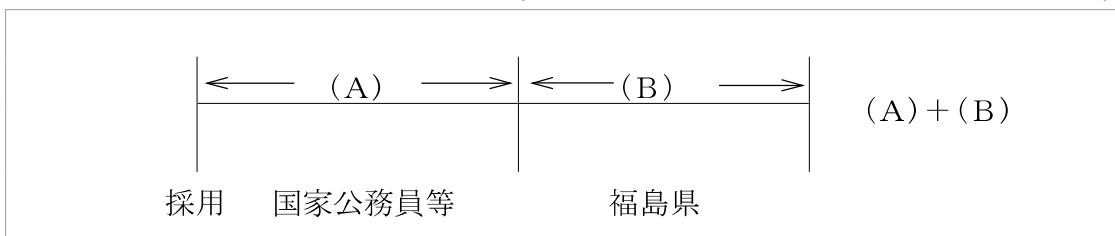
この場合の勤務しなかった期間は、勤務しなかった日又は時間であり、期間の計算は、1月を30日、1日を7時間45分として計算します。

(I) 在職期間の通算

国家公務員又は他の地方公共団体の公務員（以下「国家公務員等」）から、引き続いで福島県職員になった場合は、国家公務員等（A）の在職期間を通算※します。

ただし、（A）について退職手当が支給されているときは、通算されません。

※相互通算される場合に限ります。通算可否の確認は福利厚生室で行います。



(3) 退職手当の調整額

ア 退職手当の調整額の計算

平成8年4月1日以降の基礎在職期間の各月に、別表2-1及び別表2-2「退職手当の調整額の適用表」(P19~20 参照)による職員の区分に応じた調整月額をあてはめ、その月額の高い順に60月分の合計額を退職手当の基本額に調整額として加算します(各月の月数が60月に満たない場合は、当該月数)。

※フルタイム会計年度任用職員は、調整額の支給対象外です。

- (ア) 勤続期間9年以下の自己都合退職者について
は、調整額は支給されません。
- (イ) 勤続期間10年以上24年以下の自己都合
退職者及び勤続期間4年以下の退職者(自己都合
退職者以外)については、調整額が1/2と
なります。
- (ウ) 当該月が、2以上の職員の区分に該当していた
ときは、その調整月額が高いものとなります。

退職手当の調整額の算定		
勤続年数	自己都合	その他
1年	無	1/2
4		
5	無	全
9		
10	1/2	全
24		
25	全	全

イ 退職手当の調整額の対象とならない休職月等(基礎在職期間からの休職月等の除算)

基礎在職期間のうち休職や停職などで実際に勤務しなかった期間がある場合は、その期間(実際に勤務した日がある月は除く。以下「休職月等」。)の3分の1に相当する数、2分の1に相当する数又は当該数の休職月等を退職手当の調整額の対象となる月から除外します。

なお、除外する数を計算する場合は、職員の区分が同一の休職月等ごとに、それぞれ計算し、3分の1に相当する数又は2分の1に相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数とします。

- (ア) 3分の1に相当する数の休職月等を除外する場合
- ・ 子が1歳に達する日までの育児休業又は育児休務の期間
 - ・ 育児短時間勤務の期間
- (イ) 2分の1に相当する数の休職月等を除外する場合
- ・ 地方公務員法第28条第2項の規定による休職の期間(公務上又は通勤による傷病による休職を除く)…病気休職
 - ・ 地方公務員法第29条第1項の規定による停職の期間
 - ・ 職員の分限に関する条例第2条第1号又は第5号(公務上又は通勤による災害である場合を除く)の規定による休職の期間…分限休職
 - ・ 育児休業又は育児休務の期間((ア)の期間を除く期間)
 - ・ 自己啓発等休業の期間(職員の自己啓発等休業に関する条例第10条第2項に規定する公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の規則で定める要件に該当する場合に限る) 等

(ウ) 当該数の休職月等を除外する場合

- ・ 職員団体の専従休職の期間（ただし、昭和43年12月14日以降の地方公務員法第55条の2の規定による休職期間）
- ・ 自己啓発等休業の期間（(イ)以外の期間）
- ・ 配偶者同行休業の期間

また、同一の月に複数の除算割合の区分が該当するときは、当該月に1/3除外の期間がある時は当該月は1/3除外の期間と、1/2と1/1除外の期間がある時は当該月は1/2除外の期間として計算します。

<ケース1（職員の区分が同一、2分の1に相当する数の休職月等を除外）>

①及び②=全日勤務

③ = 10日勤務の後、病気休職（公務外。以下同じ。）

④～⑩ =全日病気休職

⑪ = 20日病気休職の後、勤務

⑫ =全日勤務

※ ①～⑫の各月において同一の職員の区分とする。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◆ 休職月等に該当するのは、④～⑩の7月（③及び⑪は、現実に職務をとることを要する日があるので休職月等には該当しない。）。

◆ $7 \times 1/2 = 3.5 \Rightarrow 1$ 未満の端数を切り上げて「4」

∴ 除外されるのは、休職月等に該当する最初の月（④の月）から順次数えて4になるまでにある休職月等、すなわち④、⑤、⑥及び⑦の月となる。

<ケース2（職員の区分が異なる、2分の1に相当する数の休職月等を除外）>

①及び②=全日勤務

③ = 10日勤務の後、病気休職

④及び⑤=全日病気休職

⑥ =全日勤務

⑦～⑪ =全日病気休職

⑫ =全日勤務

※ ①～⑦の各月においては第8号区分、⑧～⑫の各月においては第7号区分とする。

①	③	④	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



- ◆ 休職月等に該当するのは、④、⑤及び⑦（第8号区分）並びに⑧～⑪（第7号区分）の各月。
- ◆ 職員の区分が同一である休職月等のグループごとに計算するので、
第8号区分グループ： $3 \times 1 / 2 = 1.5 \Rightarrow 「2」$
第7号区分グループ： $4 \times 1 / 2 = 「2」$
- ∴ 除外されるのは、第8号区分に属していた休職月等については④及び⑤の月、
第7号区分に属していた休職月等については⑧及び⑨の月となる。

<ケース3（職員の区分が同一、2分の1及び3分の1に相当する数の休職月等を除外）>

①及び②=全日勤務

③ = 10日勤務の後、病気休職

④及び⑤=全日病気休職

⑥ = 15日病気休職の後、育児休業（子は0歳）

⑦～⑨ = 全日育児休業（子は0歳）

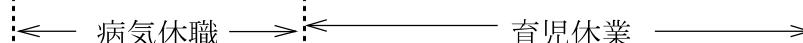
⑩ = 全日育児休業（15日間子は0歳、以降は1歳）

⑪ = 全日育児休業（子は1歳）

⑫ = 全日勤務

※ ①～⑫の各月において同一の職員の区分とする。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



$\downarrow 1/2 \text{ 計算} \rightarrow \quad \quad \quad 1/3 \text{ 計算} \rightarrow \quad \quad \quad \uparrow 1/2 \text{ 計算}$

- ◆ 休職月等に該当するのは、④～⑪の各月（病気休職=④及び⑤、
育児休業（0歳）=⑥～⑩、育児休業（1歳）=⑪）。

◆ $1 / 2$ 除外の対象となるのは④、⑤及び⑪の3月であるから、
 $3 \times 1 / 2 = 1.5 \Rightarrow 「2」$

◆ $1 / 3$ 除外の対象となるのは⑥～⑩の5月であるから、
 $5 \times 1 / 3 = 1.67 \Rightarrow 「2」$

∴ 除外されるのは、 $1 / 2$ 除外の休職月等については④及び⑤の月、
 $1 / 3$ 除外の休職月等については⑥及び⑦の月となる。

ウ 退職手当の調整額の対象となるない高齢者部分休業期間

(基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算)

基礎在職期間に職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業の承認を受けた期間があるときは、基礎在職期間から同条例第2条第4項の規定により、高齢者部分休業の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間の2分の1に相当する数の月を退職手当の調整額の対象となる月から除外します。

この場合の勤務しなかった期間は、勤務しなかった日又は時間であり、期間の計算は、1月を30日、1日を7時間45分として計算し、1月に満たない端数があるときは、これを切り上げ、職員の区分が同一の高齢者部分休業の承認を受けた期間ごとに、それぞれ計算します。

なお、勤務しなかった期間の2分の1に相当する数を計算する場合に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数とします。

〈ケース〉

①及び②=全日勤務

③ = 10日勤務の後、高齢者部分休業1日3時間30分

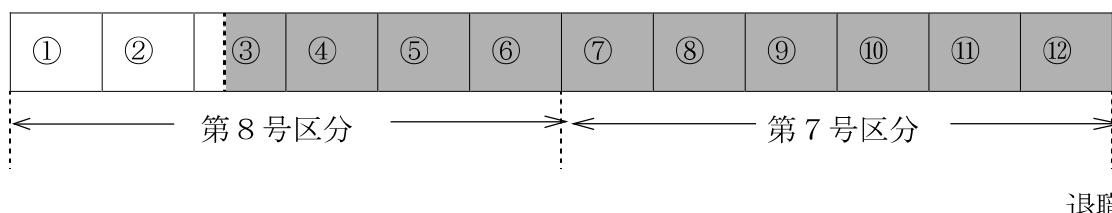
④～⑫ = 高齢者部分休業1日3時間30分

当ケースの計算を容易にするため

③ = 42時間

④～⑫ = 各月80時間とする。

※①～⑥の各月においては第8号区分、⑦～⑫の各月においては第7号区分とする。



◆ 高齢者部分休業の期間及び除外数

① 第8号区分 (③～⑥)

$$42 + 80 \times 3 = 282 \text{時間} = 1 \text{月} 6 \text{日} 3 \text{時間} \Rightarrow 2 \text{月} \text{ (切り上げ)}$$

$$2 \text{月} \times 1/2 = 1 \text{月} \Rightarrow \text{「1月」}$$

② 第7号区分 (⑦～⑫)

$$80 \times 6 = 480 \text{時間} = 2 \text{月} 1 \text{日} 7 \text{時間} 15 \text{分} \Rightarrow 3 \text{月} \text{ (切り上げ)}$$

$$3 \text{月} \times 1/2 = 1 \text{月} 15 \text{日} \Rightarrow \text{「2月」 (切り上げ)}$$

∴ 除外されるのは、第8号区分に属していた高齢者部分休業の月については

③の月、第7号区分に属していた高齢者部分休業の月については⑦及び⑧の月となる。

エ 基礎在職期間に国家公務員等の期間がある場合の退職手当の調整額の職員の区分

国家公務員等の期間については、引き続いて本県職員となった在職期間の初日に従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなし、退職手当の調整額の職員の区分を決めます。

(7) 職種の決め方

再び職員となった日<ケース1>又は職員に採用された日<ケース2>に該当していた職種の職員として在職していたものとみなします。

職員(研究)	国家公務員等	職員(行政)
研究職	行政職みなし	行政職

職員(医療(一))
医療職(一)みなし

(1) 職務の級等の決め方

上記(ア)により在職していたものとみなされた場合に、その職務に従事していた場合に適用される職務の級等は、初任給決定、昇格、昇級等に関する規定の例により定めます。

(ウ) 給料の特別調整額の取り扱い

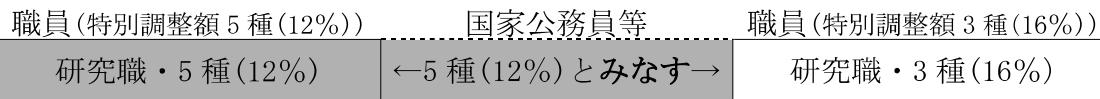
(特別調整額の種別で退職手当の調整額の「職員の区分」が異なることとなる場合)

a 職員であった者が国家公務員等となり、その後再び職員となった場合

国家公務員等となるために退職した日と再び職員となった日に該当する職種及び職務の級等が同一であって、両日において給料の特別調整額を受けていた場合、いざれか小さい方の給料の特別調整額の割合であったものとみなします。

なお、国家公務員等となるために退職した日と再び職員となった日に該当する職種若しくは職務の級が異なる場合又は両日若しくはどちらかの日に給料の特別調整額が支給されていなかったときは、国家公務員等の期間における給料の特別調整額は無かったものとみなします。

<ケース 1>



<ケース 2>



<ケース 3>



b a の場合以外 (国家公務員等であった者が職員となった場合)

国家公務員等の期間における給料の特別調整額は無かったものとみなします。

<ケース>



(I) 国家公務員等の期間中の休職等の期間の取り扱い

国家公務員等の期間のうち休職や停職、育児休業、高齢者部分休業など（相当する期間を含む。）で実際に勤務しなかった期間がある場合は、本県職員としての在職期間と同様に、その期間（現実に職務に従事した日がある月は除く。以下「休職月等」。）の3分の1に相当する数、2分の1に相当する数又は当該数の休職月等を退職手当の調整額の対象となる月から除外します。

3 経過措置(平成 18 年制度改正施行日前日額の保障)

新制度で算定した額（新条例等退職手当額）が、仮に平成 18 年制度改正の施行日（H18. 4. 1）の前日に同じ退職理由で退職したと仮定して算定した場合の額（平成 18 年制度改正施行日前日額）より低くなる場合には、平成 18 年制度改正施行日前日額を保障します。なお、この経過措置に期限はありません。

ただし、平成 18 年制度改正施行日から約 20 年経過しているため、新条例等退職手当額が平成 18 年制度改正施行日前日額よりも低くなることはありません。

例) 大卒採用・退職時年齢 60 歳・AB ともに給料月額 400,000 円の場合

- ・A(新条例)：勤続 38 年（支給率 47.709）…退職手当の基本額 19,083,600 円
- ・B(H18 年)：勤続 19 年（支給率 16.6563）…退職手当の基本額 6,662,520 円

4 定年引上げに関する措置

令和5年4月1日以降、60歳（旧特例定年が63歳の職員にあっては63歳。なお、旧特例定年が65歳の職員を除く。以下同じ。）に達した職員の退職手当については、次のa・bが適用されます。

- a 定年引上げに伴い 60歳超の期間の給与が7割水準へ減額される職員に対し退職手当の基本額の計算方法の特例（いわゆる「ピーク時特例」）を適用します。

※P4 2(2)イ参照

- b 60歳に達した日以後、定年前に退職をする職員の退職手当支給率について「自己都合」の支給率ではなく「定年」の支給率により算定します。

※ これらはいずれも、定年引上げ前の定年年齢を超えて退職した場合に、定年引上げ前の定年で定年退職する場合に比べて不利益とならないようにする趣旨の規定です。

(注) aの措置については、「定年引上げ後、給料月額が7割水準となった退職時の退職手当額」と「仮に定年引上げ前の定年で退職した場合における退職手当額」を比較し、その多い額を支給します。

5 退職手当からの控除

(1) 税金の控除

ア 退職手当に対する課税

退職手当は、税法上「退職所得」として、所得税（平成25年1月1日以降の退職者については復興特別所得税を含む。）、住民税（市町村民税及び県民税）の課税対象となります。ただし、死亡退職に係る退職手当には、所得税、住民税は課税されません。

イ 給与所得に係る住民税の未徴収税額

退職所得に係る住民税とは別に、本来の住民税は前年中の所得に基づき毎年6月から翌年5月までの12か月に分割して、毎月の給料から徴収されています。

1月1日から4月30日までに退職した場合は、未徴収分の住民税が退職手当から一括控除されます。

(2) 共済組合貸付金の未弁済金がある場合

住宅貸付、普通貸付等貸付金の未弁済金があった場合は、退職時に一括弁済（退職手当より控除）していただくことになります。

6 提出書類

当室が退職情報を把握した時点で、所属経由でメールにて提出書類の案内を行います。

なお、提出書類の様式はデスクネット（福利厚生室>年金・退職手当>00_退職手当関係書類一式）や庶務システムに掲載しておりますので、あらかじめ御準備いただいても構いません。

提出書類	退職事由	定年	勧奨	自己都合	任期満了	死亡
1 退職手当の受給申出書(第1号様式)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
2 死亡退職に係る退職手当の受給申出書(第1号様式)					<input type="radio"/>	
3 退職所得の受給に関する申告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
4 預金通帳の写し (注1)	<input type="radio"/>					
5 退職届書 (注2)	<input type="radio"/>					
6 遺族の戸籍謄本(職員の死亡後作成されたもので、かつ、故人との身分関係が明らかなもの)						<input type="radio"/>
7 個人番号申告書及び個人番号確認書類(個人番号カード又は個人番号通知カードの写し) ※個人番号通知カードの写しの場合は、加えて運転免許証等の身元確認書類を提出						<input type="radio"/>
8 育児休業期間に係る子の生年月日を確認できる書類の写し (当該子の戸籍抄本、住民票、母子手帳又は健康保険証等)						<input type="radio"/>
9 高齢者部分休業期間に係る申請書、承認書及び出勤簿その他高齢者部分休業期間が確認できる書類の写し						<input type="radio"/>

(注1) 庶務システム登録のA～C口座への口座振替を選択した場合は提出不要です。ただし、年度中途で退職される方については、提出が必要となります。

(注2) 在職中に65歳に到達した方、フルタイム会計年度任用職員のうち勤続期間が6月超12月以下の方は、提出不要です。

7 特別の退職手当（失業者の退職手当）

退職時に支給された退職手当の額が雇用保険法の失業等給付相当額に満たず、かつ、退職後一定の期間失業しているときは、その差額分が失業者の退職手当として、失業の認定を受けた日数分について支給されます。

また、退職時に一般の退職手当等の支給を受けなかった者についても、一定の要件を満たす場合は、失業等給付相当額が失業者の退職手当として、失業の認定を受けた日数分が支給されます（自己都合退職や懲戒免職の場合は、給付制限期間が設定されます）。

受給期間(手続を行うことのできる期間)は、原則として退職した日の翌日から起算して1年間です。ただし、その間に妊娠等により30日以上職業につくことのできない方は、申請により受給期間が延長されます(延長後の受給期間は最長で4年間となります)。

詳細については、「失業者の退職手当」制度案内を御確認ください。

<デスクネット掲載場所>

desknet's NEO／文書管理／総務部／人事総室／福利厚生室／年金・退職手当
／10_失業者の退職手当

＜失業者の退職手当 計算例＞ ※「失業者の退職手当」制度案内 別紙より参照

【1(3)参考「失業者の退職手当」の金額計算シート】

基本手当日額の計算式: R1.1.1以降適用

 要入力  自動入力

氏名	福利 太郎	
生年月日	H3.5.31	
採用年月日	R6.7.1	
退職年月日	R7.6.30	
退職時年齢	34歳	…30歳以上45歳未満
退職事由	自己都合	(リストから選択) …給付制限期間1か月
一般の退職手当額①	250,000円	
賃金日額	6,266円	…5,200円以上12,790円以下
基本手当日額②	4,789円	
所定給付日数③	90日	
基本手当額④(=②×③)	431,010円	=雇用保険法の失業給付相当額
一般の退職手当額①	250,000円	(再掲)
基本手当額④(=②×③)	431,010円	(再掲)
金額の比較結果	①<④	
受給資格判定	受給資格あり	
待期日数⑤(=①÷②)	52日	
支給日数⑥(=③-⑤)	38日	
給付総額⑦(=②×⑥)	181,982円	

＜賃金日額算定用＞ ※退職前過去6月間の給与額を入力してください。◀

(単位:円)

	1	2	3	4	5	6	6月間合計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
給料月額	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000	
扶養手当							
超勤							
宿直							
その他(通勤手当、住居手当等)							
寒冷地手当							0
合計	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000	188,000	1,128,000

※期末勤勉手当は含まない。

8 退職手当の支給制限・差止め・返納

例えば次のような場合、退職手当管理機関(※1)は、退職をした職員であった者に対し、退職手当の支給制限(全部又は一部を支給しない)・差止め・返納(全部又は一部)の処分を行うことができます。(※2)

(1) 失職や懲戒免職等処分で退職をした者 など

⇒ 退職手当の全部又は一部を支給しない処分を行うことができます。

(2) 刑事事件(刑事訴訟法 第6編に規定する略式手続によるものを除く。)に関し起訴をされ、その判決の確定前に退職をしたとき など

⇒ 退職手当の支払を差し止める処分を行います。

(3) 退職後で退職手当支払前に、退職をした職員であった者について在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき など

⇒ 退職手当の支払を差し止める処分を行うことができます。

(4) 退職後で退職手当支払前に、退職をした職員であった者について在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき など

⇒ 退職手当の全部又は一部を支給しない処分を行うことができます。

(5) 退職手当支払後に、退職をした職員であった者について在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき など

⇒ 退職手当の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができます。

また、職員の死亡退職などの場合、退職手当管理機関は遺族等に対して、退職手当の支給制限(全部又は一部を支給しない)・差止め・返納(全部又は一部)に関する処分又は相続人に対する退職手当相当額の納付(全部又は一部)に関する処分を行うことができます。(※2)

(※1) 職員の退職日において懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関

(※2) 退職手当管理機関が行うこれらの処分は、一定の手続を経ることなどが必要とされる場合があります。

9 <参考>退職手当簡易試算シート

各職員が退職手当額の概算額を試算できるよう、「退職手当簡易試算シート」をデスクネットに掲載しています。退職された方には、退職日の翌日以降に退職手当額等を記載した退職手当支給通知書をお送りしますが、退職前に概算額を把握したい場合等には本シートを御活用ください。

本シートは、「任期満了」・「自己都合」による退職者で、除算期間やピーク時特例等の該当がない基本的なケースを想定して作成しています。

そのため、本シートにより算定した退職手当額が実際の支給額と必ず一致するものではありませんので、あらかじめ御了承ください。

なお、本シートにより算定した退職手当額から減額となる場合は、以下のとおりです。

- ・休職や休業等による除算期間がある場合…P5～P6 参照
- ※ 参考として、除算期間が1～3年あった場合の金額を、簡易試算シートの2枚目に掲載しております。
- ・除算期間があり調整額が変動する場合…P7～P10 参照
- ・失職等により一部不支給となる場合…P15 参照

<デスクネット掲載場所>

desknet's NEO／文書管理／総務部／人事総室／福利厚生室／年金・退職手当／00_退職手当簡易試算シート

退職手当簡易試算シート (R7.6版)

：入力必須 : 必要に応じて入力 令和7年9月9日

氏名 : 福島 花子 生年月日 : 昭和38年10月1日 退職日年齢 : 62歳 退職事由 : 任期満了 (リストから選択)

採用年月日 : 昭和63年10月1日 ~ 退職年月日 : 令和8年3月31日 勤続年数 : 37年 支給率 : 47.709

60歳に達した日後に自己都合退職する場合は、定年の支給率が適用されます（準定年）。

退職時給料月額 : 412,400 円 = (給料月額 + 給料の調整額) ※給料表、給料発令、給与等明細書等を参照。

※試算上は「任期満了」を選択してください。
(支給率:自己都合 < 任期満了 = 定年)

○基本額(退職時給料月額×支給率) ※勤続6月超12月以下のフルタイム会計年度任用職員の場合、さらに1/2を乗じます。

退職時給料月額 412,400 円 × 支給率 47.709 = 19,675,191 円 …① (参考:フルタイム会計年度「×1/2」該当)
9,837,595 円 (=①×1/2)

○調整額(退職までの各月に発令されていた給料の継等により決まる各区分の調整月額を、高い順に最大60月(5年)分加算。)

※該当する場合のみ入力。詳細は、退職の手引P7・P19を参照。

区分(調整月額)	月数	月 =
(リストから選択) 第5号区分(43,350円)	24	1,040,400 円
(リストから選択) 第6号区分(32,500円)	36	1,170,000 円
(リストから選択)	計 60	FALSE 円
		2,210,400 円 …②

※最大60月 ※右表の加算割合を反映した金額です。

◇退職事由及び勤続年数に応じた加算割合

自己都合:9年以下…対象外
10年以上24年以下…1/2
25年以上…全額
任期満了:4年以下…1/2
5年以上…全額

◇退職手当額(基本額 + 調整額)

19,675,191 円 + 2,210,400 円 = 21,885,591 円 …③(①+②)

別表1-1

退職理由別支給率表

<調整率 83.7／100>

平成30年4月1日以降の退職者（フルタイム会計年度任用職員を除く）に適用

自己都合			定年等			整理退職等			公務外傷病			公署移転		
勤続年数	旧制度		勤続年数	定年等		勤続年数	整理退職等		勤続年数	公務外傷病		勤続年数	公署移転	
	旧制度	新制度		旧制度	新制度		旧制度	新制度		旧制度	新制度		旧制度	新制度
1	0.5022	0.5022	1	0.837	0.837	1	1.2555	1.2555	1	0.837	0.837	1	1.04625	1.04625
2	1.0044	1.0044	2	1.674	1.674	2	2.511	2.511	2	1.674	1.674	2	2.0925	2.0925
3	1.5066	1.5066	3	2.511	2.511	3	3.7665	3.7665	3	2.511	2.511	3	3.13875	3.13875
4	2.0088	2.0088	4	3.348	3.348	4	5.022	5.022	4	3.348	3.348	4	4.185	4.185
5	2.511	2.511	5	4.185	4.185	5	6.2775	6.2775	5	4.185	4.185	5	5.23125	5.23125
6	3.7665	3.0132	6	5.022	5.022	6	7.533	7.533	6	5.022	5.022	6	6.2775	6.2775
7	4.39425	3.5154	7	5.859	5.859	7	8.7885	8.7885	7	5.859	5.859	7	7.32375	7.32375
8	5.022	4.0176	8	6.696	6.696	8	10.044	10.044	8	6.696	6.696	8	8.37	8.37
9	5.64975	4.5198	9	7.533	7.533	9	11.2995	11.2995	9	7.533	7.533	9	9.41625	9.41625
10	6.2775	5.022	10	8.37	8.37	10	12.555	12.555	10	8.37	8.37	10	10.4625	10.4625
11	7.43256	7.43256	11	9.2907	11.613375	11	13.93605	13.93605	11	9.2907	9.2907	11	11.613375	11.613375
12	8.16912	8.16912	12	10.2114	12.76425	12	15.3171	15.3171	12	10.2114	10.2114	12	12.76425	12.76425
13	8.90568	8.90568	13	11.1321	13.915125	13	16.69815	16.69815	13	11.1321	11.1321	13	13.915125	13.915125
14	9.64224	9.64224	14	12.0528	15.066	14	18.0792	18.0792	14	12.0528	12.0528	14	15.066	15.066
15	10.3788	10.3788	15	12.9735	16.216875	15	19.46025	19.46025	15	12.9735	12.9735	15	16.216875	16.216875
16	11.11536	12.88143	16	13.8942	17.890875	16	20.8413	20.8413	16	13.8942	14.3127	16	17.36775	17.890875
17	11.85192	14.08671	17	14.8149	19.564875	17	22.22235	22.22235	17	14.8149	15.6519	17	18.518625	19.564875
18	12.58848	15.29199	18	15.7356	21.238875	18	23.6034	23.6034	18	15.7356	16.9911	18	19.6695	21.238875
19	13.32504	16.49727	19	16.6563	22.912875	19	24.98445	24.98445	19	16.6563	18.3303	19	20.820375	22.912875
20	17.577	19.6695	20	21.97125	24.586875	20	26.3655	26.3655	20	17.577	19.6695	20	21.97125	24.586875
21	18.5814	21.3435	21	23.22675	26.260875	21	27.8721	27.74655	21	18.5814	21.3435	21	23.22675	26.260875
22	19.5858	23.0175	22	24.48225	27.934875	22	29.3787	29.1276	22	19.5858	23.0175	22	24.48225	27.934875
23	20.5902	24.6915	23	25.73775	29.608875	23	30.8853	30.50865	23	20.5902	24.6915	23	25.73775	29.608875
24	21.5946	26.3655	24	26.99325	31.282875	24	32.3919	31.8897	24	21.5946	26.3655	24	26.99325	31.282875
25	28.24875	28.0395	25	33.8985	33.27075	25	33.8985	33.27075	25	—	33.27075	25	—	33.27075
26	29.50425	29.3787	26	35.4051	34.77735	26	35.4051	34.77735	26	—	34.77735	26	—	34.77735
27	30.75975	30.7179	27	36.9117	36.28395	27	36.9117	36.28395	27	—	36.28395	27	—	36.28395
28	32.01525	32.0571	28	38.4183	37.79055	28	38.4183	37.79055	28	—	37.79055	28	—	37.79055
29	33.27075	33.3963	29	39.9249	39.29715	29	39.9249	39.29715	29	—	39.29715	29	—	39.29715
30	34.52625	34.7355	30	41.4315	40.80375	30	41.4315	40.80375	30	—	40.80375	30	—	40.80375
31	35.5725	35.7399	31	42.687	42.31035	31	42.687	42.31035	31	—	42.31035	31	—	42.31035
32	36.61875	36.7443	32	43.9425	43.81695	32	43.9425	43.81695	32	—	43.81695	32	—	43.81695
33	37.665	37.7487	33	45.198	45.32355	33	45.198	45.32355	33	—	45.32355	33	—	45.32355
34	38.71125	38.7531	34	46.4535	46.83015	34	46.4535	46.83015	34	—	46.83015	34	—	46.83015
35	39.7575	39.7575	35	47.709	47.709	35	47.709	47.709	35	—	47.709	35	—	47.709
36	40.80375	40.7619	36	47.709	47.709	36	47.709	47.709	36	—	47.709	36	—	47.709
37	41.85	41.7663	37	47.709	47.709	37	47.709	47.709	37	—	47.709	37	—	47.709
38	42.89625	42.7707	38	47.709	47.709	38	47.709	47.709	38	—	47.709	38	—	47.709
39	43.9425	43.7751	39	47.709	47.709	39	47.709	47.709	39	—	47.709	39	—	47.709
40	44.98875	44.7795	40	47.709	47.709	40	47.709	47.709	40	—	47.709	40	—	47.709
41	46.035	45.7839	41	47.709	47.709	41	47.709	47.709	41	—	47.709	41	—	47.709
42	47.08125	46.7883	42	47.709	47.709	42	47.709	47.709	42	—	47.709	42	—	47.709
43	47.709	47.709	43	47.709	47.709	43	47.709	47.709	43	—	47.709	43	—	47.709
44	47.709	47.709	44	47.709	47.709	44	47.709	47.709	44	—	47.709	44	—	47.709
45	47.709	47.709	45	47.709	47.709	45	47.709	47.709	45	—	47.709	45	—	47.709

※「旧制度」支給率について

現行（新制度）の支給率で算定した退職手当額が、仮にH18.3.31に実際の退職理由と同じ理由で退職したものとして当時の制度（旧制度）で算定した退職手当額を下回る場合には、経過措置として後者の額が保障されます。

※「調整率 83.7/100」について 退職手当条例第二項参照

別表1-2

退職理由別支給率表

<調整率83.7／100>

フルタイム会計年度任用職員に適用

※勤続11年以上での任期満了退職は、福島県職員の退職手当に関する条例第3条による。

勤続年数	自己都合 資格要件喪失	任期満了 公務外傷病	公務外死亡 通勤傷病	公務死亡 公務傷病
1	0.5022	0.837	0.837	1.2555
2	1.0044	1.674	1.674	2.511
3	1.5066	2.511	2.511	3.7665
4	2.0088	3.348	3.348	5.022
5	2.511	4.185	4.185	6.2775
6	3.0132	5.022	5.022	7.533
7	3.5154	5.859	5.859	8.7885
8	4.0176	6.696	6.696	10.044
9	4.5198	7.533	7.533	11.2995
10	5.022	8.37	8.37	12.555
11	7.43256	9.2907	11.613375	13.93605
12	8.16912	10.2114	12.76425	15.3171
13	8.90568	11.1321	13.915125	16.69815
14	9.64224	12.0528	15.066	18.0792
15	10.3788	12.9735	16.216875	19.46025
16	12.88143	14.3127	17.890875	20.8413
17	14.08671	15.6519	19.564875	22.22235
18	15.29199	16.9911	21.238875	23.6034
19	16.49727	18.3303	22.912875	24.98445
20	19.6695	19.6695	24.586875	26.3655
21	21.3435	21.3435	26.260875	27.74655
22	23.0175	23.0175	27.934875	29.1276
23	24.6915	24.6915	29.608875	30.50865
24	26.3655	26.3655	31.282875	31.8897
25	28.0395	28.0395	33.27075	33.27075
26	29.3787	29.3787	34.77735	34.77735
27	30.7179	30.7179	36.28395	36.28395
28	32.0571	32.0571	37.79055	37.79055
29	33.3963	33.3963	39.29715	39.29715
30	34.7355	34.7355	40.80375	40.80375
31	35.7399	35.7399	42.31035	42.31035
32	36.7443	36.7443	43.81695	43.81695
33	37.7487	37.7487	45.32355	45.32355
34	38.7531	38.7531	46.83015	46.83015
35	39.7575	39.7575	47.709	47.709
36	40.7619	40.7619	47.709	47.709
37	41.7663	41.7663	47.709	47.709
38	42.7707	42.7707	47.709	47.709
39	43.7751	43.7751	47.709	47.709
40	44.7795	44.7795	47.709	47.709
41	45.7839	45.7839	47.709	47.709
42	46.7883	46.7883	47.709	47.709
43	47.709	47.709	47.709	47.709
44	47.709	47.709	47.709	47.709
45	47.709	47.709	47.709	47.709

※「調整率83.7/100」について 退職手当条例第二項参照

別表2-1

退職手当の調整額の適用表

平成18年4月以降の期間

平成30年4月1日現在

調整額		行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表		研究職 給料表		医療職 給料表(一)		医療職 給料表(二)		医療職 給料表(三)		技能労務職給料表				
														H18.4.1~H25.3.31				
職員の 区分	調整月額	級	級	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	号給	適用区分	級	適用区分
第1号 区分	70,400 円	10																
第2号 区分	65,000 円	9	10					(4)	特別調整額 25% かつ 職務段階別 加算20%									
第3号 区分	59,550 円	8	9	(4)	職務段階別 加算20%	(5)	特別調整額 20%又は2種	(4)	職務段階別 加算20%									
第4号 区分	54,150 円	7	8	(4)	特別調整額 14%以上 又は3種 若しくは4種 かつ 職務段階別 加算15%	(5)	特別調整額 16%又は3種	(4)	上記以外の 者			7						
第5号 区分	43,350 円	6	7	(4)	上記以外の 者	(5)	上記以外の 者	3		7		6						
(3)	職務段階別 加算15%																	
第6号 区分	32,500 円	5	6	(3)	上記以外の 者	(2)		(2)	特別調整額 10%以上	(5)	特別調整額 12%以上	5						
(特2)	経験年数 26年 (大学4卒) 以上			(2)	職務段階別 加算10% かつ 経験年数 35年 (大学4卒) 以上													
第7号 区分	27,100 円	4	5	(特2)	上記以外の 者	3		(2)	上記以外の 者	(5)	上記以外の 者	4		3	33号給以上		5	
(2)	職務段階別 加算10%																	
第8号 区分	21,700 円	3	4	(2)	職務段階別 加算5%	(2)	—	(1)	—	4		3		3	32号給以下		4	
(1)	職務段階別 加算5%以上																	
第9号 区分	0 円	2 1	3 2 1	(2)	上記以外の 者	(2)	上記以外の 者	(1)	上記以外の 者	(2)	上記以外の 者	(2)	上記以外の 者	2	17号給以上 52号給以下 上記以外の 者	(3)	上記以外の 者	
(1)	上記以外の 者																	

※ 「級」のうち、かっこ書きのものは、対応する「適用範囲」を満たす場合のみ適用する。

※ 「適用範囲」のうち、「-」とあるものは、本県においては該当しない。

別表2-2

退職手当の調整額の適用表

平成18年3月以前の期間

調整額		行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表(一)		教育職 給料表(二)		研究職 給料表	医療職 給料表(一)		医療職 給料表(二)	医療職 給料表(三)		技能労務職 給料表		
職員の 区分	調整月額	級	級	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲	級	号給	適用区分
第1号 区分	70,400 円															
第2号 区分	65,000 円	11		(4) 特別調整額 25% かつ 職務段階別 加算20%				(4) 特別調整額 25% かつ 職務段階別 加算20%								
第3号 区分	59,550 円	10	10	(4) 職務段階別 加算20%	(4) 職務段階別 加算20%	(5) 特別調整額 20%	(4) 職務段階別 加算20%									
第4号 区分	54,150 円	9	9	(4) 上記以外の 者	(4) 特別調整額 14%以上 かつ 職務段階別 加算15%	(5) 特別調整額 16%	(4) 上記以外の 者				7					
第5号 区分	43,350 円	8	8	(3) 職務段階別 加算15%	(4) 上記以外の 者	(5) 上記以外の 者	3		7 6		6					
第6号 区分	32,500 円	7	7	(3) 上記以外の 者	3 (2) 職務段階別 加算10% かつ 経験年数 35年 (大学4卒) 以上	4 (2) 特別調整額 10%以上	(2) 特別調整額 12%以上	5								
第7号 区分	27,100 円	6	6	2	(2) 職務段階別 加算10%	3	(2) 上記以外の 者	(5) 上記以外の 者	4		3	9号給以上				
第8号 区分	21,700 円	5 4	5 4	(1)	—	(2) 職務段階別 加算5%	(2)	—	(1)	—	4 3	3	8号給以下			
						(1) 職務段階別 加算5%以上					2	7号給以上				
											4号給以上 6号給以下		当該号給 以上の 在級期間 120月超			
第9号 区分	0 円	3 2 1	3 2 1	(1) 上記以外の 者	(2) 上記以外の 者	(2) 上記以外の 者	(1)	上記以外の 者	(2)	上記以外の 者	2	4号給以上 6号給以下	上記以外の 者			
					(1) 上記以外の 者	1			1		3号給以下					
											14号給以上		上記以外の 者			
											1	13号給以下				

※ 「級」のうち、かつこ書きのものは、対応する「適用範囲」を満たす場合のみ適用する。

※ 「適用範囲」のうち、「-」とあるものは、本県においては該当しない。

2 老齢厚生年金等

公的年金制度の概要

1 現在の公的年金制度について

日本の公的年金制度は、全国民に共通した「国民年金(基礎年金)」と企業等に勤めている方が加入する「厚生年金(被用者年金)」の体系となっています。

(1) 全国民に共通した年金 「国民年金(基礎年金)」(下図の1階部分)

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての国民が国民年金制度に加入します。
すべての国民年金制度加入者に共通に給付される年金を「基礎年金」といいます。

(2) 民間の被用者や公務員の報酬比例の年金 「厚生年金(被用者年金)」(下図の2階部分)

民間サラリーマンや公務員が加入する年金です。

勤務されていた期間の報酬を基に年金が決定されるため、同じ期間勤めた方であっても年金額は人によって異なります。

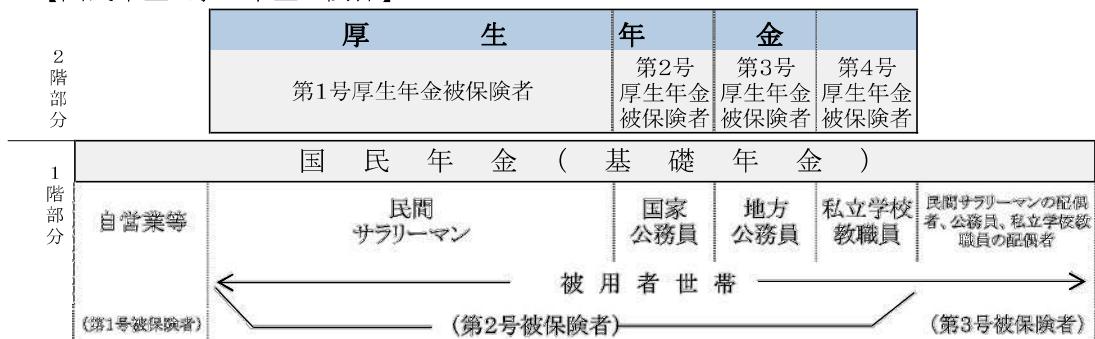
2 被用者年金制度の一元化

平成27年10月に、それまでの共済年金制度が廃止され、厚生年金保険制度に公務員及び私学教職員も加入することとなり、被用者の年金は厚生年金保険制度に統一されました。

このことにより、平成27年9月以前の地方公務員共済組合の組合員期間は、厚生年金保険法上、厚生年金保険の第3号被保険者期間とみなされることとなりました。

被用者年金制度の一元化に伴い、現在の掛金・負担金(保険料)算定の基礎が標準報酬月額を基礎とする標準報酬制を探るなど、共済年金と厚生年金保険との間の制度的な差異については、基本的には厚生年金保険に揃えることで解消されています。また、職域年金相当部分は公的年金としての給付が廃止され、新たに「年金払い退職給付」という制度が創設されました。

【国民年金と厚生年金の関係】



3 受給資格期間

老齢年金は、厚生年金保険の被保険者期間があり、公的年金等の期間を合算した期間が25年以上ある者に支給されることとなっていましたが、平成29年8月1日に受給資格期間が25年以上から10年以上に短縮されました。

4 国民年金

(1) 被保険者の種類

国民年金は、その被保険者の種類によって次の3つに区分されます。
共済組合の組合員は、国民年金の第2号被保険者に該当します。

国民年金第1号被保険者	20歳以上60歳未満の方(第2号、第3号被保険者以外)
国民年金第2号被保険者	厚生年金保険の被保険者(共済組合の組合員を含む)
国民年金第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

(2) 国民年金からの給付の種類(基礎年金)

老齢基礎年金	公的年金等の期間を合算した期間が10年以上ある場合に、65歳から支給
障害基礎年金	被保険者である間又は被保険者の資格喪失後でも60歳以上65歳未満で国内に住所があるときに初診日のある傷病が原因で、障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態になった場合に支給
遺族基礎年金	被保険者及び被保険者の資格喪失後、国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者や老齢基礎年金の受給権者が死亡した場合に、一定要件を満たす配偶者、子等に支給

5 厚生年金

(1) 被保険者の種類

勤務されている事業所により、以下の4つに区分されます。

共済組合の組合員は、第3号厚生年金被保険者に該当します。

第1号厚生年金被保険者	第2号から第4号以外の厚生年金被保険者。日本年金機構が所管 (民間企業、再任用4／5勤務・3／5勤務)
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者。国家公務員共済組合連合会が所管。
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者。各地方公務員共済組合が所管。 (県職員、市町村職員、公立学校職員、再任用フル)
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者である厚生年金被保険者。日本私立学校振興・共済事業団が所管。

(2) 厚生年金の種類

老齢厚生年金	被保険者が一定年齢に到達し、労働することができなくなった場合に、その生活の安定を図ることを目的とした給付。
障害厚生年金	被保険者が病気又は負傷の結果、一定程度以上の障害の状態になって労働することができなくなったり、労働能力が制限された場合に、その生活の安定を図ることを目的とした給付。
遺族厚生年金	被保険者又は被保険者であった者が死亡した場合に、その遺族の生活の安定を図ることを目的とした給付。

※ 平成27年9月以前に受給権が発生したものについては、それぞれ、退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金、という名称になります。

老齢厚生年金の概要

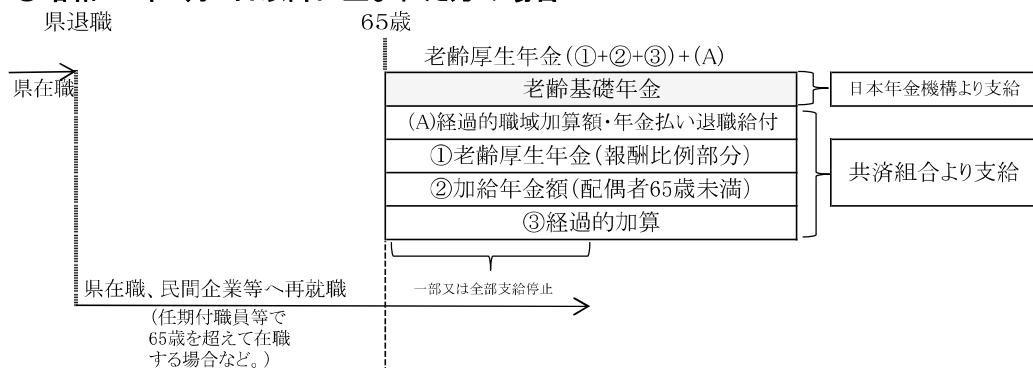
年金は65歳からの支給となります。年金の支給開始は、受給権発生日(誕生日の前日)の属する月の翌月分からとなります。

ただし、年金の支給開始年齢に達した方であっても、任期付職員又は民間等への再就職により、継続又は新たに年金制度に加入した場合には、標準報酬月額等と年金の合計額に応じて、年金の全部又は一部が停止されます。

なお、昭和28年4月2日以後に生まれた方については、60歳以上であれば、支給開始年齢に達しないなくても、年金の繰上げ支給を受けることができます。その際、年金額は繰上げた期間に応じて減額され、一生涯減額された年金額となります（当該繰上げ支給に係る請求手続を行なう場合は、他の受給権を有する年金（他の被用者年金及び老齢基礎年金）についても同時に請求する必要があります。）。

【年金イメージ図～公務員の年金制度～】

○昭和36年4月2日以降に生まれた方の場合



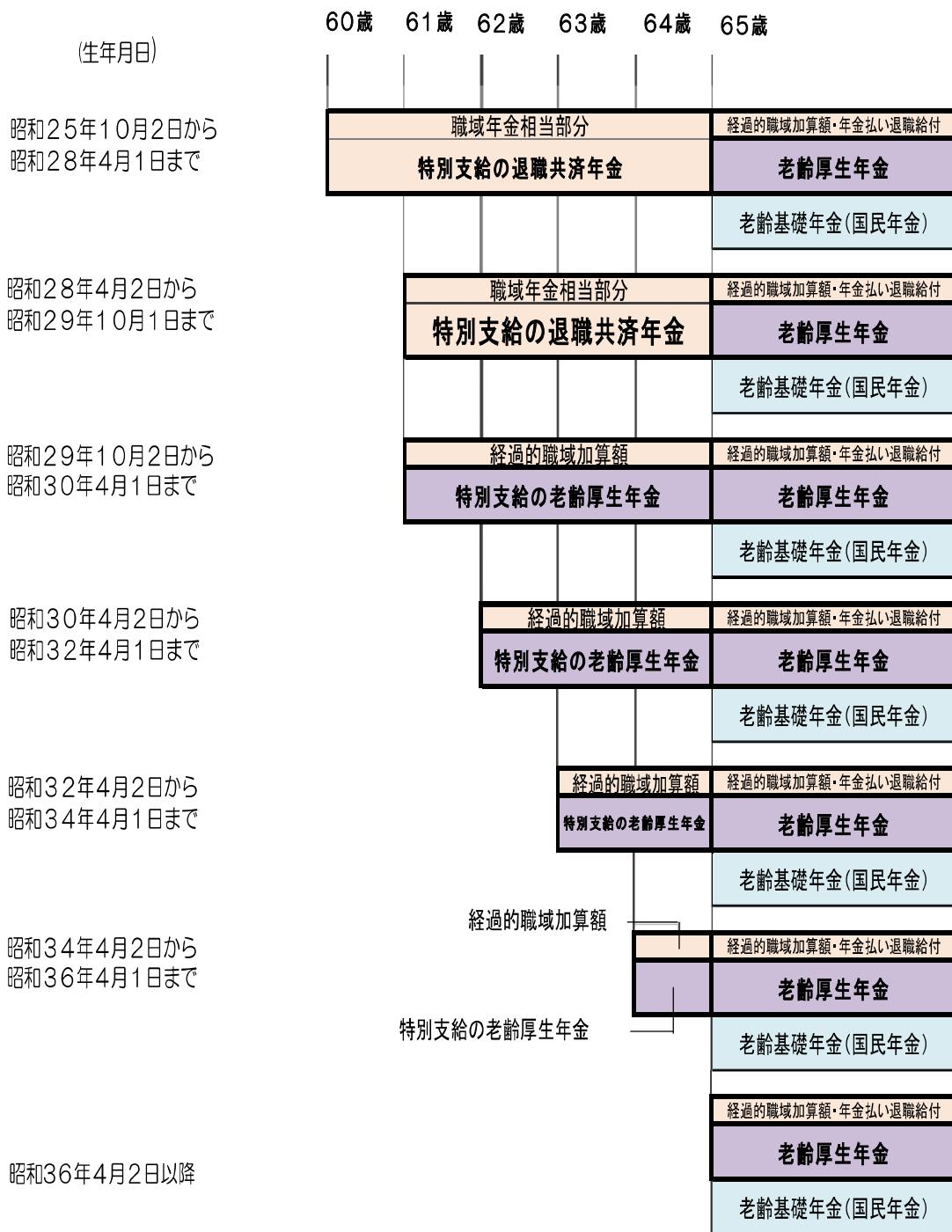
※ (A) 経過的職域加算額
　　・平成27年9月までの組合員期間に応じて支給され、平成27年10月以降の組合員期間に応じて年金払い退職給付が65歳以降支給されます(組合員である場合を除く。)。

※ ①老齢厚生年金
　　…標準報酬月額等に応じて年金額が決定されます。

※ ②加給年金額
…自身が65歳に到達した時点で加給年金の対象となる者がいる場合に、自身の年金に加算がなされます。詳しい要件等についてはP27を参照してください。

※ ③経過的加算
　　…被保険者期間内に20歳未満の期間及び60歳以後の期間がある場合、その期間に応じて65歳から支給される年金額に加算されます。

〈年金の支給開始年齢図〉



(注1) 「経過的職域加算額」は、平成27年10月より前の組合員期間に応じて支給されますので、この期間がない方には支給されません。

(注2) 「職域年金相当部分」は「経過的職域加算額」と名称は変わりますが、計算方法は変わりません。

(注3) 平成27年10月以降の組合員期間がある場合、「年金払い退職給付」の退職年金が65歳以降支給されます。

(注4) 組合員期間及び厚生年金保険の被保険者期間を合算して20年以上ある老齢厚生年金(退職共済年金)の受給権者が65歳に達したときに、その者によって生計維持していた65歳未満の被扶養配偶者等がある場合は、65歳以降に支給される老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

老齢厚生年金等の内容

1 老齢厚生年金

被用者年金制度の一元化に伴い、公務員の年金は、退職共済年金ではなく老齢厚生年金として決定されます。ただし、名称は老齢厚生年金となります、計算方法については、一元化前の退職共済年金と変わりません。

また、地方公務員の加入期間に係る老齢厚生年金の決定・支給については、各地方公務員共済組合(地方職員共済組合等)が行います。

なお、下記「(1)老齢厚生年金」とは別に、平成27年9月までの公務員共済組合の加入期間を基に、旧退職共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額(P29～P30参照)、平成27年10月以降の公務員期間を基礎とする年金払い退職給付(P30～P34参照)がそれぞれ支給されます。

(1) 老齢厚生年金

老齢厚生年金は、共済組合の加入期間の報酬や加入月数によって計算されます。

①と②を比較して、高い方の年金額が支給されます。

①、②とも、総報酬制の導入(P26参照)の前後に分けて計算します。

① 本法の額(以下aとbを合算した額)

a 平成15年3月までの期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者(組合員)期間の月数}$$

b 平成15年4月以後の期間

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者(組合員)期間の月数}$$

② 従前額保障(以下aとbを合算した額)

a 平成15年3月までの期間

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{平成15年3月までの被保険者(組合員)期間の月数} \times \text{従前額改定率} \text{注1}$$

b 平成15年4月以後の期間

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者(組合員)期間の月数} \times \text{従前額改定率} \text{注1}$$

注1 従前額改定率は物価変動により改定されます。

【平均標準報酬月額、平均標準報酬額の基本算定】

(i) 平成15年3月までの期間に係る平均標準報酬月額の基本算定

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成15年3月までの被保険者(組合員)期間の月数}}$$

(ii) 平成15年4月以後の期間に係る平均標準報酬額の基本算定

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{「各月の標準報酬月額} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「標準賞与額} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成15年4月以後の被保険者(組合員)期間の月数}}$$

【総報酬制について】

平成15年4月1日から、給料だけでなく、期末手当等からも共済組合長期掛金を徴収し、年金額にも反映させていく「総報酬制」が導入されています。したがって、標準報酬等の平均を算出する際には、総報酬制が導入される平成15年4月を境に、平均報酬月額(平成15年3月以前)・平均報酬額(平成15年4月以降)を求め、それを基に年金額(報酬比例部分)を計算しています。

【標準報酬制について】

毎年4月から6月までの報酬の平均額を基に「標準報酬月額」を原則、年1回決定(定時決定)します。これをその年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とし、保険料等の算定基礎とする制度です。また、期末手当等の額を基に、「標準賞与額」を決定します。被用者年金制度の一元化に伴い、公務員についても標準報酬制が導入されています。

なお、平成27年9月までの地方公務員共済年金制度では、標準報酬制ではなく手当率制がとられていました。このため、被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年9月以前の掛金の標準となった給料の額に手当率(1.25)を乗じて得た額を標準報酬月額、掛金の標準となった期末手当等の額を標準賞与額とそれぞれみなして、平均標準報酬月額及び平均標準報酬額を計算することとなります。

【老齢厚生年金の要点】

公務員の老齢年金は、老齢厚生年金と経過的職域加算額で構成され、

・平成15年3月31日までの組合員期間を基礎として算定される金額

・平成15年4月1日以後の組合員期間を基礎として算定される金額

の合算額となります。

(年金のイメージとしては、①～③の合計となります)

①平成15年3月まで 老齢厚生年金+経過的職域加算額 平均標準報酬月額を使用

②平成15年4月～平成27年9月まで

老齢厚生年金+経過的職域加算額 平均標準報酬額を使用

③平成27年10～ 老齢厚生年金のみ 平均標準報酬額を使用

(2) 加給年金額

① 概要

老齢厚生年金の受給者で、被保険者期間(公務員の期間と民間等に勤務した期間を合算した期間)が20年以上ある方が、65歳に到達し本来支給の老齢厚生年金を受ける権利を取得した当時、以下のア～ウのいずれかに該当する者があり、かつ、エ、オに該当する場合に、「加給年金額」が加算されます。

- | |
|-------------------------------------|
| ア 65歳未満の配偶者 |
| イ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 |
| ウ 20歳未満の子で障害等級が1級又は2級に該当する障害の状態にある子 |
| エ 年金を受け取る本人と生計が同一(住民票上同一住所等)であること |
| オ (加給年金額対象者の)年収が850万円未満であること |

② 加給年金額の算定

配偶者に対する加算額(※)

受給者(請求者本人)の生年月日	加給加算額
昭和18年4月2日～	415,900円

※ 加給年金額対象者が配偶者である場合の加給年金額については、請求者本人の生年月日の区分に応じ金額が加算されます。

子に対する加算額

子の人数	加給加算額
2人目まで1人につき	239,300円
3人目から1人につき	79,800円

上記2つの表の金額は令和6年度の額であり、物価の変動等により金額が変更になります。

③ 加給年金額の停止

加給年金額の対象となっている配偶者が次のいずれかに該当する場合は、加給年金額の支給が停止されます。

- | |
|---|
| ア 加入期間(年金の算定基礎期間)が20年以上である老齢厚生年金を受給するとき
※国民年金制度の老齢基礎年金は支給停止の対象外です。 |
| イ 障害厚生年金または国民年金制度の障害基礎年金を受給するとき |

配偶者(65歳未満)が受給権を有する 公的年金(例) (全額は支給停止されていない場合)	左記年金の 算定基礎期間	請求者本人の 加給年金額支給
老齢厚生年金又は退職共済年金	20年以上	支給停止となる
老齢厚生年金又は退職共済年金	20年未満	支給される
繰上げ支給の老齢基礎年金	—	支給される
障害厚生(共済)年金・障害基礎年金	—	支給停止となる

④ 加給年金額の失権

加給年金額の対象となる配偶者又は子が次のいずれかに該当するに至った場合には、加給年金額を受ける権利が失われ、それに伴って年金の額が改定されます。

配偶者及び子に共通する事項

- ア 死亡したとき
- イ 受給者によって生計を維持されている状態でなくなったとき

配偶者に係る事項

- ウ 離婚又は婚姻の取消しをしたとき
- エ 65歳に達したとき(配偶者自身が老齢基礎年金を受給できるため)

子に係る事項

- オ 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき
(障害等級の1級又は2級に該当する障害の状態にある子を除く)
- カ 婚姻したとき
- キ 養子縁組によって受給者の配偶者以外の者の養子となったとき
- ク 養子縁組による子が離縁したとき
- ケ 障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある子(18歳に達する以後の最初の3月31日までの間にある子を除く)が障害等級1級又は2級に該当しなくなったとき
- コ 障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある子が20歳に達したとき

(3) 障害者及び長期在職者の特例

65歳前でも、障害者特例(障害等級3級以上)に該当する者や加入期間が44年以上の長期在職者にあっては、老齢厚生年金に老齢基礎年金に相当する年金(定額部分という)や加給年金が加算される場合があります。

詳しくは、年金担当にお尋ねください。

2 経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)

(1) 経過的職域加算額とは

経過的職域加算額とは、これまでの共済年金のうちの職域年金相当部分が被用者年金制度の一元化により廃止されたことに伴い、これまで職域年金相当部分を受給している方、または平成27年9月まで1年以上の引き続く組合員期間を有する方に対して、経過措置として支給されます。

(2) 経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)が支給される場合

- ① 平成27年10月1日時点で65歳以上であり、退職共済年金の受給権を有している場合
→ 厚生年金相当部分と職域年金相当部分が、ともに退職共済年金として支給されます。
- ② 平成27年10月1日時点で65歳未満であり、退職共済年金の受給権を有している場合
→ 厚生年金相当部分と職域年金相当部分が、65歳までともに退職共済年金として支給されますが、65歳以降は厚生年金相当部分が老齢厚生年金として支給され、職域年金相当部分が経過的職域加算額として支給されます。
- ③ 平成27年10月1日前に1年以上の引き続く組合員期間があり、平成27年10月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得する場合
→ 厚生年金相当部分が老齢厚生年金として支給され、職域年金相当部分が経過的職域加算額として支給されます。

(3) 計算方法

経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)は、一元化前までの共済組合の加入期間の報酬や加入月数によって、次のように計算され、①と②を比較して、高い方の年金額が支給されます。

なお、「経過的」とあるように、被用者年金制度の一元化による改正前の地方公務員等共済組合法の規定に基づき算定されます。

① 本法の額(以下aとbを合算した額)

a 平成15年3月までの期間

$$\text{平均給料月額} \times \frac{1.425}{1000} (\text{※1}) \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}}{1000}$$

※1 被用者年金制度一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.713/1000

b 平成15年4月以後の期間

$$\text{平均給与月額} \times \frac{1.096}{1000} (\text{※2}) \times \frac{\text{平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数}}{1000}$$

※2 被用者年金制度一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.548/1000

② 従前額保障(以下aとbを合算した額)

a 平成15年3月までの期間

$$\text{平均給料月額} \times \frac{1.5}{1000} (\text{※1}) \times \frac{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}}{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}} \times \text{従前額改定率} \text{注1}$$

※1 被用者年金制度一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.75/1000

b 平成15年4月以後の期間

$$\text{平均給与月額} \times \frac{1.154}{1000} (\text{※2}) \times \frac{\text{平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数}}{\text{平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数}} \times \text{従前額改定率} \text{注1}$$

※2 被用者年金制度一元化前後の公務員共済組合の加入期間が20年未満の者は0.577/1000

注1 従前額改定率は物価変動により改定されます。

【平均給料月額、平均給与月額の基本算定】

(i) 平成15年3月までの組合員期間に係る平均給料月額の基本算定

$$\text{平均給料月額} = \frac{\text{「平成15年3月までの掛金の標準となった給料月額} \times \text{手当率(1.25)} \times \text{再評価率」の総額}}{\text{平成15年3月までの組合員期間の月数}}$$

(ii) 平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間に係る平均給与月額の基本算定

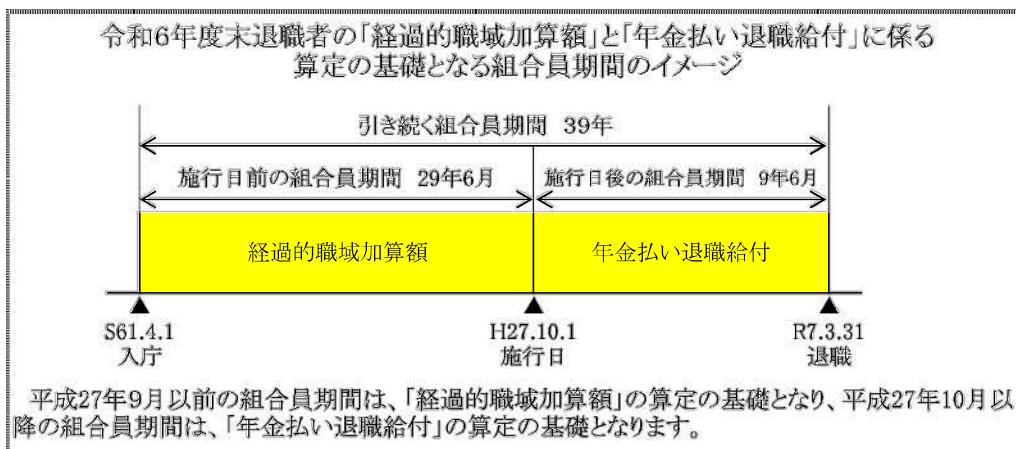
$$\text{平均給与月額} = \frac{\text{「平成15年4月から平成27年9月までの掛金の標準となった給料月額} \times \text{手当率(1.25)} \times \text{再評価率」の総額} + \text{「平成15年4月から平成27年9月までの掛金の標準となった期末手当等の額} \times \text{再評価率」の総額}{\text{平成15年4月から平成27年9月までの組合員期間の月数}}$$

3 年金払い退職給付(「賦課方式」から「積立方式」への変更)

被用者年金制度の一元化に伴い、これまでの退職共済年金の職域年金相当部分は廃止され、新たに「年金払い退職給付」制度が創設されました。年金払い退職給付には、「退職年金」、「公務障害年金」及び「公務遺族年金」の3種類の給付があります。

共済年金の職域年金相当部分は、現役世代の保険料で受給者の給付を賄う「賦課方式」による給付でしたが、年金払い退職給付は、自分の将来の年金給付に必要な原資を、あらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。毎月の付与額(掛金及び負担金)に基準利率(国債の利回りに連動)を付利して累積し、積み立てます(この積み立てた総額を「給付算定基礎額」といいます。)。

平成27年10月1日前の組合員期間と同日後の組合員期間のうち、連続した期間を合計1年以上有している者は、老齢厚生年金とは別に、平成27年9月までの期間に応じた経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)と、平成27年10月以降の期間に応じた年金払い退職給付が支給されます。



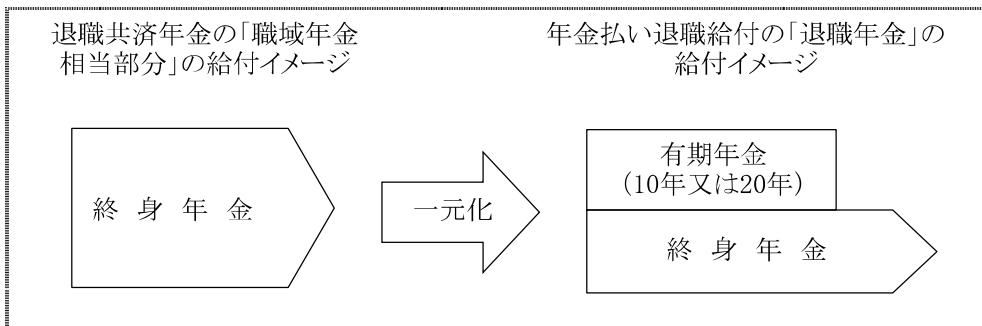
(1) 退職年金

ア 支給要件・概要

退職年金は、次の①～③のいずれにも該当する時に受給権が発生します。

- ① 1年以上の引き続く組合員期間を有する
- ② 65歳に達している
- ③ 退職している

退職年金の種類は、半分は終身退職年金、半分は有期退職年金となります。65歳からの支給ですが、60歳からの繰上げが可能です。また、有期退職年金については、20年の支給期間が原則ですが、10年または全額一時金の選択も可能です。



イ 年金額

○ 終身退職年金

$$\text{終身退職年金額} = \frac{\text{終身退職年金算定基礎額}}{\text{受給権者の年齢に応じた終身年金現価率}}$$

※ 終身退職年金算定基礎額とは

- ① 終身退職年金の給付事由が生じた日からその年の9月30日までの間(給付事由が9月1日から12月31日までに生じた場合は、翌年の9月30日までの間)

$$\text{終身退職年金算定基礎額} = \text{給付算定基礎額} \times 1/2$$

ただし、組合員期間が10年未満の場合は「×1/4」

- ② 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年以後の各年の10月1日から翌年の9月30日までの間

$$\text{終身退職年金算定基礎額} = \text{該当各年の9月30日における終身退職年金額} \times \\ (\text{受給権者の年齢} + 1\text{年の年齢の終身年金現価率})$$

※ 終身退職年金額算定に当たっての受給権者の年齢とは

- ① 終身退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の9月30日までの間は、「終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年の前年の3月31日における受給権者の年齢に1年加えた年齢」です。

- ② 終身退職年金の給付事由が生じた日の属する年以後の各年の10月1日から翌年の9月30日までの間は、「当該各年の3月31日における受給権者の年齢に1年加えた年齢」です。

※ 終身年金現価率とは

各月の10月から9月までの期間に適用される率は、毎年9月30日までに、基準利率(国債の利回りに連動)、死亡率の状況及びその見通しその他政令で定める事情を勘案して終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算する率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

○ 有期退職年金

$$\text{有期退職年金額} = \text{有期退職年金算定基礎額} \\ \div \text{支給残月数に応じた有期年金現価率}$$

※ 有期退職年金算定基礎額とは

- ① 有期退職年金の給付事由が生じた日からその年の9月30日までの間(給付事由が9月1日から12月31日までに生じた場合は、翌年の9月30日までの間)

$$\text{有期退職年金算定基礎額} = \text{給付算定基礎額} \times 1/2$$

ただし、組合員期間が10年未満の場合は「×1/4」

- ② 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年以後の各年の10月1日から翌年の9月30日までの間

$$\text{有期退職年金算定基礎額} = \text{該当各年の9月30日における有期退職年金額} \times (\text{その年の10月1日における} \\ \text{当該有期退職年金の支給残月数に相当する月数に対してその年の9月30日} \\ \text{において適用される有期年金現価率})$$

※ 支給残月数とは

- ① 有期退職年金の給付事由が生じた日からその日の属する年の9月30日までの間は、「240月(支給期間短縮の申出があった場合は120月)」です。
- ② 有期退職年金の給付事由が生じた日の属する年以後の各年の10月1日から翌9月30日までの間は、「240月(支給期間短縮の申出があった場合は120月)から当該給付事由が生じた日の属する月の翌月から当該各年の9月までの月数を控除した月数」です。

※ 有期年金現価率とは

各年の10月から9月までの期間に適用される率は、毎年9月30日までに、基準利率(国債の利回りに連動)その他政令で定める事情を勘案して支給残月数の期間において一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算する率として、地方公務員共済組合連合会の定款で定められます。

○ 遺族に対する一時金

1年以上の引き続く組合員期間を有する者が死亡した場合には、その者の退職年金の受給権の有無・組合員期間等に応じ、その遺族に対し一時金が支給されます。

(2) 公務障害年金

公務障害年金は、公務による(通勤を除く)病気又は傷病(以下「公務傷病」といいます。)の初診日において組合員であったものが、障害認定日において、その公務傷病による障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に支給されます。

(3) 公務遺族年金

公務遺族年金は、組合員又は組合員であった者が次のいずれかに該当するときに支給されます。

- ① 組合員が公務傷病により死亡したとき。
- ② 組合員であった者が、退職後に、組合員であった間に初診日がある公務傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき。
- ③ 障害等級1級又は2級に該当する障害の状態にある公務障害年金の受給権者が当該公務障害年金の給付事由となった公務傷病により死亡したとき。

4 年金に関する情報の確認

地方職員共済組合のホームページには、「年金ガイドブック」など厚生年金保険制度に関する情報が掲載されておりますので、参考にしてください。

また、ご自身の年金加入記録や年金見込額等を確認したい場合は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」や地方職員共済組合のホームページ内にある「年金記録の電子交付(マイナ手続きポータル)」から利用登録をしていただくことで、確認することができます。

年金記録の電子交付は
こちらのアイコンから



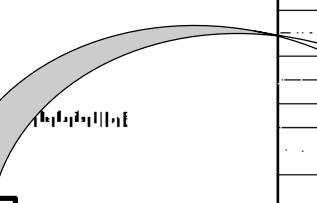
マイナンバーカードが必要です

「年金記録の電子交付」利用登録
に係る問い合わせは、
地方職員共済組合本部
年金相談窓口
電話 03-3261-9850
までご連絡ください。

▲退職年金(終身退職年金・有期退職年金)の決定例▲

料金後納
郵便

親展

様


8553

給付算定基礎額残高通知書です

受取人の方へお会いしてない場合は、『請款用紙履歴』を宛
先へ手渡し又は記入封上に明記する。又は七ヶ所ホストへ提出する事も可
能です。

問い合わせ先・返戻先

支 所 名	地方労員共済組合 福島県支部
郵 便 番 号	960-8030
住 所	福島市杉妻町2-16(総務部福利厚生室)
電 話 号	024-521 7241
お問い合わせ時間	月～金曜日 8：30～12：00 13：00～17：00

箇面を、ゆっくりとお読みください
お読みされている場合はよくお読みからお読みください。

給付算定基礎額残高通知書

月	年	月	年
前年度末	令和6年 4月	令和6年 5月	令和6年 6月
4月	410,000	615,0	0
5月	410,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	19,680	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	0
6月	1,378,000	20,670	0
7月	140,000	615,0	0
8月	140,000	615,0	0
9月	140,000	615,0	0
10月	140,000	615,0	0
11月	140,000	615,0	0
12月	1,378,000	20,670	0
1月	140,000	615,0	0
2月	140,000	615,0	0
3月	140,000	615,0	0
4月	1,378,000	20,670	0
5月	140,000	615,0	

▲老齢厚生年金の計算例(62歳で退職し、65歳から受給する場合の例)▲

福島 太郎(本人) 昭和39年7月4日生まれ(61歳)…地共済組合員
花子(妻) 昭和40年5月5日生まれ(60歳)…加給年金対象者
昭和62年4月1日採用、令和9年3月31日退職予定。(62歳定年)
[公務員の加入期間 480月(40年)]
=平成15年3月まで 192月、平成15年4月以降 288月]
平成15年3月までの平均標準報酬月額 310,000円
平成15年4月以降の平均標準報酬額 605,000円
平成27年9月までの平均標準報酬額 600,000円
※ 年齢、公務員の加入期間は令和8年3月31日時点

①老齢厚生年金

(1) 平成15年3月まで

$$\begin{array}{l} \text{報酬比例部分} \quad 310,000\text{円} \times 7.5/1000 \times 192\text{月} = 446,400 \\ \text{経過的職域加算額} \quad 310,000\text{円} \times 1.5/1000 \times 192\text{月} = 89,280 \end{array} \left. \right\} = 535,680 \text{円}$$

(2) 平成15年4月以降

$$\begin{array}{l} \text{報酬比例部分} \quad 605,000\text{円} \times 5.769/1000 \times 288\text{月} = 1,005,191 \\ \text{経過的職域加算額} \quad 600,000\text{円} \times 1.154/1000 \times 150\text{月} = 103,860 \end{array} \left. \right\} = 1,109,051 \text{円}$$

※ 経過的職域加算額は平成27年9月までの公務員期間により算定されます。

$$\textcircled{1}(1) + \textcircled{1}(2) = 1,644,731 \text{円} \cdots \text{I}$$

② 加給年金額

$$415,900 \text{円} \cdots \text{II}$$

※ 加給年金額については、配偶者が65歳に到達したときに失権(P28参照)します。

④ 経過的加算額 57,799 円 … III (60歳以降の額)

※ 「老齢基礎年金」の算定基礎期間に含まれない被保険者期間(20歳未満の期間及び60歳以後の期間)に係る老齢基礎年金に相当する額を老齢厚生年金に加算するものです。

$$\text{I} + \text{II} + \text{III} = 2,118,430 \text{円} \cdots \text{IV}$$

⑤ 老齢基礎年金(日本年金機構から支給) 774,521 円 (20歳～60歳までの447月分の額) V

※ 保険料納付済期間が40年(480月)ある場合の年金額は(令和7年4月現在)満額の831,700円です。

◎ 65歳以降(令和11年8月分～)の決定年金額(年額)

$$\text{IV} + \text{V} = 2,892,951 \text{円}$$

※ なお、この他に65歳からは平成27年10月以降の公務員の期間に応じた年金払い退職給付が支給となります。この計算例には含まれておりません。

※ 計算では物価変動による改定率を考慮していません。

※ 上記の例では、従前額保障による計算式のみを表示しています(年金決定者の全員が従前額保障の計算式が適用されるとは限りません)。

5 老齢基礎年金の支給繰上げ

老齢基礎年金は、本来65歳に到達した時に日本年金機構から支給されることとなります。支給を前倒しして、60歳から65歳前までの間にも老齢基礎年金を受け取ることができる「老齢基礎年金の繰上げ請求」の制度があります。

老齢厚生年金の繰上げ請求を選択すると、その後に受けられる老齢基礎年金の額は、一生涯、減額後の額で支給されますので、御注意ください。(減額率は一月当たり0.4%となります。)

老齢基礎年金の繰上げ請求を行った場合、老齢厚生年金と経過的職域加算額も同時に繰上請求をする必要があります。そのため、60歳からは、いずれも減額された老齢厚生年金、経過的職域加算額、老齢基礎年金が支給されることになります。(図2参照)

なお、経過的加算額(P35参照)及び加給年金額(P27参照)は、繰上げ請求の対象外です。

【繰上げ支給の老齢基礎年金の額】

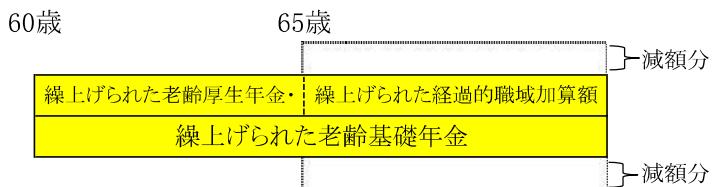
$$65歳から支給される老齢基礎年金の額 - (65歳から支給される老齢基礎年金の額 \times 4/1,000 \times \frac{\text{請求した月から65歳に達する月の前月までの月数}}{12})$$

【昭和38年4月2日以降に生まれた方の繰上げイメージ図】

(図1) 老齢基礎年金の繰上げ請求をしない場合



(図2) 60歳から老齢基礎年金の全部繰上げ請求をする場合



【老齢基礎年金の繰上げ請求に係るポイント】

- ・老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば60歳から繰上げ請求をすることができます。(最大5年間の繰上げが可能。)
- ・繰上げ1か月につき支給額が0.4%減額となります。(60歳で繰上げた場合、24%減額。)
- ・繰上げ請求をすると、減額された年金が一生続きます。
- ・障害の状態になつても、障害基礎年金を受給できません。
- ・遺族が寡婦年金を受給できなくなります。
- ・国民年金の任意加入ができなくなります。

▲老齢基礎年金の全部繰上げ請求の計算例▲

○ 生年月日	昭和39年12月4日
○ 退職年月日	令和8年3月31日(退職)
○ 組合員期間	468月(39年)
○ 公的年金加入月数	480月(40年)

◎ 受給できる老齢基礎年金の年額(概算額)

(1) 繰上げ請求を行わない場合

$$831,700\text{円} \times 480\text{月} \text{ (20歳から60歳までの公的年金加給月数)} \div 480\text{月}$$

$$= \underline{831,700\text{円}} \text{ (65歳到達月の翌月分から)}$$

$$\text{※ 老齢基礎年金額} = 831,700\text{円} \times X\text{月} \div 480\text{月}$$

(X月…20歳から60歳までの公的年金加入(保険料納付済等)月数)

(2) 62歳到達時(令和8年12月)に全部繰上げ請求を行った場合

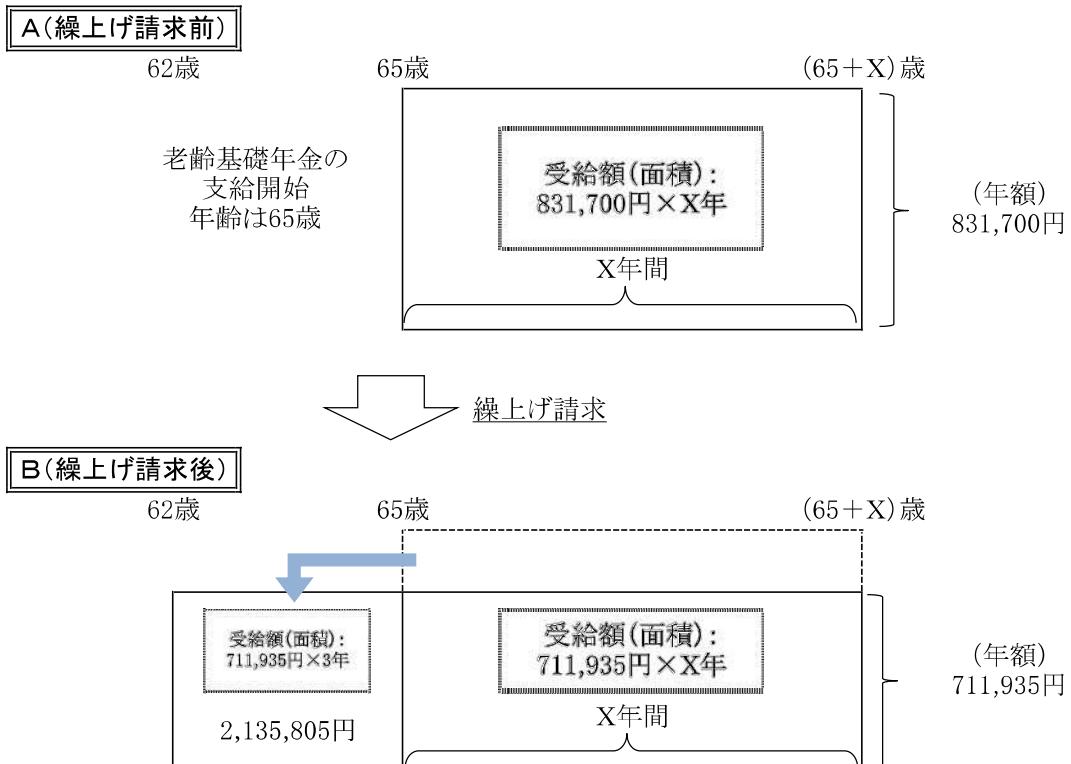
$$831,700\text{円} - (831,700\text{円}) \times \frac{0.4\%}{\textcircled{1}} \times \frac{36\text{月}}{\textcircled{2}}$$

$$= \underline{711,935\text{円}} \text{ (62歳到達月(繰上げ請求月)の翌月分から)}$$

①…全部繰上げ請求をした場合の1月あたりの老齢基礎年金の減額率

②…繰上げ請求月から65歳到達月の前月までの月数

【老齢基礎年金の繰上げ請求(62歳時)のイメージ図】



上図において、65歳からX年後にA(繰上げ前)とB(繰上げ後)の総受給額(面積)が等しくなると仮定すると、下記の計算式が成立します。

$$\begin{aligned}
 831,700\text{円} \times X\text{年} &= 711,935\text{円} \times X\text{年} + 2,135,805\text{円} \\
 X\text{年} &= 17.833\cdots \\
 X\text{年} &\approx 17.9
 \end{aligned}$$

この場合、 $65\text{歳} + 17.9\text{年} = 82.9\text{歳}$ が総受給額が逆転する分岐点になります。(概算)

※ 上図については、今後の年金制度の改正、物価スライド率の改定による年金額の変動、停止額の有無、税金・保険料等の控除額を考慮しないで試算したものです。

【老齢基礎年金を全部繰上げ請求した場合としない場合との比較】

老齢基礎年金の受給開始年齢	繰上げ請求をした場合の、繰上げ年齢ごとの					
	• 老齢基礎年金の減額率(上段) • 繰上げ請求しない場合との受給総額逆転年齢(下段)					
60歳から 繰上げ	61歳から 繰上げ	62歳から 繰上げ	63歳から 繰上げ	64歳から 繰上げ		
老齢基礎年金の減額率	65歳	24%減額 80歳11ヶ月	19.2%減額 81歳11ヶ月	14.4%減額 82歳11ヶ月	9.6%減額 83歳11ヶ月	4.8%減額 84歳11ヶ月

※ 老齢基礎年金の減額率は、1月あたり0.4%で計算されています。

6 老齢厚生年金の支給繰上げ

平成12年の法改正において、老齢厚生年金の支給開始年齢が引き上げられた者（昭和28年4月2日以降生まれの方）については、60歳に達した以降、本来の支給開始年齢よりも前から退職共済年金・老齢厚生年金を繰上げて受給できる制度が導入され、繰上げ請求を行う場合には、その請求があつた日に受給権が発生し、請求した日の属する月の翌月から支給が始まります。

なお、年金額は繰上げ1か月当たり0.4%（1年当たり4.8%）減額されます。

また、この年金を請求した場合は、他の受給資格を有する年金（老齢基礎年金等）についても同時に請求を行う必要があり、老齢厚生年金の繰上げ支給に併せて、同じ割合で減額されます。

特別支給の老齢厚生年金を繰上げ請求した場合、同様に、経過的職域加算額も同じ割合で減額されます。

【繰上げ支給の年金の額】

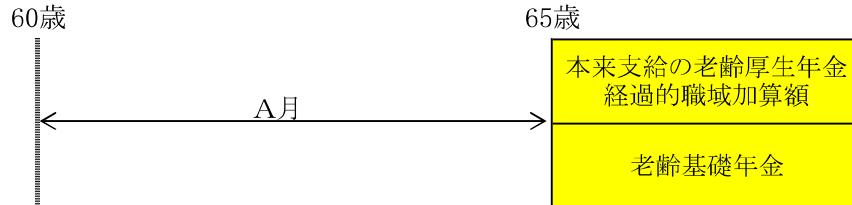
老齢厚生年金の額 - (老齢厚生年金の額 × 4 / 1,000 × A月)

経過的職域加算額 - (経過的職域加算額 × 4 / 1,000 × A月)

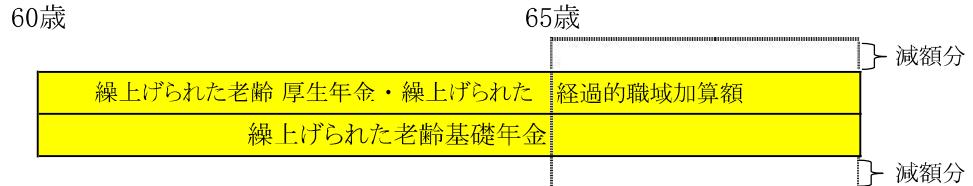
【繰上げ支給の老齢基礎年金の額】

老齢基礎年金の額 - (老齢基礎年金の額 × 4 / 1,000 × A月)

（図1） 繰上げ請求をしない場合



（図2） 60歳から繰上げ請求をする場合



【老齢厚生年金の繰上げ請求をする場合の注意点】

- (1) 繰上げ請求後は、その決定を取り消すことはできず、生涯減額(1月当たり0.4%)された年金額となります。
- (2) 加給年金額は、繰上げの対象にはなりません。65歳以降に加給年金額対象者がいる場合に加算されます。
- (3) 他の被用者年金の受給資格を有する場合は、同時に繰上げ請求を行う必要があります。
- (4) 老齢基礎年金を同時に繰上げ請求する必要があります。
- (5) 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できません。
- (6) 繰上げ請求後は、障害の状態に該当するようになつても、障害基礎年金を請求することはできません。
- (7) 繰上げ請求後、65歳までに、遺族厚生年金が発生した場合は、65歳までの間、老齢厚生年金及び老齢基礎年金と遺族厚生年金はどちらか一方の選択となります。
- (8) 繰上げ受給した老齢厚生年金については、再就職先の標準報酬月額等や年金額に応じて、年金の支給停止額の計算が行われ、その結果、年金額の全部又は一部が支給停止となる場合があります。

7 老齢基礎年金・老齢厚生年金等の支給繰下げ

- (1) 老齢基礎年金、老齢厚生年金(経過的加算・経過的職域加算を含む)及び年金払い退職給付(退職年金)は、65歳からの支給を最大75歳まで繰下げ請求が可能です。
- (2) 繰下げ請求は、65歳以降の(本来支給の)老齢厚生年金の受給権を取得した者で、その日から1年を経過する前に請求の手続きを行わなかった者が、66歳以降に繰下げの申出をした場合に、申出の翌月分から増額した年金となります。
- (3) 繰下げ1か月につき支給額が0.7%増額します。
- (4) 老齢基礎年金と老齢厚生年金は別々に繰下げ請求することができます。
- (5) 老齢厚生年金を繰下げ請求すると、受給要件を満たす配偶者がいても加給年金は支給されません。また、加給年金額は繰下げしても増額されません。
- (6) 障害年金・遺族年金の受給権者となった以降は、繰下げ請求をすることはできません。
- (7) 繰下げ待機期間中に所得による年金額が一部停止となった場合などは、支給停止されている額を除いて繰下げ加算額を計算します。
- (8) 詳しくは、年金担当にお尋ねください。

8 年金に係る税金

年金は、税法上、雑所得となっており、所得税と住民税が課税されます。

(1) 所得税の徴収について

所得税は、年金を支給する都度、年金から源泉徴収されます。

年金の受給者は、毎年10月に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合本部給付課に提出する必要があります(毎年10月上旬頃に、共済組合本部給付課から申告用紙が送付されますので、必要事項を御記入の上、10月末までに御返送ください。)。

地方職員共済組合では、申告書の提出の有無や申告書に記載された内容により、所得税額の計算を行います。

ただし、退職後、民間企業・公社等に再就職し、再就職先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出する方や再任用の方は、共済組合に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は必要ありません。

(2) 住民税の徴収について

住民税については、65歳以上の方で、介護保険料が特別徴収されている年額18万円以上の老齢又は退職を支給事由とする年金(共済年金では『退職年金』・『減額退職年金』・『通算退職年金』)を受給されている方のうち、市区町村から依頼を受けた場合に限り、対象の年金から個人住民税を徴収しております。ただし、当組合以外の年金(国民年金等)を受給されている方の場合は、そちらの年金から優先的に徴収されますので、当組合の年金から個人住民税が徴収されることはありません。

なお、それ以外については、住所地の市区町村が1月から12月までの所得に基づいて翌年の6月に税額を決定し、直接本人に通知する普通徴収の方法により納める制度になっています。

(3) 復興特別所得税の徴収について

平成25年1月1日以降に支払うべき公的年金等から、所得税を源泉徴収する際に復興特別所得税を併せて源泉徴収することとされました。

これは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法に基づき導入されたもので、期間は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間となっています。

なお、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、所得税の額の2.1%相当額とされています。

(4) 確定申告について

在職中の税金は毎月の給料から控除され年末調整が行われておりましたので、本人が税金を計算し申告することはありませんでした。

しかし、退職後は確定申告で年間の税金を精算することになります。

収入が年金のみの方も原則的に所轄の税務署に、共済組合から送付される源泉徴収票(毎年1月中に「年金受給者だより」等と同封されます。)を添えて、確定申告することになります(期間は、通常 2月16日から 3月15日までとなります。)。

詳細については、お近くの税務署へ御確認願います。

9 再就職した場合の老齢厚生年金・退職共済年金(在職老齢年金)

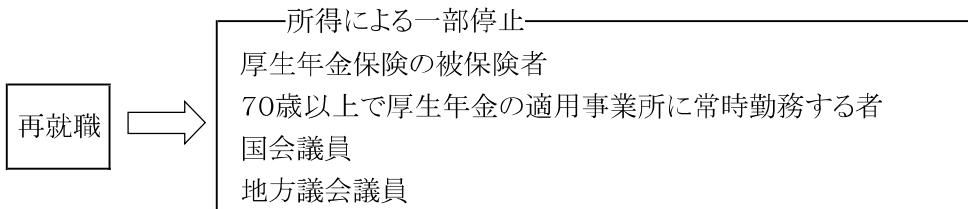
老齢厚生年金受給権者が再就職し、厚生年金保険の被保険者等である間は、その方の賃金と年金額に応じて、年金額の一部又は全部が停止されます。

下記①・②の合計額が51万円(支給停止調整額)を超える場合は、超えた額の1/2の年金が支給停止となります。

- ① 基本月額:老齢厚生年金額(経過的職域加算額、加給年金額、経過的加算額を除く)÷12
- ② 総報酬月額相当額:「標準報酬月額」+「過去1年間の標準賞与額合計額」÷12

なお、退職共済年金受給権者が再就職し、厚生年金保険の被保険者等となった場合も、厚生年金受給権者同様に年金額の一部又は全部が停止されます。

(1) 所得停止の対象者



(2) 一部支給額の算定方法

次の算式により算定された額となります。

ア 基本月額と総報酬月額相当額の合計が51万円以下である場合

支給停止はありません(全額支給)

イ 基本月額と総報酬月額相当額の合計が51万円を超える場合

一部支給される老齢厚生年金の額

$$= \{ \text{基本月額} - (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 51\text{万円}) \times 1/2 \} \times 12$$

※ 基本月額は、老齢厚生年金の年金年額から経過的職域加算額、加給年金額及び経過的加算額を除いた額を12(月)で割って月額としたものとなります。

※ 一部支給される老齢厚生年金(退職共済年金)の額に、加給年金額(決定になっている方)及び経過的加算額(65歳以上の方)が合わせて支給となります。

ただし、支給停止の計算の結果、全額停止となる場合は、加給年金額及び経過的加算額についても支給されません。

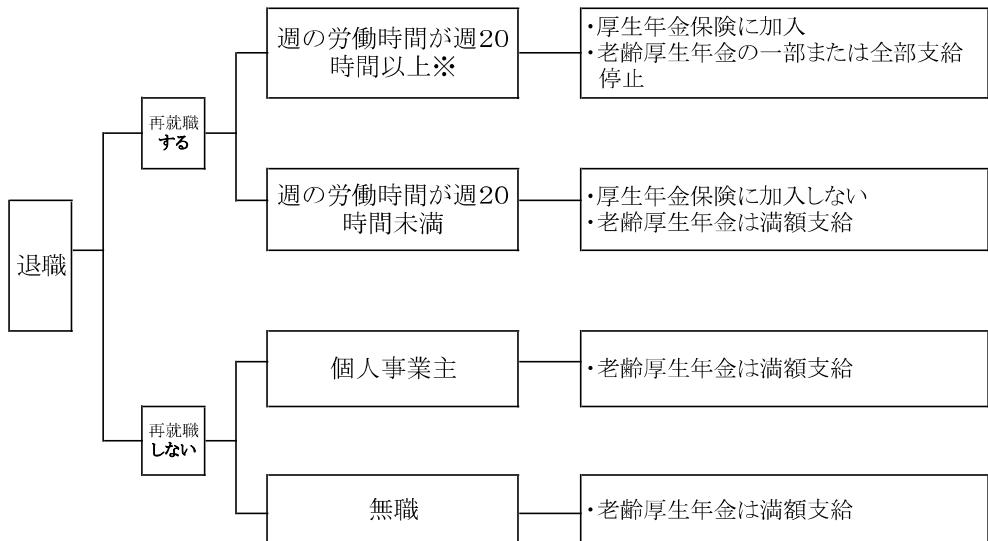
※ 経過的職域加算額(退職共済年金受給者の場合は職域年金相当部分)については、基本月額や総報酬月額相当額に関係なく、公務員(第2号及び第3号厚生年金被保険者)である間は全額支給停止、それ以外は全額が支給となります。

※ 複数の年金(公務員期間に係る老齢厚生年金(退職共済年金)と民間勤務に係る老齢厚生年金等)の受給権を有している場合、年金額を合算して総停止額を算出して、それぞれの年金額で按分し、支給停止となります。

※ 国民年金から支給される「老齢基礎年金」は、支給停止の対象とはならず全額支給されます。

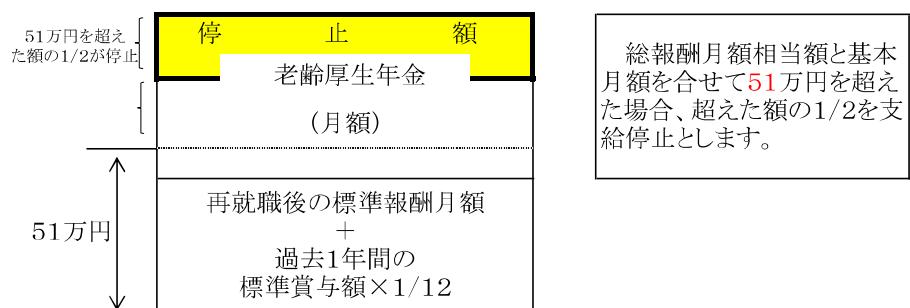
※ 51万円の基準は、賃金や物価の変動に応じて改定される場合があります。

【在職老齢年金のフローチャート】



※ 1週間の所定労働時間が20時間以上であるほか、一定の条件があります。

【在職老齢年金のイメージ図】



▲ 老齢厚生年金の一部支給の計算例 ▲

令和7年度末退職後、令和8年4月から民間企業へ再就職(第1号厚生年金被保険者)し、令和10年7月4日に65歳で年金を受け取る権利が発生した場合の令和10年8月分の年金支給額を算定すると以下のとおりになります。(年金額は、P.35の数値を引用しています。)

- 老齢厚生年金 1,451,591円(年額)
- 経過的職域加算額 193,140円(年額)
- 令和9年4月からの標準報酬月額 380,000円
- 令和9年8月～令和10年7月に支給された標準賞与額の総額 1,500,000円

$$\begin{aligned}\text{基本月額} &= 1,451,591 \text{円 (老齢厚生年金)} \times 1/12 \\ &= 120,966 \text{円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{総報酬月額相当額} &= 380,000 \text{円 (標準報酬月額)} + 1,500,000 \text{円 (過去1年の標準賞与額)} \times 1/12 \\ &\approx 505,000 \text{円}\end{aligned}$$

基本月額と総報酬月額相当額の合計が支給停止調整額を超える場合、年金の一部が支給停止となります。

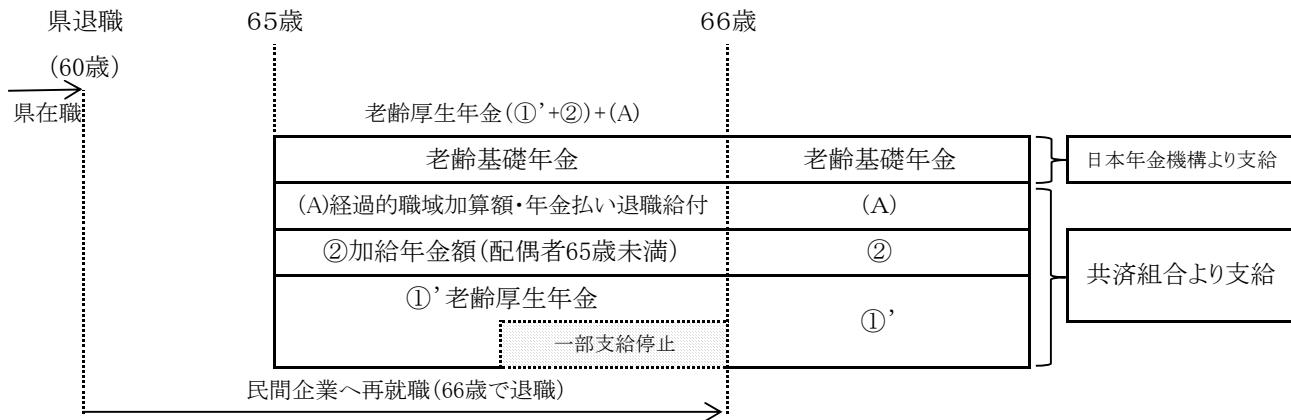
◎支給停止調整額を62万円と仮定した場合に、一部支給される老齢厚生年金の額(月額)

$$\begin{aligned}120,966 \text{円} - (505,000 \text{円} + 120,966 \text{円} - 620,000 \text{円}) \times 1/2 \\ = 117,983 \text{円} (\text{※})\end{aligned}$$

第1号厚生年金被保険者の場合、経過的職域加算額は停止にならないため、経過的職域加算額の1月当たりの金額16,095円が上記(※)の額と合わせて支給され、令和10年8月分の年金支給額は、134,078円となります。

(第2号及び第3号厚生年金被保険者の場合、経過的職域加算額は全額支給停止となります。)

【年金イメージ図】



【年金受給者の在職中の支給停止額(参考)】

令和8年4月から、支給停止調整額が62万円に引き上げられます。

支給停止調整額を62万円として支給停止額を算定すると、以下のようになります。

＜例＞

・年金月額(※1)15万円(年額180万円)、総報酬月額相当部分53万円の場合

$$15(\text{万円}) + 53(\text{万円}) = 68(\text{万円})$$

$$68(\text{万円}) - 62(\text{万円}) = 6(\text{万円})$$

$$6(\text{万円}) \times 1/2 = \underline{\underline{3(\text{万円})}} \text{【支給停止額】}$$

※1 年金月額…報酬比例部分+基礎年金。

○ 在職中で給与が高く年金が受給できない場合にあっても、受給開始年齢時に年金請求書を提出してください(繰下げ申し出をしない場合)。

10 雇用保険給付と年金との併給調整

退職後に民間企業・公社に再就職して雇用保険の適用を受け、再就職先を退職した後、公共職業安定所で求職の申し込みをして雇用保険法の失業給付を受けることとなった場合、特別支給の年金(経過的職域加算額・職域年金相当部分を除く)は失業給付(基本手当)を受けている間、支給停止されます。なお、65歳以後に支給される老齢厚生年金は、雇用保険法による給付との調整規定がないため停止されません。

失業給付と特別支給の年金は調整が行われるため、公共職業安定所で求職の申し込みをする際には、事前に、雇用保険法に基づく失業給付(基本手当)の額と経過的職域加算額・職域年金相当部分を除いた特別支給の年金の額を確認しておく必要があります。

なお、雇用保険についての詳しいことは最寄りの公共職業安定所(P57参照)にお問い合わせください。

※ 雇用保険法に基づく失業給付を受給する場合、又は、失業給付の受給期間満了等により年金の調整事由に該当しなくなった場合には、地方職員共済組合本部の年金相談課(P56参照)まで御連絡ください。

11 年金額の自動調整

年金の額は、従来、物価や賃金の変動率により改定が行われてきましたが、平成16年の制度改正により、物価や賃金の変動率のほかに公的年金被用者数の減少率や平均余命の伸びを反映させて年金額を調整する仕組み(マクロ経済スライド)が導入されています。

これにより、年金額は毎年度改定を行うこととなっています。

12 離婚時の年金分割

組合員もしくは組合員であった方が離婚等をした場合に、当事者の一方からの請求によって、婚姻期間等の年金額計算の基礎となる「各月の標準報酬月額及び標準賞与額(以下「標準報酬月額等」という。)の総額」を当事者間で分割することができます。

	「合意に基づく年金分割」	「被扶養配偶者間の年金分割」
対象となる期間	平成19年4月1日以後に成立した離婚が対象ですが、この婚姻期間中の厚生年金被保険者期間(組合員期間を含む)すべてが分割の対象となります。	平成20年4月1日以後の国民年金の第3号被保険者期間のみが、分割の対象になります。
分割の割合	当事者間の合意もしくは裁判所の決定により決められた按分割合(最大50%)に基づき分割されます。	分割の割合は50%に定められています。

(1) 分割後の年金額

分割後は、分割をされる方の年金額の一部が減額となります。

厚生年金及び経過的職域加算額については標準報酬月額等を基に計算しますので、分割することにより減額となります。

また、分割を受ける方の年金額は、厚生年金及び経過的職域加算額のみとなります。

なお、分割される方の年金額に配偶者に対する「加給年金額(P27参照)」が加算されていた場合、離婚に伴い「加給年金額」の加算がなくなります。

(2) 分割の請求手続

原則として、当事者双方のいずれかが婚姻期間等内に加入していた共済組合又は日本年金機構において1度手続していただくことで、双方の該当期間内の標準報酬月額等の総額が分割されます。

地方職員共済組合では、既に年金が決定になっている方は**地方職員共済組合本部**で、まだ年金が決定になっていない方は**福島県支部**で手続を行います。

＜地方職員共済組合で手続を行う場合＞

	お問い合わせ先	電話番号
年金既決定者	本部老齢審査第一課	(03)3261-9843
年金待機者(年金未決定者)	福島県支部(福利厚生室)	(024)521-7041

(3) 分割の請求期限

分割の請求期限は、離婚等をしてから2年以内となります。原則として、離婚等をした日の翌日から起算して2年を経過したときは請求することができません。

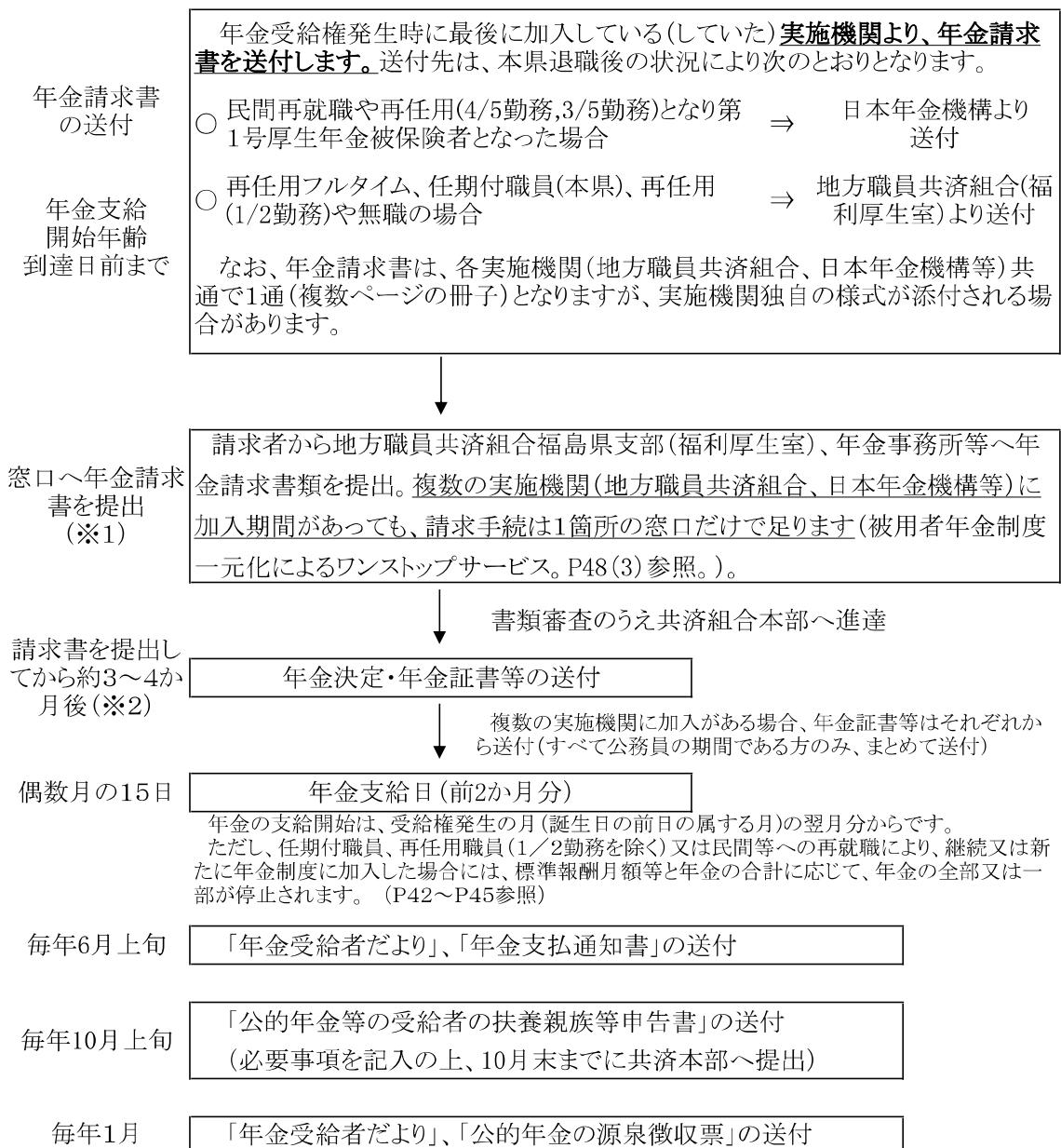
※ 平成27年10月からの被用者年金制度の一元化により手続方法が変更されました。

そのため、裁判所への申立日や公正証書の作成日によっては、手続の流れが異なる場合がありますので、御承知おきください。

老齢厚生年金の請求手続

1 年金手続の流れ

(1) はじめて年金を請求する方



※1 受給権発生日(昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳の誕生日の前日)以降に年金の請求が可能となります。年金請求書は、受給権発生日以降に添付書類とともに御提出ください。

※2 年金請求書を提出いただいてから、最初の年金支給までに約3~4か月かかりますので御了承願います。なお、最初の年金支給日は、奇数月となる場合もあります。

(2) 在職中に年金の決定を受けた方

在職中に年金決定された者が退職したとき(退職した日の翌日から起算して1か月を経過するまでの間に再び第2号・第3号厚生年金被保険者の資格を取得したときを除く)、在職中に決定または改定された年金の算定基礎となった被保険者期間に退職までの被保険者期間を加え、年金額を改定(退職改定)します。なお、年金額は退職してから1か月を経過した日の属する月から改定されます。

令和8年3月

退職改定に必要な書類の提出(提出期限:令和8年3月上旬予定)
※該当者へは、共済組合福島県支部(福利厚生室)より別途案内の通知を送付します。

↓ 書類審査のうえ共済本部へ進達

年金証書等の送付 共済本部から自宅へ郵送

※ 以後のスケジュールについては、前ページと同様です。

(3) 第1号～第4号の各厚生年金被保険者期間を複数有している場合

一人の方が、転職等により第1～4号の各厚生年金被保険者期間(P22参照)を有していた場合、一度の請求手続で済ませることができます、支給についてはそれぞれの期間ごとにそれぞれの実施機関(日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、各地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団)から行うこととなります。

また、国家公務員共済組合連合会と各地方公務員共済組合については、公務員共済組合として最終所属の共済組合に通算して、最終所属の共済組合から支給します。

(4) 経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)の請求手続について

老齢厚生年金の報酬比例部分の年金請求書が経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)の請求を兼ねたものとして取り扱われるため、老齢厚生年金の請求手続(P47記載の手続)のみで足ります。

なお、経過的職域加算額が支給となる要件については、P29を御確認ください。

(5) 年金払い退職給付(退職年金)の請求手続について

年金払い退職給付(退職年金)は、65歳からの支給となります。請求手続については、地方職員共済組合本部から、老齢厚生年金の手続の際に請求書が送付される見込みです。

なお、特別支給の年金を受給していて65歳で本来支給の老齢厚生年金に切替手続がある方は、その手続きの際に併せて請求書が送付されます。

年金払い退職給付(退職年金)の支給要件については、P31を御確認ください。

2 老齢厚生年金等の請求に必要な書類

(1) はじめて年金を請求する方が提出する書類

年金請求書は受給権発生日(昭和36年4月2日以降生まれの方は65歳の誕生日の前日)以降に添付書類を添えて提出することとなります。

年金請求書にマイナンバーを記入し、マイナンバーが確認できる書類を添付することで、住民票等の添付書類の添付を省略することができます。

なお、請求者によって添付が必要な書類が異なりますので、請求書に同封の資料を確認の上、請求してください。

主な添付書類は、次のとおりです。

○ 年金請求書を提出するすべての方

該当者	添付する書類
全 員	<ul style="list-style-type: none">・年金送金先が確認できる書類 →通帳の写し等・個人番号(マイナンバー)を確認できる書類 →下記①、②のいずれか1つ ①マイナンバーカードの写し(両面をコピー) ②通知カードの写し+運転免許証等の身分証の写し
障害・遺族の年金の決定を受けている方	2つ以上の年金を受ける権利を得た場合、原則として、どちらか一方の年金を選択(他方は支給停止)することとなります。 →年金受給選択申出書
年金請求前7年間に雇用保険に加入したことがある方	雇用保険被保険者番号が確認できる書類 →雇用保険被保険者証等の写し

○ 請求者が65歳到達時に65歳未満の配偶者がいると見込まれる方

(加給年金額が発生する可能性がある方)

該当者	添付する書類
該当する配偶者がいる方	<p>加給年金額対象者を確認するための書類 →戸籍謄本</p> <p>配偶者の年金支給状況を確認するための書類 →「配偶者」の年金手帳、基礎年金番号通知書等の写しなど 基礎年金番号を確認できる書類</p>

(添付書類の注意事項)

- 提出書類については、今後変更になる場合があります。
- 上記提出書類以外にも提出が必要な書類がある場合があります。
- 戸籍や住民票などを添付書類として提出する場合は、受給権発生日(65歳の誕生日の前日)
以降に交付されたもので、かつ、年金請求書を提出する日の6か月以内に交付されたものが
必要です。

(2) 在職中に年金の決定を受けた方が提出する書類

在職中に老齢厚生年金の決定を受けた方(請求中を含む)については、在職中の受給権発

生時から退職までの組合員期間を加算して年金額を改定(退職改定)します。

なお、該当者へは、福利厚生室より別途案内の通知をお送りします。詳細については令和8年3月上旬頃に送付予定の通知を御覧ください。

また、退職時に65歳以上で年金払い退職給付(退職年金)の支給要件を満たす方には、年金払い退職給付(退職年金)の請求書を併せて提出していただきます。

	提出書類		備 考
1	年金請求書 (老齢厚生年金)	在職時に退職共済年金が決定になっている方	平成27年10月以降の公務員だった期間(第3号厚生年金被保険者期間)の厚生年金が決定となります。
2	年金払い退職給付 (退職年金)の請求書	65歳以上の方	年金払い退職給付(退職年金)の支給要件に該当した場合に提出していただきます。
3	年金受給選択申出書、年金証書の写し	該当者のみ	退職共済年金・老齢厚生年金以外に障害・遺族の年金の決定を受けている場合、提出が必要です。複数の公的年金を受けることができる場合には、原則としていずれか1つの年金を選択することになります。

(注1) 退職後の最初の年金支給日より前に住所の異動がある場合、必ず郵便局で転送手続を取ってください。

(注2) 退職後の年金の初回支給日までは、在職時に提出した年金請求書に記載された金融機関の変更を行わないでください。なお、退職後の初回支給日以降に振込先の金融機関を変更する場合には、地方職員共済組合本部(P56参照)に金融機関変更の連絡を行い、変更手続を行ってください。

(注3) 加給年金額(P27参照)が加算されている方が退職する際に、加給年金額対象者の状況に変更がある場合には、別途書類が必要となります。

(注4) 障がい者の特例又は長期在職者の特例(P28参照)に該当する方は、以下の書類も別途提出していただくこととなります。

- ・障がい者の特例 → 障害者特例請求書、加給年金額対象者の認定に必要な書類(対象者がいる場合のみ)
- ・長期在職者の特例 → 加給年金額対象者の認定に必要な書類(対象者がいる場合のみ)

障害厚生年金(障害共済年金)

1 概要

共済組合の組合員期間を含め厚生年金の加入期間中に初診日がある病気やけがにより、在職中又は退職後一定の障害の状態(障害等級(※1)1級～3級)になったときに支給される年金です。

また、障害等級1級～2級に該当したときは、日本年金機構から障害基礎年金(※2)が支給されます(令和7年4月現在の年額 1級 1,039,625円、2級 831,700円)。

初診日及び障害認定日(下記2(1)参照)が、被用者年金制度の一元化以前(平成27年9月まで)の場合で、共済組合の組合員期間中に初診日がある場合には、障害共済年金として決定されます。この障害共済年金は、一元化前までは在職中は原則支給停止となります。なお、障害共済年金の職域年金相当部分は、一元化後も在職中は支給停止となります。

※1 この障害等級は、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の障害(程度)等級とは必ずしも一致しません。

※2 障害基礎年金は、その受給者によって生計を維持されている18歳未満の子又は1級～2級の障害状態にある20歳未満の子がある場合、第1子及び第2子には239,300円※、第3子以降は1人につき79,800円※が上記に加算(以下「子の加算」といいます。)されます。※令和7年4月現在の額

ただし、同一の子を対象とした子の加算と児童扶養手当は、まず、障害基礎年金の子の加算を優先的に支給し、児童扶養手当は差額分が支給されることとなりますので、御留意願います。

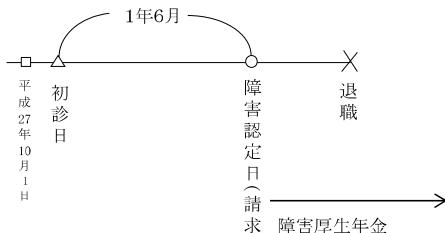
2 受給資格

(1) 初診日から1年6月を経過した日、またはその前に傷病が治った日、症状が固定した日(これを「障害認定日」といいます。)において、障害等級に該当する場合は、年金が支給されます。

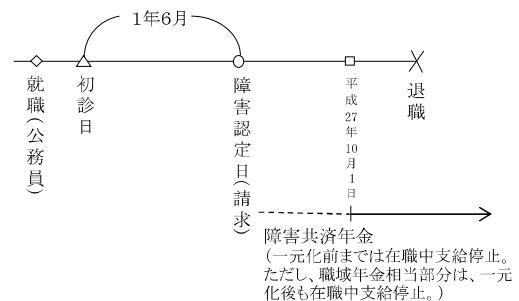
※ 特例として、次の傷病についてはそれぞれの日が障害認定日となります。

傷病等	障害認定日
人工骨頭、人工関節の挿入又は置換	挿入又は置換した日
心臓ペースメーカー、人工弁の装着	装着した日
人工肛門の造設又は尿路変更術を施した場合	造設又は施行した日から6か月を経過した日
人工透析療法	透析開始後3か月を経過した日
肢体の外傷で切断又は離断した場合	切断又は離断した日
新膀胱を造設した場合	造設した日
喉頭全摘出手術を施した場合	手術をした日
在宅酸素療法を行った場合	開始した日

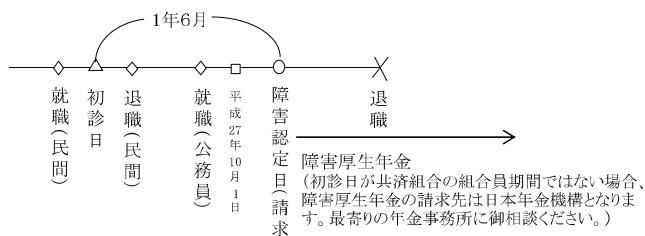
◀ 例1 障害厚生年金の受給権が発生するケース ▶



◀ 例2 障害共済年金の受給権が発生するケース ▶



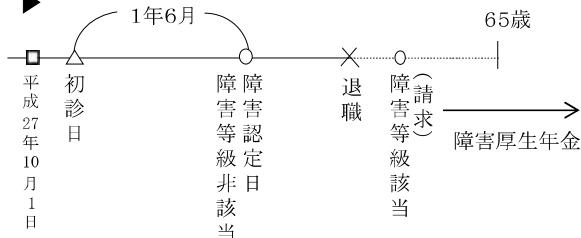
◀ 例3 障害厚生年金の受給権が発生(日本年金機構に請求)するケース ▶



(2) 後から症状が重くなった場合

障害認定日には、障害等級に該当しなかったが、その後症状が重くなり、65歳に達する日の前日までに障害等級に該当する状態になった場合、その期間内に請求があつたときは、年金が支給されます(事後重症制度)。

◀ 例 ▶



(3) 保険料納付要件

障害厚生年金の場合、傷病の初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、共済組合の組合員期間を含む厚生年金加入期間の2/3に満たない場合には支給されません。ただし、令和8年4月1日より前に初診日がある傷病で障害になった場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ障害厚生年金の要件を満たすことになります。

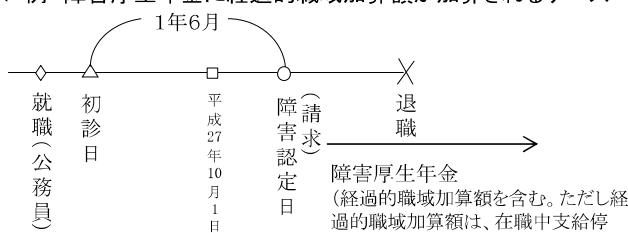
3 年 金 額

障害厚生年金の年金額は、次のようになります。

報酬比例部分 + (加給年金額(注(3)))

- 注(1) 共済組合の組合員期間を含め厚生年金の加入期間が25年未満(300ヶ月未満)のときは25年(300ヶ月)とします。
- (2) 障害等級が1級の場合は、上記の年金額に125/100を乗じた金額となります。
- (3) 障害等級が1級～2級の場合は、受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(年収850万円未満)がいるとき、加給年金額が加算されます。
- (4) 初診日が平成27年9月以前にある障害厚生年金の場合、平成27年9月までの共済組合の組合員期間をもとに、旧障害共済年金における職域年金相当部分に該当する経過的職域加算額が支給されます。ただし、経過的職域加算額は、組合員である間は支給が停止されます。

◀ 例 障害厚生年金に経過的職域加算額が加算されるケース ▶



- (5) 公務災害(通勤災害を除く)による障害年金については、別途制度があります。

(P33参照)

老齢厚生年金を受給されている方が障害厚生年金(障害共済年金)の請求を希望する場合は、共済組合本部で対応しますので、下記まで連絡してください。

連絡先 : 地方職員共済組合年金部遺族・障害審査課 Tel03-3261-9849

遺族厚生年金

1 概要

在職中の組合員(第3号厚生年金被保険者)や老齢厚生年金の受給権者等が死亡したときに、要件を満たす遺族に対して支給される年金です。

※ 死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が、共済組合の組合員期間を含む厚生年金加入期間の2/3に満たない場合には支給されません。ただし、令和8年4月1日より前に死亡した場合は、死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければ遺族厚生年金の要件を満たすことになります。

2 遺族の範囲

遺族は、死亡した組合員等の死亡の当時その者により生計を維持されていた年収850万円未満の者で、その範囲と順位は次のとおりです。

1 配偶者及び子 2 父母 3 孫 4 祖父母

夫、父母及び祖父母は、死亡の当時に55歳以上の者が対象となります。

子及び孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間で配偶者のいない者又は障害等級が1級若しくは2級の者で20歳未満の配偶者のいない者となります。

なお、同順位者は等分支給となります。ただし、配偶者及び子の場合には、配偶者へ優先して支給となります。

3 年金額

遺族厚生年金の年額は、次のようになります。

老齢厚生年金(報酬比例部分) × 3/4 + (中高齢寡婦加算(該当者のみ))

(1) 在職中の死亡の場合などにおいて、共済組合の組合員期間を含む老齢厚生年金の加入期間が25年未満(300月未満)のときは25年(300月)とします。

(2) 40歳以上65歳未満で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の子のいない妻が受給権者である場合は、623,800円※が加算されます(中高齢寡婦加算)。これは本人の老齢基礎年金が支給されるようになるまでは遺族厚生年金しか支給されないこと等を考慮したものです。

※令和7年4月現在の額

(3) 夫、父母及び祖父母が受給権者となる場合、60歳に達するまでは支給が停止されます。ただし、夫は遺族基礎年金を受給中の場合に限り、遺族厚生年金も併せて受給できます。

県を退職された方で、老齢厚生年金(退職共済年金)を受給されている方が死亡した場合は、速やかに下記まで連絡してください。

！連絡がないと続けて年金が支給され過払となりますので、返納が必要となります。

連絡先:地方職員共済組合年金部遺族・障害審査課 (TEL 03-3261-9847)
又は 最寄りの年金事務所(P57参照)

県を退職された方で、老齢厚生年金の受給権がまだ発生していない方(年金待機者)が死亡した場合には、速やかに下記まで連絡してください。

連絡先:地方職員共済組合福島県支部(福利厚生室)年金担当 TEL 024-521-7041
又は 最寄りの年金事務所(P57参照)

併 給 調 整

年金の受給権者が、複数の公的年金を受けることができる場合は、原則としていずれか一つの年金を選択することになります。

例えば、65歳未満の方については、自分自身の「老齢厚生年金」と配偶者の死亡による「遺族厚生年金」の両方を、同時に受給することはできません。両方の受給権は有したまま、どちらかを選択して、年金を一つだけ受給することになります。この選択は、将来に向かっていつでも変更することができます。

ただし、同一の事由によって生じる年金、例えば公務員期間の老齢厚生年金と民間企業期間の老齢厚生年金がある場合などは、両方の年金を受給することができます。

年金決定後の各種届出等について

年金が決定されると、その後の支給事務はすべて共済組合本部に移行し、集中管理されます。

したがって、年金決定後の年金に係る各種届出書類の提出先は、**共済組合本部**となります。

1 変更事項等各種届出

金融機関の変更等が生じたときは、速やかに共済組合本部まで御連絡ください。必要な届出用紙が送付されます。

* 連絡先:共済組合本部 年金相談窓口 (電話番号 03-3261-9850)

2 現 態 届 書

(1) 内 容

加給年金額対象者の状況の確認をするためのもので、調査対象は加給年金額が加算された年金の受給者です。

※ 期限内に提出されないと年金の支給は差し止められます。

(2) 提 出 時 期

加給年金額が加算された年金の受給者等に、毎年誕生月の前月の中旬に共済組合本部から送付されますので、提出期限までに共済組合本部に提出してください。

(ただし、加給年金額を受け取ることとなった年は送付されません。)

3 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

(1) 内 容

年金に係る源泉徴収額の算定の基礎となるもので、翌年分について申告することになります(例:令和8年10月に提出する分は、令和9年の内容について申告)。

(2) 提 出 期 限

毎年10月の初旬に共済組合本部から送付されますので、10月末日までに提出してください。

※ 送付時期及び提出期限は変更されることがあります。

※ 郵送先が共済組合本部と異なる場合があります。

(3) 提出上の注意

再就職先に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出する場合は、共済組合に「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出する必要はありません。両方に提出すると、二重控除となり、追徴課税となる場合があります。

※ 提出しない場合は一律5.105%(復興特別所得税も含みます。)の源泉徴収となります。

※ 各種届出書類には、「記載例」等が同封されておりますが、記入の際に不明な点があれば、地方職員共済組合本部各担当課、又は地方職員共済組合福島県支部年金担当まで御連絡ください。

※ 各種連絡先については、次ページを参照ください。

退職後の各種書類の提出先及び連絡先

〒102-8601 東京都千代田区平河町2-4-9 地共済センタービル
地方共済事務局年金部

地方職員共済組合本部 年金相談窓口 (TEL 03-3261-9850)

令和5年10月より「年金相談窓口」を設置しています。

相談員にご相談されたい方は下記の時間にお問い合わせください。

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時から午後5時

電話のかけ方

①まず、電話番号03-3261-9850にかけます。

②次に、音声案内にしたがい、「相談員にご相談されたい方②を押すと

「相談員」につながります。

・相談員との通話をご希望の方は

音声案内の途中でも②を押すと

相談員につながります。

・お問い合わせの際は

「基礎年金番号」

または

「年金証書記号番号(8594から始まる番号)」

をお知らせください。

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 県庁人事総室福利厚生室内
地方職員共済組合福島県支部年金担当 (TEL 024-521-7041)

・在職中の年金に関する業務

福島県内の年金事務所一覧

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
東北福島年金事務所	960-8567	福島市北五老内町3-30	024-535-0141(代表)
郡山年金事務所	963-8545	郡山市桑野1-3-7	024-932-3434(〃)
白河年金事務所	961-8533	白河市字郭内115-3	0248-27-4161(〃)
会津若松年金事務所	965-8516	会津若松市追手町5-16	0242-27-5321(〃)
相馬年金事務所	976-8510	相馬市中村字桜ヶ丘69	0244-36-5172(〃)
平年金事務所	970-8501	いわき市平字童子町3-21	0246-23-5611(〃)
街角の年金相談センター福島	960-8131	福島市北五老内町7-5 i.s.M37(イズム37)2階	024-531-3838(〃)
仙台広域事務センター ※電子申請に関する問い合わせのみ	980-8461	仙台市青葉区中央4-6-1 SS30 17階	022-217-2750(〃)

福島県内の公共職業安定所一覧

事務所名	郵便番号	住所	電話番号
ハローワーク福島	960-8589	福島市狐塚17-40	024-534-4121(代表)
ハローワーク二本松	964-0906	二本松市若宮2-162-5	0243-23-0343(〃)
ハローワーク郡山	963-8609	郡山市方八町2-1-26	024-942-8609(〃)
ハローワーク須賀川	962-0865	須賀川市妙見121-1	0248-76-8609(〃)
ハローワーク白河	961-0074	白河市字郭内1-136 小峰城合同庁舎1階	0248-24-1256(〃)
ハローワーク会津若松	965-0877	会津若松市西栄町2-23	0242-26-3333(〃)
ハローワーク南会津	967-0004	南会津郡南会津町田島字行司12	0241-62-1101(〃)
ハローワーク喜多方	966-0853	喜多方市千苅8374	0241-22-4111(〃)
ハローワーク相双	975-0032	南相馬市原町区桜井町1-127	0244-24-3531(〃)
ハローワーク相馬	976-0042	相馬市中村1-12-1	0244-36-0211(〃)
ハローワーク富岡	979-1111	双葉郡富岡町大字小浜字大膳町109-1	0240-22-3121(〃)
ハローワークいわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎1階	0246-23-1421(〃)
ハローワーク小名浜	971-8111	いわき市小名浜大原六反田65-3	0246-54-6666(〃)
ハローワーク勿来	974-8212	いわき市東田町1-28-3	0246-63-3171(〃)

65歳以降用

【送付実施機関】

年金請求書

(国民年金・厚生年金保険老齢給付)

令和8年度から、
様式が変更となる予定です。
以下の内容は、イメージです。

受付登録コード

1 7 1 1

入力処理コード

4 3 0 0 0 1

シール貼付 不要

8



1. ご本人情報

- この年金請求書には、日本年金機構でお預かりしている情報をあらかじめ印字しています。
印字内容が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。

*訂正した箇所については別途手続きが必要な場合がありますので、年金事務所等にご連絡ください。

23 郵便番号
24 住 所
フリガナ
25 氏 名

様

性 別

社会保険労務士の提出代行者欄

個人番号※ (マイナンバー)	生年月日
基礎年金番号	電話番号

*個人番号(マイナンバー)を記入された場合、個人番号カード(マイナンバーカード)等の提示または写しの提出が必要です。
詳しくは13ページをご確認ください。なお、共済組合等の加入期間がある場合は必ず個人番号(マイナンバー)をご記入ください。

2. 受取開始時期の選択（支給継下げ申出書）

●年金請求ガイド2ページの「老齢年金支給継下げ請求の注意点」をご確認の上、希望する受取方法について老齢厚生年金・老齢基礎年金でそれぞれチェックし、下記の「受取開始時期の申し出」欄にチェックをお願いします。

●老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに後日あらためて継下げ請求予定の場合は、現時点での請求書の記入・提出は不要です。年金の受取希望時期にあらためて、この請求書を提出してください。

年金の種別	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法		①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
		②現時点で継り下げて請求します。（65歳以上の方のみ選択できます。）
		③今回は請求しません。後日あらためて継下げ請求予定です。

年金の種別	記入欄	希望する受取方法
老齢基礎年金の受取方法		①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
		②現時点で継り下げて請求します。（65歳以上の方のみ選択できます。）
		③今回は請求しません。後日あらためて継下げ請求予定です。

受取開始時期の申し出	私は請求ガイドの3ページにある「老齢年金支給継下げ請求の注意点」の内容について確認しました。 老齢年金は、上記で選択した方法での受け取りを申し出します。
------------	---

3. 受取口座

（年金請求ガイド4,5ページ参照）

- 年金受取口座に公金受取口座として登録済の口座を利用するかご記入ください。
- なお、公金受取口座を利用する場合も、必ず「（2）年金振込先」欄をご記入ください。

(1) 公金受取口座 の登録意思	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 利用する	<input type="checkbox"/> (2) 利用しない(または未登録)
---------------------	--	--

- 年金受取口座として指定する口座をご記入ください。
- 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

(1) 金融機関コード	(2) 支店コード	(3) (カタカナ)	(4) 銀行 金庫 信組 農協 信連 信連連 漁協	(5) (カタカナ)	(6) 本店 支店 出張所 本所 支所	(7) 預金種別 普通 当座	(8) 口座番号(左詰めで記入)
(9) 金融機関 名 ゆうちょ 銀行	(10) 貯金通帳の記号(左詰めで記入)	(11) 番号(右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄				
(12) 口座名義人氏名 (カタカナ)	(13) (姓)	(14) (名)	(15) ①の氏名カタカナと口座名義人氏名カタカナ同じであることを確認ください。				

- 上記(1)で「2利用しない(または未登録)」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

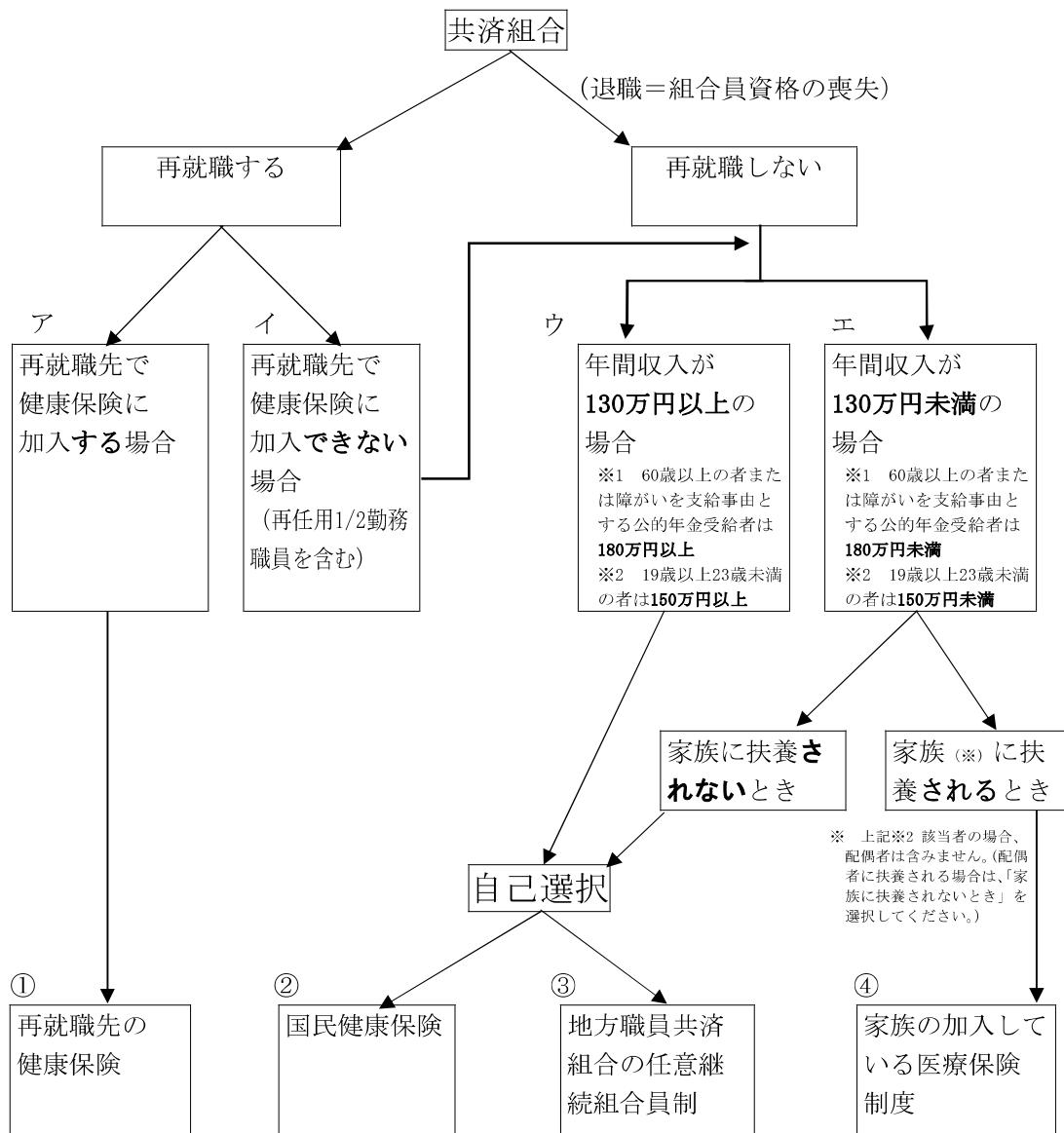
(3) 公金受取口座 の登録意思	<input checked="" type="checkbox"/> (1) 登録する	<input type="checkbox"/> (2) 登録しない
---------------------	--	------------------------------------

公金受取口座については年金請求ガイドの●ページをご参照ください。

3 退職後の医療保険制度

地方職員共済組合員が退職すると、翌日から共済組合員の資格がなくなり、組合員としての医療費の給付を受けることができなくなります。しかし、我が国では国民皆保険制度をとっていますので、退職後は次の①～④のいずれかの保険制度に加入することになります。

なお、退職後、県の再任用職員（フルタイム・4/5勤務）又は任期付職員（フルタイム・短時間勤務）、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム（共済組合の加入要件を満たす者））となる方は、引き続き共済組合員の資格を有しますので、このフロー図には含まれません。



※ 複数の収入（給与収入、年金収入、事業収入等）を有する方については、それらの収入を合算して判断します。

※ 「家族に扶養されるとき」の加入資格の詳細は、家族の勤務先に確認してください。

＜ワンポイントアドバイス＞

退職後の医療保険制度を選択する際に、保険料や医療費の自己負担額の違い等により、どれが有利なのか皆さん悩まれているようですので、家族の状況や健康状態なども含め、A～Fさんの例を載せてみました。

Aさん： 私は夫婦ともに県職員で同時に退職します。私は再任用職員（4/5勤務）となるため、医療保険制度は引き続き、共済組合員（短期給付と福祉事業が適用される短期組合員）となります。

一方、妻は4月から無職無収入になるため、私の被扶養者にします。

Bさん： 私も夫婦ともに県職員で同時に退職します。共に4月からは無職無収入になります。私が任意継続組合員になり、妻は私の被扶養者にします。

Cさん： 私は4月から無職無収入になります。妻がまだ現職なので、妻の被扶養者になります。

Dさん： 自営業の夫は国保に加入しています。夫の国保税と私の任意継続掛金を合わせると、国保税の世帯の最高限度額（92万円、介護保険料を含めると109万円）以上になるため、私は夫と共に国保に加入します。

Eさん： 私は退職後1年目は任意継続組合員になりますが、2年目は国保に加入しようと思います。国保税は前年の所得に応じて課税されるため、退職後1年目の収入が少なければ、2年目は国保税の方が支払額が少なくてすみそうだからです。来年の確定申告後に市町村に確認して検討します。

Fさん： 私は健康に自信がないため、保険料の金額よりも給付の面を考え、任意継続組合員になる方を選択します。

※国保税に関しては、居住する市町村役場にてご確認ください。

※国保税の世帯での最高限度額は、令和7年度福島市の額を例として記載しています。

加入先 種類等		加入資格等	掛金・保険料(税)
①	再就職先の健康保険 (協会けんぽ等)	(再就職先に確認のこと)	<ul style="list-style-type: none"> 再就職後の標準報酬月額×保険料率 事業主が半額負担 個人単位 <p>(被扶養者が増加したことを理由にした掛金の増加は、発生しない。)</p>
②	国民健康保険	他の公的な健康保険に未加入 (居住する市町村に確認のこと)	<ul style="list-style-type: none"> 一般的には、前年の収入を基本に算出 世帯単位 市町村ごとに決定 <p>例：算出式（福島市の場合） ア+イ+ウ=年税額 (最高限度額 <u>109万円</u> 令和7年度) (医療分<u>66万円</u>+支援分<u>26万円</u>+介護分<u>17万円</u>) ア 所得割額=基礎控除後の所得×<u>11.4%</u> イ 被保険者均等割額=被保険者数×<u>41,200円</u> ウ 世帯別平等割額=<u>31,700円</u>（定額）</p>
③	地方職員共済組合 任意継続組合員制度 (2年間が限度)	退職の日の前日まで引き続き1年以上共済組合員であった者	<ul style="list-style-type: none"> 退職時の標準報酬月額等により算出 個人単位 <p>(被扶養者が増加したことを理由にした掛金の増加は、発生しない。)</p>
④	家族の健康保険の被扶養者となる	所得限度額有 (家族の勤務先に確認のこと)	<p>なし</p> <p>(通常、被扶養者が増加したことを理由にした掛金等の増加は、発生しない。)</p>

退職した翌日からは、マイナ保険証や資格確認書（組合員証、被扶養者証、高齢受給者証を含む。以下同じ。）は使用できません。そのため、退職後は速やかに上記いずれかの医療保険への加入手続きを行ってください。また、退職後に医療機関を受診する際は、医療機関の窓口にて加入している医療保険が変更になったことを申し出てください。誤って資格確認書等を使用した場合は、医療費を返納しなければならなくなります。

なお、新たな医療保険への加入手続きが完了すると、マイナ保険証や、新たに発行された資格確認書が使用できるようになります。

加入手続先	医療費の自己負担	加入手続・添付書類等
① 再就職先	本人・被扶養者、入院・外来とも3割 ※附加給付は各保険の制度による。	(職場を通じて手続きを行う)
② 居住する市町村	本人・被扶養者、入院・外来とも3割	居住する市町村の国保担当窓口へ～主な持参書類等 ・退職時の資格喪失証明書 (職員業務課認定給与担当で発行) ※発行は人事異動正式発表後となります。喪失証明書を希望する方は、人事異動発表後にお申し出ください。 ・本人確認書類 ・既に家族で国保に加入している者がいる場合は国保の被保険者証
③ 地方職員共済組合	本人・被扶養者、入院・外来とも3割 ※ただし、自己負担額が基礎控除額25,000円を超える場合は、その超えた金額を共済組合より附加給付として給付する。	詳しくは本文の64及び71ページを御覧ください。 64ページ：任意継続組合員制度 71ページ：国民年金第3号被保険者資格喪失について
④ 家族の勤務先等	本人・被扶養者、入院・外来とも3割 ※附加給付は各保険の制度による。	

○ 資格確認書の返却について

在職中に使用していた資格確認書は、退職後速やかに返却が必要です。

庶務システム対象所属にあっては、「資格確認書等返却用台紙兼資格喪失証明書交付希望確認票」に添付して職員業務課へ返却してください。

庶務システム対象外所属にあっては、所属の担当者へ返却してください。（所属担当者が、回収した組合員証等を「共済組合員資格取得届書・共済組合員異動報告書（第1号様式）」とともに職員業務課へ送付することになります。）

○ 資格喪失証明書の発行について

退職後、国民健康保険に加入する方は、加入手続きの際に「資格喪失証明書」の提出を求められます。

庶務システム対象所属にあっては、「資格確認書等返却用台紙兼資格喪失証明書交付希望確認票」に資格喪失証明書の発行要否を確認する欄がありますので、いずれかに○を付けてください。

庶務システム対象外所属にあっては、所属担当者に資格喪失証明書の発行を希望する旨お伝えください。（所属担当者が、職員業務課へ資格喪失証明書の発行希望者について報告することになります。）なお、既に退職している場合は、直接職員業務課 認定給与担当（024-521-7368）にご連絡ください。

4 任意継続組合員制度

1 加入手続等

- (1) 加入資格 … 退職の日の前日まで引き続き 1 年以上共済組合員であった者
- (2) 加入期間 … 2 年間
- (3) 加入手続 … ア「任意継続組合員資格取得申出書」の提出
イ「掛金の納入（退職の日から 20 日以内まで納入、年額一括払いまたは各月払い）」
※期限内に掛金を払い込まない場合は、事情を問わず資格を取得できませんので注意してください。
※具体的な日程については、66 ページをご覧ください。
- (4) 掛 金 … 掛金には、短期掛金と介護掛金（40 歳以上 65 歳未満の医療被保険者が該当）があり、両方払い込むことが組合員資格取得及び継続の要件になります。
- ア 掛金の基礎となる標準報酬月額
次のいずれか低い額を「掛金の基礎となる標準報酬月額」とします。
- (ア) 退職時の標準報酬月額（退職月の初日の標準報酬月額）
- (イ) 地方職員共済組合の全組合員の「平均標準報酬月額」（毎年 9 月 30 日現在で算定されます。）
- イ 短期掛金
掛金（月額）は、アの「掛金の基礎となる標準報酬月額」に掛金率 95.96/1000 を乗じた額（令和 8 年度の掛金率は現在のところ未定です。）
- ウ 介護掛金
掛金（月額）は、アの「掛金の基礎となる標準報酬月額」に掛金率 16.68/1000 を乗じた額（令和 8 年度の掛金率は現在のところ未定です。）
- (5) 納入方法
共済組合の発行する「振込依頼書」により、最寄りの東邦銀行本・支店で、指定された期限までに払い込んでください。
2 年目の振込依頼書は、資格喪失申出書の提出がない限り、令和 9 年 3 月に送付しますので、振込依頼書に記載された期日までに払い込んでください。
※掛金は、確定申告等で社会保険料控除の対象となりますので、振込金受取書は大切に保管してください。
- (6) 資格確認書
令和 6 年 12 月 2 日以降、組合員証等の交付が終了し、マイナ保険証へ一本化されました。マイナ保険証を利用できない方は、組合員証等の代わりに、「資格確認書」を提示することで医療機関等を受診することができます。
「資格確認書」の交付を希望する方は、「資格確認書交付申請書」※を作成し、上記（3）アの提出時に添付してください。
※デスクネット文書管理>総務部>人事総室>職員業務課>共済組合>様式・記載例
- (7) 被扶養者
退職時に被扶養者に認定されており、引き続き被扶養者の要件に該当する方は、退職後も任意継続組合員の被扶養者として申し込みできます。継続して認定を希望する場合は、必ず「任意継続組合員資格取得申出書」の該当欄に記入してください。
新たに被扶養者の要件を満たす人が生じたとき、又は就職等により要件を欠いたときは、その都度認定又は取消の手続が必要になりますので、職員業務課認定給与担当（以下「職

員業務課」という。)までご連絡ください。

なお、現職者と同様に毎年6月頃に検認を行います。

また、75歳の誕生日から後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、該当となった場合は資格確認書(交付を受けている方のみ)を速やかに職員業務課まで返還してください。

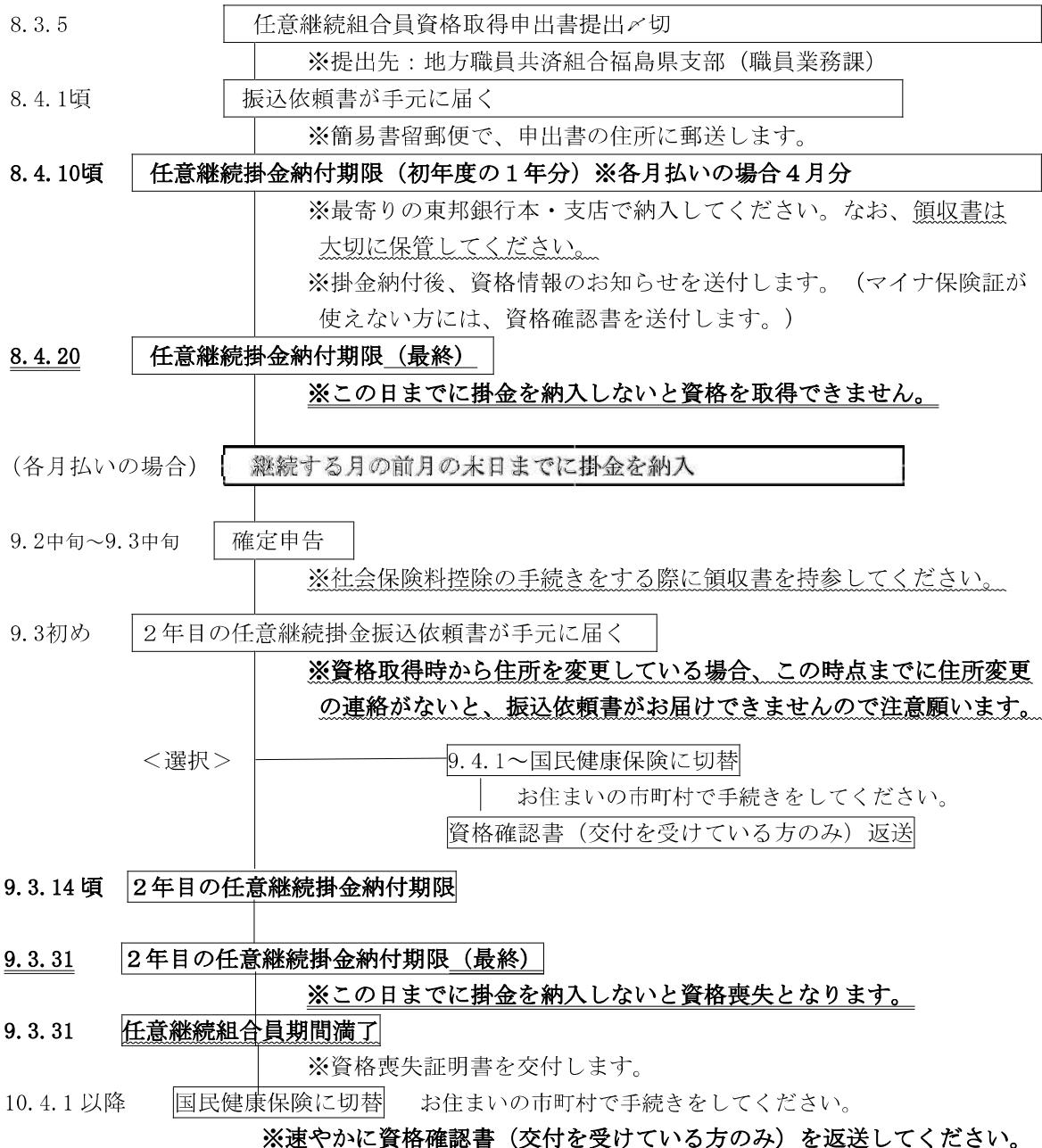
(8) 住所及び氏名の変更

本人又は被扶養者の氏名や住所を変更した場合は、職員業務課までご連絡ください。

※連絡がないと組合員期間継続のお知らせや組合員期間満了の通知が届かなくなります。

○お願い：資格取得申出書にあります支払金融機関等は、在職中に登録していた「給付金等の振込口座」をそのままご利用ください。

【具体的な手続きの流れ】※年額一括払いの場合



2 資格喪失

次の事項に該当するときは任意継続組合員の資格を喪失します。「任意継続組合員資格喪失申出書（第2号様式）」と添付書類を、職員業務課に提出してください。

なお、資格喪失後は任意継続組合員の資格確認書は使用できません（喪失後に使用した場合、医療費は返納となります。）。資格確認書の交付を受けている場合は、速やかに返還してください。

(1) 掛金を納入期限までに納入しなかったとき

ア 資格喪失日・・・納入期限の属する月の翌月の初日

ただし、任意継続組合員の資格を有した初年度は退職日の翌日

イ 添付書類・・・資格確認書（被扶養者分を含む）

(2) 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき

ア 資格喪失日・・・2年を経過した日の翌日

イ 添付書類・・・なし（有効期限を過ぎた資格確認書は各自で破棄をお願いします。）

(3) 死亡したとき

ア 資格喪失日・・・死亡した日の翌日

イ 添付書類・・・資格確認書（被扶養者分を含む）

死亡診断書の写しなど死亡年月日を確認できる書類

(4) 他の社会保険の被保険者となったとき（再就職等）

ア 資格喪失日・・・その保険の資格を取得した日

イ 添付書類・・・資格確認書（被扶養者分を含む）

健康保険加入日がわかる書類

（例 他の社会保険から交付された資格確認書・資格情報のお知らせ等）

(5) 任意継続組合員でなくなることを希望したとき（国保加入等）

ア 資格喪失日・・・その申し出があった日の属する月の翌月の初日

イ 添付書類・・・資格確認書（被扶養者分を含む）

※年度途中で任意継続組合員の資格を喪失した場合は、未経過月分の掛金は還付します。

3 給付内容

現職の組合員及び被扶養者と同様の短期給付を受けることができます。

ただし、休業給付はありません。

次の事由に該当する場合は、請求書をお送りしますので、福利厚生室給付担当までご連絡ください。

なお、任意継続組合員は共助会の資格を取得しませんので、共助会からの給付（医療補助金や出産見舞金など）はありません。

① 病気になったとき

医療給付

①医療機関に支払った自己負担額から25,000円を控除した額（給付額が1,000円未満のときは支給されません。また、100円未満の端数は切り捨てとなります。）

※ 本人及び被扶養者が組合員証を使用したときは自動給付されますので、現職中と同じように請求の手続きは不要です。

	<p>ただし、組合員証を使用せずに医療費の10割を支払った場合は、請求の手続きが必要です。</p> <p>②医師が治療上必要と認めて、治療用器具を業者に作らせ、装着した場合は、制作費を全額支払った後に請求することができます。詳細については、福利厚生室給付担当にお問い合わせください。</p>
限度額適用認定証 (高額療養費)	<p>入院などにより医療費が高額になる場合は、事前に共済組合から限度額適用認定証の交付をうけることにより、自己負担額が基準額までの支払いとなります。</p> <p>マイナ保険証で受診した場合、自動的に自己負担額が基準額までの支払いとなりますので、限度額適用認定証の交付を受ける必要はありません。</p> <p>認定証が必要な場合は、別紙の「限度額適用認定申請書」を送付してください。</p> <p>なお、認定証を使用しなかった場合は、高額療養費が後日自動給付されます。</p>
高額介護合算療養費	<p>7月31日を基準日とする過去1年間に、医療世帯において介護保険も利用している場合、医療費と合算して自己負担額が基準額以上の場合は療養費が支給されます。詳細については、福利厚生室給付担当にお問い合わせください。</p>
<p>② 出産したとき</p>	
出産費	<p>任意継続組合員が出産したとき 488,000円</p> <p>(産科医療補償制度対象分娩の場合は、12,000円追加され500,000円)</p>
出産費附加金	任意継続組合員が出産したとき 30,000円
家族出産費	<p>任意継続組合員の被扶養者が出産したとき 488,000円</p> <p>(産科医療補償制度対象分娩の場合は、12,000円追加され500,000円)</p>
家族出産費附加金	任意継続組合員の被扶養者が出産したとき 30,000円
<p>③ 死亡したとき</p>	
埋葬料	任意継続組合員本人が死亡したとき 50,000円
家族埋葬料	任意継続組合員の被扶養者が死亡したとき 50,000円
<p>④ 災害にあったとき</p>	
弔慰金	<p>任意継続組合員が水害、地震、火災その他の非常災害により死亡したとき</p> <p>任意継続掛金の基礎となった月額の1月分に相当する額</p>
家族弔慰金	<p>任意継続組合員の被扶養者が水害、地震、火災その他の非常災害により死亡したとき</p> <p>任意継続掛金の基礎となった月額の70/100に相当する額</p>
災害見舞金	<p>任意継続組合員が水害、地震、火災その他の非常災害により家屋又は家財に1/3以上の損害を受けたとき</p> <p>損害の程度に応じ、任意継続掛金の基礎となった月額の0.5月分から3月分に相当する額</p>

任意継続組合員資格取得申出書					
一般職員・会計年度任用職員・再任用職員等					
退職時の所属機関名 ○○事務所	退職時の組合員証番号 (退職時の任用区分) 地・福島 123456 〔 正規職員 〕	氏名(漢字) 福島 太郎	氏名(カタカナ) フクシマ タロウ 男・女 昭和37年10月10日		
退職年月日 令和7年3月31日	退職時の標準報酬月額 等級 第23級	金額 410,000 円	退職時の標準報酬月額を記入(申出時点で不明の場合は、直近の標準報酬月額を仮に記入)		
支払金融機関名(変更の場合のみ) 銀行	預金種別 支店	任意継続組合員番号 任意継続組合員資格取得年月日 令和 年 月 日 ※会計年度任用職員以外の方 基本的に在職中の給付金口座をご利用願います。(※その場合は空欄で構いません) やむを得ず別の口座を希望する場合のみ、入力してください。			
組合員期間に関する事項					
県職員採用等年月日 昭和60年4月1日	取得した共済組合員名 ○ 地方職員共済組合員 ○ 公立学校共済組合員 警察共済組合員 その他() 共済組合員	※資格取得年月日 ※会計年度任用職員の方は必ず記入してください。	年齢 歳		
被扶養者に関する事項(継続して認定を希望する場合に記入してください)					
被扶養者名 フリガナ フクシマ ハナコ 福島 花子	性別 男・女	組合員との続柄 妻	生年月日 明 昭 33. 9. 15 大平	現住所 〒960-8670 福島市杉妻町○○	
在職中に被扶養者の認定を受けている方で、認定要件に変わりがなく、引き継ぎ被扶養者の認定を受けたい場合には必ず記載してください。(記載がない場合は認定を希望しないものとして取り扱います。)			75歳以上の方は「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、被扶養者とすることができませんのでご注意ください。		
フリガナ	男・女		明 昭 大平		
フリガナ	男・女		明 昭 大平		
フリガナ	男・女		明 昭 大平		
※掛金に関する事項					
退職時標準報酬月額 円	平均標準報酬月額 円	掛金率	掛金月額 円	前納割引率	掛金額 円
		短期 介護 計	／1000 ／1000		
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により任意継続組合員の適用を受けたいので申し出ます。					
令和〇年□月△日 地方職員共済組合福島県支部長様			退職後に居住する予定の住所及び当時連絡の取れる電話番号を記載してください。 〒 9 6 0 - 8 0 6 5 福島市杉妻町○○押印不要です。 福島 太郎 (024)525-○○○○ (左の電話番号) (024)521-△△△△		
「資格確認書」の交付を希望する方は、「資格確認書交付申請書」を作成し、添付してください。			住所 退職時の所属課・係名および電話番号も記載してください。		
(退職時の課・係等)	○○課△△△				

1 ※欄は記載しないでください。

2 支払金融機関の欄は、在職中の給付金口座としてください。(この場合、記載不要です。)

やむを得ず、支払金融機関を変更する場合は、口座番号等を正確に記載し、通帳の写も忘れずに添付してください。

(注) 住所、郵便番号及び電話番号は、退職後に住むこととなる(郵便物が正確に届く)事項を記載してください。

5 退職後に請求できる給付金

再任用職員（4／5勤務、3／5勤務）となった場合、共済組合の短期組合員となり、現職時と同様に共済組合の短期給付を受けることができますが、共助会の会員ではなくなり、医療補助金等の共助会の給付は受けることができなくなります。

再任用職員（1／2勤務）となった場合、共済組合・共助会の資格を喪失し、共済組合・共助会の給付は原則受けることができなくなります。（ただし、共済組合の任意継続組合員となった場合は、共済組合の短期給付（休業給付を除く）を受けることができます。）

退職し、共済組合の資格喪失（任意継続組合員となった者が任意継続組合員の資格を喪失したときを含む。）後に請求できる給付金には次のものがあります。

※ 退職（資格喪失）後その事由が生じるまでの間に再就職等により他の共済組合の組合員又は健康保険の資格を取得したときは給付されません。

ただし、出産費については、下表のとおり例外ケースがあります。

給付の種類		給付要件及び給付額
共済組合（短期給付）	出産費	○1年以上組合員であった者が、退職（資格喪失）後6か月以内に出産したとき。（出産時に国民健康保険の被保険者の場合も対象となります。） 給付額 488,000円（産科医療補償制度対象分娩の場合は、12,000円追加され500,000円）
	埋葬料	○退職（資格喪失）後3か月以内に死亡したとき。 給付額 50,000円
	傷病手当金	○1年以上組合員であった者が、在職中に傷病手当金を受けており、退職後も引き続き当該傷病のため勤務に服することができないとき。 給付期間：在職中とあわせて1年6か月（結核3年）。 給付額：給付額（日額）＝（手当金支給開始日の属する月以前12ヶ月の標準報酬の月額の平均額÷22） × 2/3 ただし、障害厚生年金、障害基礎年金等の支給がある場合は調整のうえ、給付します。
共助会	結婚祝金	○会員が退職後1か月以内に結婚したとき。 給付額 50,000円
	リフレッシュ給付金	○リフレッシュ給付金（30年）の要件を満たし退職したとき。 給付額 80,000円

給付事由に該当すると思われるときは、給付担当へ連絡してください。

直通 024-521-7040

6 給付金の消滅時効期間

給付金を受ける権利の消滅時効期間は、次のとおりですので給付事由が発生しましたら速やかに請求してください。

共済組合短期給付金 …… 給付事由が発生した日の翌日から起算して2年間

〔法144の23〕

共助会給付金 …… 給付事由が発生した日の翌日から起算して3年間

〔運営規則15〕

お願い

在職中に登録されていた「給付金等の振込口座」につきましては、退職後1年間は継続してご利用くださるようお願いいたします。

7 国民年金第3号被保険者資格喪失について

地方職員共済組合員の被扶養配偶者については、国民年金第3号被保険者となっていますが、組合員の退職に伴い当該被保険者の資格を喪失することになります。

このため、60歳未満の被扶養配偶者は今後60歳に達するまでの間、国民年金に継続加入する必要があります。次の1又は2により手続を行って下さい。

1 組合員が退職の日の翌日から再就職し第2号被保険者となる場合

被扶養配偶者は第3号被保険者になるため、就職先において、第3号被保険者の届出を行ってください。また、退職後、県の再任用職員（フルタイム・4/5勤務）、任期付職員（フルタイム・短時間勤務）、会計年度任用職員（フルタイム・パートタイム（共済組合の加入要件を満たす者））になられる方は、引き続き共済組合員の資格を有しますが、手続が必要になる場合があります。

2 上記1以外の場合

被扶養配偶者は第1号被保険者となるため、市町村の国民年金担当窓口において、第1号被保険者の資格取得の手続を行って下さい。（例：1/2勤務再任用。地方職員共済組合の任意継続組合制度に加入されたときも、同様です。）。

※ 第1号被保険者の資格取得手続にあたり、退職による「資格喪失証明書」を必要とする場合には、職員業務課において発行します。

なお、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証を窓口へ提示することにより当該証明書は不要とする市町村が多くありますので、居住する市町村の担当窓口へご確認ください。

＜注意＞

組合員が60歳未満で退職し、退職日の翌日以降すぐには他の年金制度に加入しない場合、組合員本人も国民年金第1号被保険者として資格取得手続が必要です（地方職員共済組合の任意継続組合制度に加入されたときも、同様です。）。

【参考】

国民年金被保険者の種類

- ① 第1号被保険者 — 国内に住所のある自営業者、農林漁業者などで第2号第3号いずれにも該当しない20歳以上60歳未満の者
- ② 第2号被保険者 — 公務員・会社員などのように、共済組合や厚生年金保険（船員も含む。）に加入している者
- ③ 第3号被保険者 — 第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者

8 共済組合貸付金の未弁済金がある場合

住宅貸付、普通貸付等貸付金の未弁済金がある場合は、退職時に一括弁済していただくことになります。この場合は、県から支給される退職手当等から控除することになりますので手続は特に必要ありません。

なお、退職手当等から控除しても未弁済金が残る場合は、別途納入通知書により納入していただくことになります。

9 財形貯蓄

現在財形貯蓄をしている方は、契約（財形の種類）毎に手続きが必要になります。（例1：一般財形と年金財形を契約している方は2件分の手続きが必要です。）

例2：一般財形を2件契約している方は2件分の手続きが必要です。）

次のフローチャートで必要な手続きを確認のうえ、次の期限日までに必要書類を提出してください。なお、各種様式については所属に配付していますので、所属の担当者にお尋ねください。

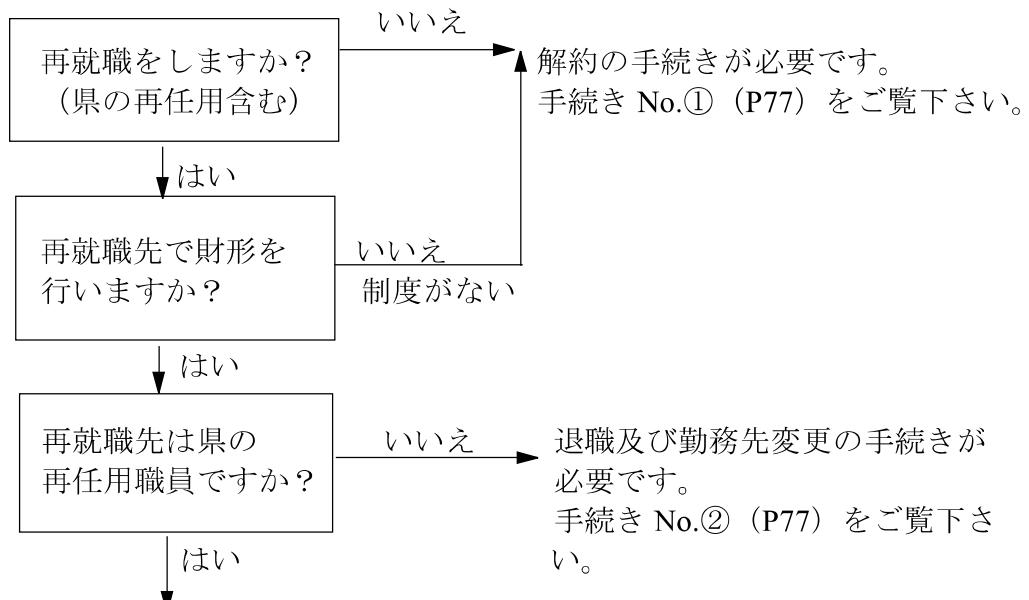
提出期限 令和8年3月2日（月）

※年金財形の契約内容の変更については、2月16日（月）まで提出。

また、2月中に解約の届出をされた場合、2月末日での解約となり、3月分の給与からの積立が行われません。3月分まで積立を希望される場合は、3月1日以降に解約の届出をされるか、解約の届出の際に「□月まで希望します」の欄に、「3月まで」とご記入下さい。

各金融機関により取扱いが異なる場合もありますので、各種手続きを進めるにあたっては、必ず事前に各取扱金融機関等に確認をしてください。

1 一般財形



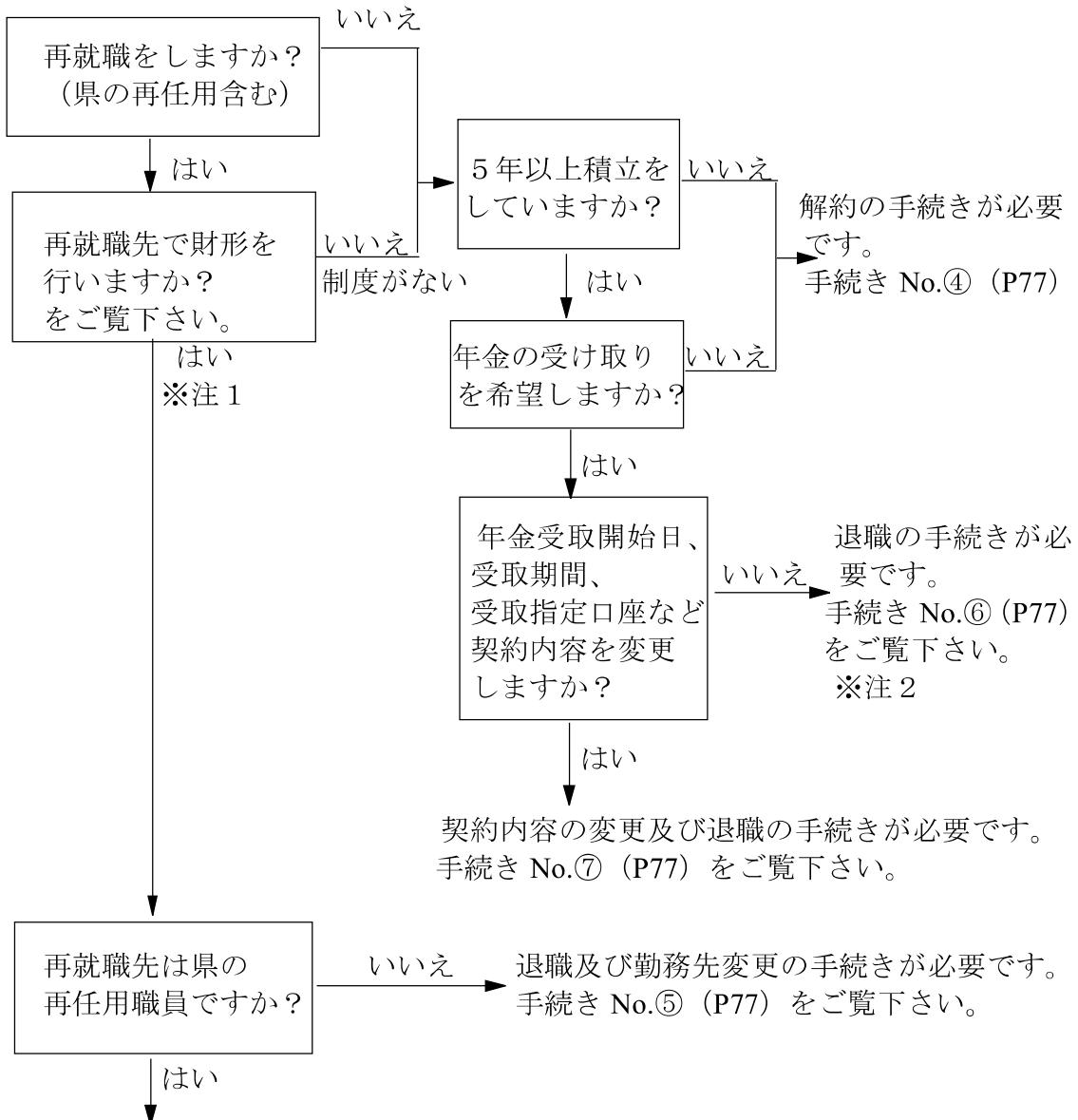
積立を継続するときは手続きの必要はありませんが、積立金額が再任用後の給与・賞与を上回る場合は、積立金額の減額手続きが必要です。

手続き No.③ (P77) をご覧下さい。

※上記の理由以外での積立金額の変更は10月下旬（年に1度）の時期でしか行えません。

※積立を継続する場合でも再任用職員を退職する際に解約の手続きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

2 年金財形

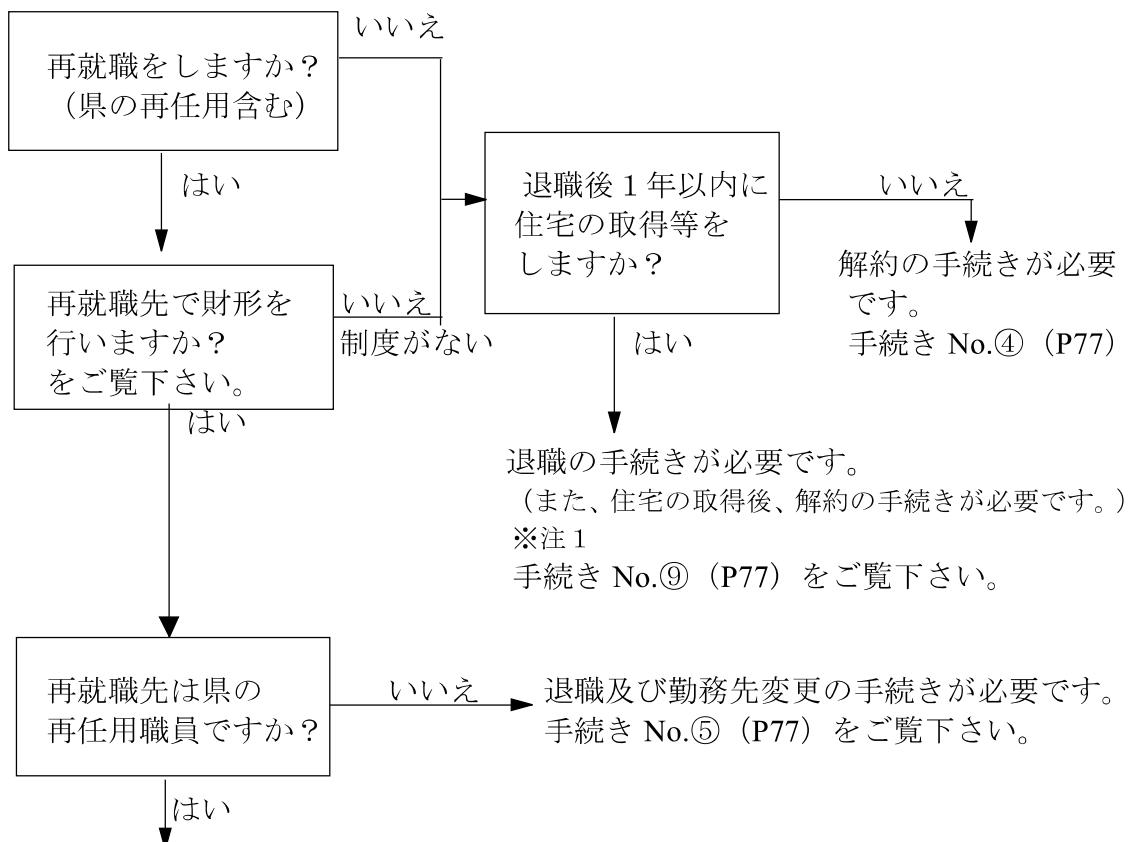


注1) 再就職先で年金財形の継続を希望する場合、契約状況により別途手続きが必要となる場合がありますので、必ず各取扱金融機関へ事前に確認ください。

注2) 既に年金財形の受け取りを開始されている場合も手続きが必要となります。

また、年金受取開始期間の変更を希望する場合、取扱金融機関によって提出期日が異なりますのでご注意ください(東邦銀行の例)。積立期限日内かつ変更前(後)の受取開始日の1年3ヶ月前まで)。

3 住 宅 財 形



積立を継続するときは手続きの必要はありませんが、積立金額が再任用後の給与・賞与を上回る場合は、積立金額の減額手続きが必要です。

手続き No.③ (P77) をご覧下さい。

※積立を継続する場合でも、再任用職員を退職する際に解約の手続きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

注1) 住宅取得後の解約手続きの際に様式が必要となりますので、退職前に様式3号「払戻請求書」を所属担当者からもらっておいてください。

また、退職後の書類の提出先は、契約先金融機関に問わらず、「東邦銀行」となります。

退職に伴う財形貯蓄の手続き一覧

手続きNO.	どんなとき？	提出書類	記入例・記入箇所	提出期限	備考
①	(一般) 解約するとき	払戻請求書 (様式3)	記入例ア(P79) ・解約に○をつけること。	3月2日 (月)	・提出月の翌月10日頃指定の口座に送金されます。
②	(一般) 退職後に 民間企業等へ 再就職するとき	変更届 (様式2)	記入例イ(P80) ・変更事項1の退職に○をつけ、3月末日で退職の場合は、令和8年4月と記入する。 ・変更事項12に新勤務先を記入する。	3月2日 (月)	・あらかじめ再就職先に、財形を行えるか確認してください。 ・再就職後は、速やかに新勤務先で財形の移管手続きを行ってください。
③	(一般・住宅) 再任用職員で 積立を 継続したいとき	変更届 (様式2)	<積立額変更が必要な方のみ> ・変更事項3の積立額に給与または賞与の範囲内の金額を記入する。	3月2日 (月)	・給与、賞与が減ることに伴って積立額を変更する場合のみ変更可能となります。
④	(年金・住宅) 解約するとき	払戻請求書 (様式3)	記入例ア(P79) ・解約に○をつけること。 ・用紙右下の非課税廃止申告書も必ず記入すること。	3月2日 (月)	・提出月の翌月10日頃指定の口座に送金されます。 ・非課税として支払われた利子に追徴課税されます。(過去5年間分) ※住宅財形で目的に沿った解約の場合には、追徴課税されません。目的に沿った解約の場合は、住宅登記事項証明書の写し、請負契約書の写し、住民票の写しを払戻請求書に添付してください。
⑤	(年金・住宅) 退職後に 民間企業等へ 再就職するとき	変更届 (様式2)	記入例イ(P80) ・変更事項1の退職に○をつけ、3月末日で退職の場合は、令和8年4月と記入する。 ・変更事項12に新勤務先を記入する。 ・用紙右下の非課税申告書を必ず記入すること。 (氏名・住所・勤務先・賃金の支払者・勤務先の長の印・個人番号)	3月2日 (月)	・あらかじめ再就職先に、財形を行えるか確認してください。 ・再就職後は、速やかに新勤務先で財形の移管手続きを行ってください。
⑥	(年金) 受取を 希望するとき	変更届 (様式2)	記入例ウ(P81) ・変更事項1の退職に○をつけ、3月末日で退職の場合は、令和8年4月と記入する。	3月2日 (月)	・定年退職以外の退職の場合は積立終了日在職中最後の給与日に変更する必要があります。(※詳しい手続き方法は各金融機関にお問い合わせください。) ・すでに年金の受取を開始している場合であっても提出が必要となりますので、忘れずに提出してください。
⑦	(年金) 受取方法等に 変更があるとき	変更届 (様式2)	・変更事項1の退職に○をつけ、3月末日で退職の場合は、令和8年4月と記入する。 ・変更事項で変更したい項目箇所を記入する。 (年金受取開始日、受取期間、受取指定口座等)	2月16日 (月)	・すでに年金財形の積立期限日を経過している場合には変更できません。 ※受取開始日の繰り上げ(繰り下げ)については、変更後(前)の受取開始日の1年3か月前応当日まで(東邦銀行の例)
⑧	(年金) 再任用職員で 積立を 継続したいとき	変更届 (様式2)	・変更事項2の積立期限日を記入する。 (積立を希望する最終日を記入すること。)	2月16日 (月)	・すでに年金財形の積立期限日を経過している場合には変更できません。 ※受取開始日の繰り上げ(繰り下げ)については、変更後(前)の受取開始日の1年3か月前応当日まで(東邦銀行の例)
			<積立額変更が必要な方のみ> ・変更事項3の積立額に給与または賞与の範囲内の金額を記入する。	3月2日 (月)	・給与、賞与が減ることに伴って金額を変更する場合のみ変更可能です。 ※2月16日(月)までの処理と同時に提出すると3月分から金額が変更となりますので、2回に分けて変更届を提出してください。
⑨	(住宅) 住宅の取得等 を予定している とき	変更届 (様式2)	記入例ウ(P81) ・変更事項1の退職に○をつけ、3月末日で退職の場合は、令和8年4月と記入する。	3月2日 (月)	・住宅の取得等後、解約の手続きが必要です。上記④の手続きを参考にしてください。なお、退職後の書類提出先は、どの金融機関で契約をしても東邦銀行業務支援部となります。 ◆東邦銀行業務支援部(県財形担当) 〒960-8626 福島市飯坂町平野字桜田3-4 電話 024-541-2426 ・目的に沿った解約の場合は、住宅登記事項証明書の写し、請負契約書の写し、住民票の写し等を払戻請求書に添付してください。

財形貯蓄提出時チェックシート

※提出時の基本的な事項用ですので、具体的な手続き等はP74～P76のフローチャート及びP77の手続き一覧等で確認してください。

番号	チェック	内 容
1	<input type="checkbox"/>	手引きの内容等を確認して記入したか
2	<input type="checkbox"/>	記入漏れ、押印漏れはないか(お届け印欄・非課税申告書欄)
3	<input type="checkbox"/>	貯蓄の区分、種類、取扱金融機関のチェック漏れはないか
4	<input type="checkbox"/>	契約(財形の種類)毎に手続きしているか
5	<input type="checkbox"/>	年金財形、住宅財形の場合、財産形成非課税申告書を記入しているか 申告書欄内で記入漏れはないか
6	<input type="checkbox"/>	年金財形・住宅財形の場合、非課税申告書に記入したマイナンバー(マイナンバー記入必須)に間違いがないか
7	<input type="checkbox"/>	すべての用紙に内容が写っているか (複写式のため、1枚目に記入されても筆力の加減で下の用紙に写らない場合があります。)

→ 上記の内容を確認のうえ、所属担当者へ提出してください。

※県財形様式のほかに、金融機関が別に定める様式の提出が必要な場合がありますので、ご注意ください。(野村證券、SMBC日興證券など)

記入例ア

財形を解約するとき

福島県・福島県教育委員会共通用紙			財産形成貯蓄	払戻請求書	(所属控)	請求日	令和〇八年〇三〇一	
様式第3号 取扱金融機関 東邦銀行			財産形成年金貯蓄	3-1	お届印			
勤務先	所在地	福島市杉妻町2番16号	フリガナ	フクシマシスギ ツマチヨウ	自宅電話	024 (521) 0001	お届印 福島	
	名称	福島県 福島県教育委員会	住所	福島市杉妻町2番16号	勤務先電話	024 (521) 0000		
所属名	人事総室	氏名	福島 太郎	生年月日	昭和〇一〇一〇一〇一			
所属コード (右づめ)	〇一一二五							
職員番号 (右づめ)	〇〇〇〇〇〇〇一							
貯蓄の区分 (該当番号を〇で囲む)	1 財産形成貯蓄 (一般貯蓄)	2 財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄)	3 財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)	←契約の種類に丸をつける				
貯蓄の種類 (該当番号を〇で囲む)	① 期日指定定期預金	2 金銭信託	4 公社債投資信託	5 積立保険				
取扱金融機関 (該当番号を〇で囲む)	① 東邦銀行	9 三井住友信託銀行	11 野村證券	15 日本生命				
	2 東北労働金庫	10 三菱UFJ信託銀行	12 SMBC日興証券	16 第一生命				
	3 福島銀行		14 大和証券	17 明治安田				
	4 大東銀行							
	5 信用金庫 (該当番号を〇で囲む)	1 福島 2 会津 3 郡山 5 白河 6 須賀川 7 ひまわり 8 あぶくま 9 二本松						
	6 信用組合 (該当番号を〇で囲む)	1 福島県商工 2 いわき 3 相双五城 6 会津商工						
	7 農業協同組合 (該当番号を〇で囲む)	1 ふくしま未来 2 夢みなみ 3 会津よつば 4 福島さくら 5 東西しらかわ						

下記のとおり払戻しの請求をしますので払戻金額を貴行(組合・金庫・社)所定の方法により計算のうえ、私の指定する私名義の預金口座に振込んでください。

払戻財形 口座(契約)番号	0123456456	2月末までに解約手続を行う場合で、3月末まで積立を希望する場合には必ず申告書を記入してください。 記入がないと3月の積立はされません。
請求内 容 (該当番号を〇で囲む)	① 解約 (注*)	上記の口座を解約します。 退職者の方のみご記入ください。 財形の積立は 3 月まで希望します。
	2 全部、又は 一部払戻し (注*)	上記の口座から下記の金額を払戻します。 請求金額 (概算金額) 百万 千 0 0 0 円
振込指定口座	〇〇銀行 金庫組合 支店	普通預金番号 (本人名義) 〇一二三四五六 (口付は記入しないでください。)

(注*) 生命保険の場合、該当記号を〇で囲んでください。
A. 通常 (B・C以外) の請求
B. 一般貯蓄の満期請求
C. 住宅貯蓄の生存給付金の請求

(注) 書類の提出先

書類は必ず所属長へ提出してください。

**年金財形及び
住宅財形の場合は、この欄も
記入すること。**

本票は下記の順序で提出願います。

職員 → 所属 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

(2025.9)

財産形成非課税 年金 住宅	貯蓄廃止申告書 (勤務先控)	令和 年 月 日
勤務先	税務署長殿	
フリガナ	フクシマ 太郎	
氏名	福島 太郎	
住所	福島市杉妻町2番16号	
下記の財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項の規定の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します。		
種別	1 預貯金 3. 有価証券	2. 合同運用信託 4. 生命保険の保険料
最高限度額		5000000円
受入機関の 営業所等	所在地 口口市△△1-1	法人番号
名称	〇〇銀行	
勤務先	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	
名称	福島県	
資金の支払者	所在地 福島県福島市杉妻町2番16号	個人番号又は法人番号
名称	福島県	7000020070009
事務代行先	所在地	法人番号
名称		

記入例ウ

年金財形で、契約内容を変更せずに受け取りを希望するとき
住宅財形で、退職後1年以内に住宅取得等を予定しているとき

様式第2号 福島県・福島県教育委員会共用紙
取扱金融機関 野村證券 御中

財産形成貯蓄 財産形成年金貯蓄 財産形成住宅貯蓄 変更届(所属控) 5-1

5 - 1

届出日 令和 01.08 月 03 日

貯蓄の区分 (該当番号を○で囲む)	1	財産形成貯蓄 (一般貯蓄)	2	財産形成年金貯蓄 (年金貯蓄)	3	財産形成住宅貯蓄 (住宅貯蓄)	←契約の種類に丸をつける			
貯蓄の種類 (該当番号を○で囲む)	1	期日指定定期預金	2	金 銭 信 託	④	公社債投資信託	5	積 立 保 険		
取扱金融機関 (該当番号を○で囲む)	1	東 邦 銀 行	9	三井住友信託銀行	⑪	野 村 識 券	⑯	日 本 生 命		
	2	東 北 労 働 金 庫	10	三菱UFJ信託銀行	12	S M B C 日興証券	16	第一生命		
	3	福 島 銀 行			14	大 和 識 券	17	明 治 安 田		
	4	大 東 銀 行								
	5	信用金庫 (該当番号を○で囲む)	福 島	2 会津	3 郡 山	6 白 河	6 須 賀 川	7 ひまわり	8 あぶくま	9 二本松
	6	信用組合 (該当番号を○で囲む)	福島県商工	2 いわき	5 相双五城	6 会津商工				
	7	農業協同組合 (該当番号を○で囲む)	ふくしま未来	2 夢のみみ	3 会津よつば	4 福島さくら	5	東西しらかわ		

中断・再開は、通常月の場合、**福利厚生室**または教育庁福利課で受理した翌月の給与分から変更となります。毎年10月の募集時受付分は12月の賞与分から変更になります。

変更事項 (該当番号まで囲む)		変更内容													
①	中断・再開・退職 (該当番号まで囲む)	1	中断	2	再開	③	退職	令和	〇	8	〇	4	から		
	2	積立期限日	令和	年	月	日	(満)	歳	まで						
3	積立額 給料	毎月	十万	万	千	0	0	0	円	積立額の変更は 毎年10月の暮 集時期に限られ 12月から変 更となります。					
		6月	百万	十万	万	0	0	0	円						
		12月	百万	十万	万	0	0	0	円						
4	非課税最高限度額	百万	十万	万	0	0	0	0	円						
5	年金受取開始日	令和	年	月	日	(満)	歳	から							
6	年金受取期間	受取開始日から			年間										
7	金融機関	銀行(金庫・組合・社)													
8	年金受取 指定口座	銀行(金庫・組合・社)						支店							
		普通預金番号 (本人名義)													
13	届出印 (該当をチェックする) <input type="checkbox"/> 旧印あり <input type="checkbox"/> 旧印喪失	新お届印			変更後	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 財産形成非課税 〔年金 住宅〕貯蓄 税務署長殿 </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">限度額変更・異動・勤務 先異動・事務代行先変更</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">申告書(勤務先控)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">令和 年 月 日</div> </div> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">個人番号</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">氏名</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">住所</div> </div>									

2枚目・3枚目にも押印ください。

個人番号の記入

1. ご本人の個人番号を記入してください。
2. 個人番号が変更になる場合は、変更前後を記入してください。
3. 頻度順位変更の場合には、個人番号の記入は不要です。

変更事項		変更前						変更後						異動の 生じた日 (年月日)									
最高限度額		百万	千	百	十	円	百万	千	百	十	円												
		※すでに他の店舗等で非課税扱いの申告をしている 最高限度額						百万	千	百	十	円											
氏名・店舗														・									
住所														・									
個人番号		：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	・										
勤務先		所在地												・									
		名 称												・									
資金の支払者		所在地 福島県福島市杉妻町2番16号												・									
		名 称 福島県												・									
個人番号又は法人番号		7	0	0	0	0	0	2	0	0	7	0	0	0	9	：	：	：	：	：	：	：	・
事務代行先		所在地												・									
		名 称												・									
法人番号		：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：								
受入機関の 営業所等		所在地												・									
		名 称												・									
法人番号		：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：	：								
令和 年 月 日																			※欄に記載した事項は、事実に相違ありません。 <input type="checkbox"/>				
勤務先の表の印																							

出してください。

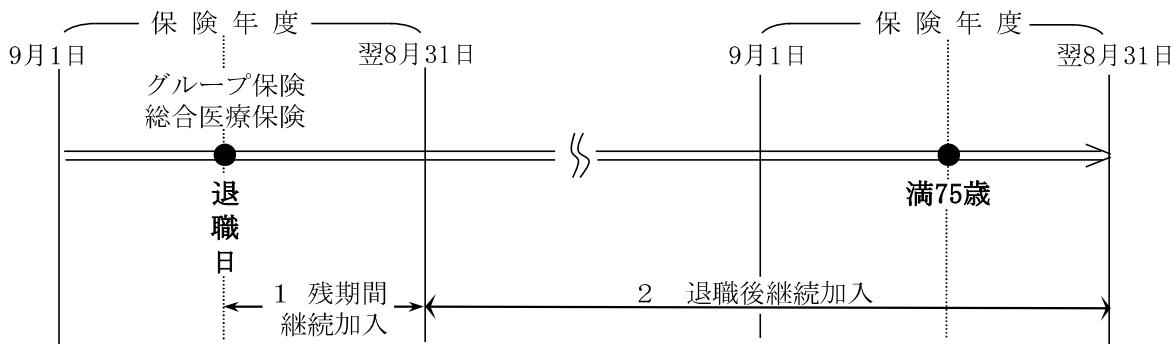
本票は下記の順序で提出願います。
□ → □ 本票は所属控となりますので所属で保管願います。

(2025_0)

財形取扱金融機関一覧表

金融機関名	郵便番号	所在地	電話番号
株式会社東邦銀行	960-8626	福島市飯坂町平野字桜田3-4	024-541-2426
東北労働金庫	980-0023	仙台市青葉区北目町1-15 Ace 21ビル	022-227-1207
株式会社福島銀行	960-8625	福島市万世町2番5号	024-525-2534
株式会社大東銀行	963-8004	郡山市中町19番1号	024-925-8295
福島信用金庫	960-8660	福島市万世町1番5号	024-523-1857
会津信用金庫	965-0035	会津若松市馬場町2番16号	0242-22-7556
郡山信用金庫	963-8630	郡山市清水台2丁目13番26号	024-932-2228
ひまわり信用金庫	970-8026	いわき市平字二町目10番地	0246-23-8500
白河信用金庫	961-8601	白河市新白河1丁目152番地	0248-23-4515
須賀川信用金庫	962-0054	須賀川市牛袋町121番地1	0248-75-3319
あぶくま信用金庫	975-0003	南相馬市原町区栄町2丁目15番地	0244-23-5132
二本松信用金庫	964-0807	二本松市金色久保227番地9	0243-23-3752
福島県商工信用組合	963-8877	郡山市堂前町7番7号	024-991-1000
いわき信用組合	971-8162	いわき市小名浜花畠町2番地の5	0246-92-4111
相双五城信用組合	976-0042	相馬市中村字大町69番地	0244-36-5561
会津商工信用組合	965-0037	会津若松市中央一丁目1番30号	0242-22-6565
農業協同組合 (取りまとめ先: 農林中央金庫福島支店)	960-0231	福島市飯坂町平野字三枚長1番地1 送付先: 農林中央金庫福島支店	024-552-5634
三井住友信託銀行 株式会社品川事務センター	141-0031	東京都品川区西五反田7丁目10番4号 ルーシッドスクエア五反田 3階	0120-256-002
三菱UFJ信託銀行株式会社	170-8610	東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビル	0120-311-288
野村證券株式会社	103-8711	日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局 私書箱33号	0120-148-604
S M B C 日興証券株式会社	135-8532	東京都江東区木場1-5-55	0120-250-221
大和証券株式会社	135-0016	東京都江東区東陽2-3-2	0120-474-047
日本生命保険相互会社	541-8501	大阪市中央区今橋三丁目5-12	0120-981-818
第一生命保険株式会社	104-8691	東京都江東区豊洲3-2-3 私書箱第504号	0120-998-665
明治安田生命保険相互会社	135-0016	東京都江東区東陽2-2-11	03-5690-6887

10 共助会グループ保険



—— 退職後の安心のため手続きを忘れないようにしてください。
また、脱退されると再加入できませんのでご注意ください。——

1 残期間継続加入・脱退手続きについて

(1) 提出書類

◆ 残期間（退職してから8月31日まで）について継続する場合

- ① 継続加入申出書（様式第1号）（P88を参考に記入してください。）
- ② 配当金振込先口座の通帳の写し

◆ 退職日で脱退する場合

- ① 脱退申出書（様式第3号）（P89を参考に記入してください。）

※退職日で脱退する場合には、余剰金の配当はありませんので予めご了承ください。

(2) 提出期限（継続加入申出書もしくは脱退申出書）

令和8年2月10日（火）

(3) 退職時保険年度（残期間分）に係る保険料の支払いについて

退職後、現保険年度の残期間について継続する場合には、退職時保険年度に係る残期間分（令和8年3月末で退職される場合には令和8年4月～8月の5か月分）の保険料を一括納入していただくことになります。納入通知書を継続加入申出書に記載いただいた住所へ送付しますので、納期限まで（令和8年3月13日（金）予定）に納入してください。

なお、東邦銀行以外の金融機関で納入される場合は別途手数料がかかりますので、ご了承ください。

2 退職後継続加入・脱退手続きについて

(1) 制度の概要

グループ保険及び総合医療保険並びに3大疾病保障保険は、退職後の残期間を満期まで継続加入した場合、新保険年度（9月以降）も継続加入することができます。ただし、新保険年度のグループ保険金額は1,000万円が上限となり、総合医療保険の継続加入はグループ保険の継続加入が要件となります。（総合医療保険のみの継続加入はできません。）退職後の継続加入をした場合、脱退の申出がない限り退職後満75歳まで継続できます。保険期間は毎年9月1日から8月末までの1年間となっており、毎年度剩余金を精算するため、加入しやすい保険料で高額の保障が得られます。

(2) 加入資格

グループ保険の残期間継続加入の手続きをされた方及びその配偶者で満75歳未満の方となります。

なお、配偶者のみの加入はできませんので、本人が年齢要件等により脱退した場合は、配偶者も脱退することとなります。また、新規加入及び増額変更はできませんので、ご了承ください。

(3) 継続加入・脱退手続きについて

6月中に、幹事保険会社から継続加入申出書に記載された住所へ直接申込みの案内を送付しますので、継続する場合は申込書兼告知書と預金口座振替依頼書を、脱退する場合は申込書兼告知書のみを幹事保険会社に直接提出してください。（退職してから8月31日までの残期間についてグループ保険を継続している方については、保険継続の有無・契約内容変更の有無を問わず、次の新しい保険年度（令和8年3月末で退職される場合には第60保険年度（令和8年9月1日～令和9年8月31日））に係る「申込書兼告知書」を全員に提出していただくこととなります。）

また、継続される方のそれ以降の手続きについては、毎年6月中旬に、幹事保険会社から直接更新手続きの案内が送付されます。継続（同額での継続又は減額しての継続）を希望される場合又は脱退される場合、それぞれ案内書類に記載されている方法により手続きしてください。

(4) 保険金額及び保険料（保険料は第59保険年度のもの）

① グループ保険

保険金額 保険年齢	1,000万円		800万円		700万円		600万円		500万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
18～35歳	円 2,010	円 1,806	円 1,608	円 1,444	円 1,407	円 1,264	円 1,206	円 1,083	円 1,005	円 903	円 603	円 541
36～40歳	2,166	2,052	1,732	1,641	1,516	1,436	1,299	1,231	1,083	1,026	649	615
41～45歳	2,424	2,190	1,939	1,752	1,696	1,533	1,454	1,314	1,212	1,095	727	657
46～50歳	2,850	2,502	2,280	2,001	1,995	1,751	1,710	1,501	1,425	1,251	855	750
51～55歳	3,492	2,874	2,793	2,299	2,444	2,011	2,095	1,724	1,746	1,437	1,047	862
56～60歳	4,404	3,258	3,523	2,606	3,082	2,280	2,642	1,954	2,202	1,629	1,321	977
61～65歳	5,976	3,852	4,780	3,081	4,183	2,696	3,585	2,311	2,988	1,926	1,792	1,155
66～70歳	8,166	4,692	6,532	3,753	5,716	3,284	4,899	2,815	4,083	2,346	2,449	1,407
71歳	10,242	5,754	8,193	4,603	7,169	4,027	6,145	3,452	5,121	2,877	3,072	1,726
72歳	11,178	6,246	8,942	4,996	7,824	4,372	6,706	3,747	5,589	3,123	3,353	1,873
73歳	12,264	6,822	9,811	5,457	8,584	4,775	7,358	4,093	6,132	3,411	3,679	2,046
74歳	13,524	7,458	10,819	5,966	9,466	5,220	8,114	4,474	6,762	3,729	4,057	2,237
75歳	15,012	8,148	12,009	6,518	10,508	5,703	9,007	4,888	7,506	4,074	4,503	2,444

② 総合医療保険

保険年齢	入院給付金 目額	本人・配偶者			
		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
15～19歳	円 1,270	円 1,016	円 635	円 381	
20～24歳	1,910	1,528	955	573	
25～29歳	2,600	2,080	1,300	780	
30～34歳	2,830	2,264	1,415	849	
35～39歳	2,780	2,224	1,390	834	
40～44歳	2,850	2,280	1,425	855	
45～49歳	3,360	2,688	1,680	1,008	
50～54歳	4,330	3,464	2,165	1,299	
55～59歳	5,840	4,672	2,920	1,752	
60～64歳	7,770	6,216	3,885	2,331	
65～69歳	10,490	8,392	5,245	3,147	
70歳	13,240	10,592	6,620	3,972	
71歳	14,310	11,448	7,155	4,293	
72歳	15,410	12,328	7,705	4,623	
73歳	16,490	13,192	8,245	4,947	
74歳	17,580	14,064	8,790	5,274	
75歳	18,650	14,920	9,325	5,595	

③ 3大疾病保障保険

保険年齢	本人(会員)・配偶者・子ども									
	500万円		400万円		300万円		200万円		100万円	
年齢	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
15～19歳	円 970	885	円 776	708	円 582	531	円 388	354	円 194	177
20～24歳	1,150	980	920	784	690	588	460	392	230	196
25～29歳	1,225	1,210	980	968	735	726	490	484	245	242
30～34歳	1,415	1,645	1,132	1,316	849	987	566	658	283	329
35～39歳	1,875	2,425	1,500	1,940	1,125	1,455	750	970	375	485
40～44歳	2,415	3,450	1,932	2,760	1,449	2,070	966	1,380	483	690
45～49歳	3,785	4,450	3,028	3,560	2,271	2,670	1,514	1,780	757	890
50～54歳	5,790	5,615	4,632	4,492	3,474	3,369	2,316	2,246	1,158	1,123
55～59歳	8,930	6,740	7,144	5,392	5,358	4,044	3,572	2,696	1,786	1,348
60～64歳	13,850	8,550	11,080	6,840	8,310	5,130	5,540	3,420	2,770	1,710
65～69歳	20,930	11,465	16,744	9,172	12,558	6,879	8,372	4,586	4,186	2,293
70歳	26,390	13,665	21,112	10,932	15,834	8,199	10,556	5,466	5,278	2,733
71歳	28,470	14,435	22,776	11,548	17,082	8,661	11,388	5,774	5,694	2,887
72歳	30,655	15,220	24,524	12,176	18,393	9,132	12,262	6,088	6,131	3,044
73歳	32,950	16,045	26,360	12,836	19,770	9,627	13,180	6,418	6,590	3,209
74歳	35,355	16,960	28,284	13,568	21,213	10,176	14,142	6,784	7,071	3,392

(注1) 保険料は、保険の種類毎に第5～9保険年度の契約状況に基づいて算出したものです。毎年の募集申込締め切り後に保険料を算出し決定します。

(注2) 保険料は、年齢毎に異なっております。保険年齢は9月1日現在の満年齢で計算し、1年未満の端数について、6か月を超えるものは切り上げ1年とし6か月以下のものは切り捨てます。(6か月0日までは切り捨てとなります。)

(注3) グループ保険は71歳、総合医療保険・3大疾病保障保険は70歳から1歳ざみに保険料が変動します。

(5) 保険料の支払い

保険料は申し込みいただいた金融機関の口座から毎月自動的に引き落としとなります。（毎月12日（土・日・祝日の場合は翌営業日）に引き落とされますので、残高にご注意ください。）

(6) 剰余金の配当について

配当金は保険年度ごとに算出し、払い込んだ保険料に応じて11月上旬に加入者の保険料引落口座に送金します。

なお、保険料引落口座と配当金入金先口座を分けることはできませんのでご了承ください。

(7) 保険金の請求

保険期間中に保険事故（死亡、高度障がい状態、3大疾病等）が発生した場合は、保険金の請求書類を送付しますので共助会へご連絡ください。

また、総合医療保険のご加入者は、病気やケガにより2日以上の継続入院をされた場合及び外来または日帰り入院中に手術や放射線治療（温熱療法）等を受けた際には共助会へご連絡ください。

ただし、いづれの保険についても保険事故が生じた日から起算して3年が経過すると請求権が消滅しますのでご注意ください。

(8) 事務取扱

退職後継続に係る以下の業務は、退職後継続加入申出書へ記載の住所宛てに幹事保険会社から直接ご案内します。

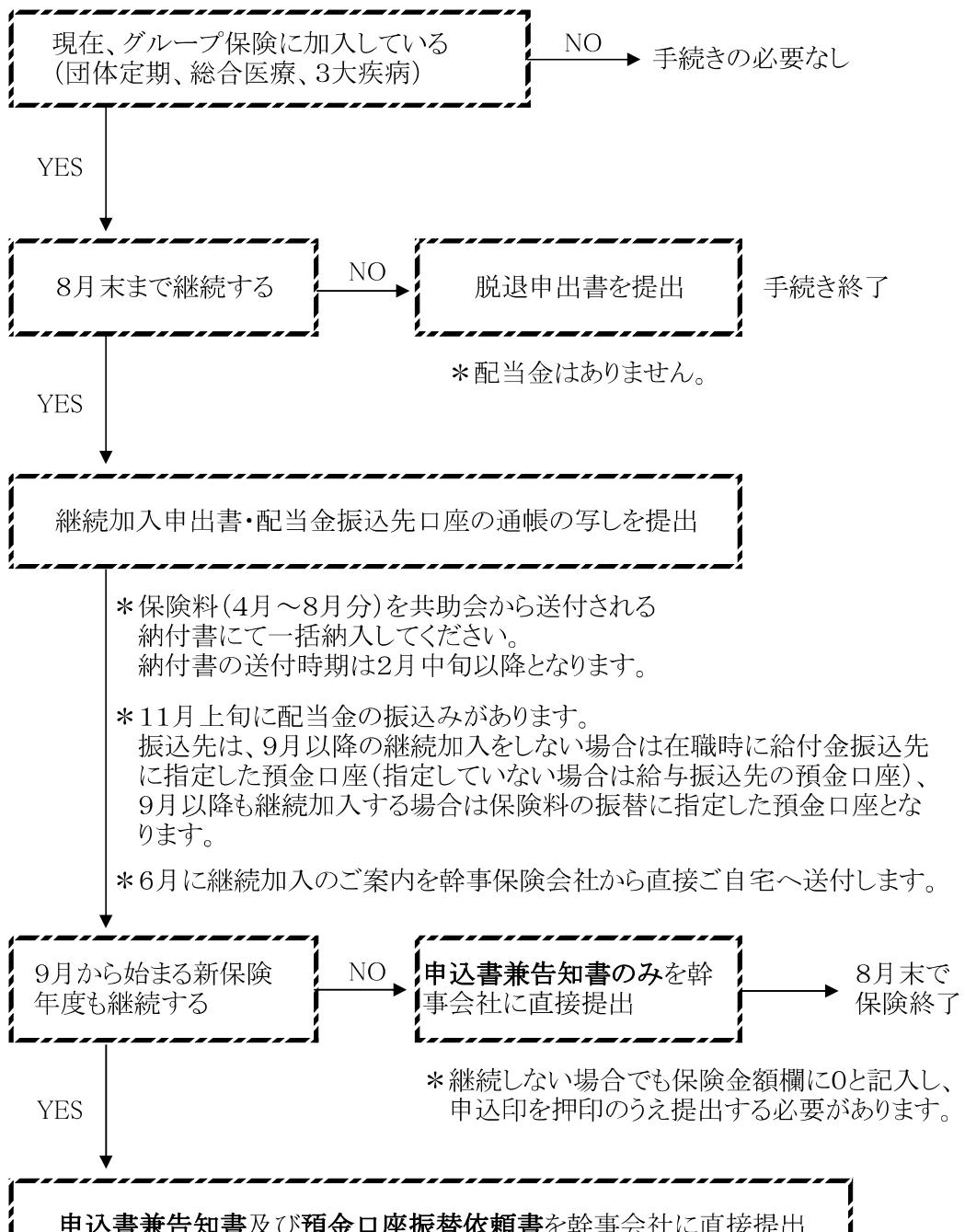
- ① 剰余金の配当の振込み
- ② 保険料控除証明書の送付
- ③ 保険料の払込み案内と保険料の収納

〔幹事保険会社〕
日本生命保険相互会社（担当 法人サービスセンター）
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-1 日本生命日比谷ビル
TEL 0120-563-925-----

(9) その他

保険期間中に住所、指定口座の変更が生じた場合は速やかに共助会へご連絡ください。

～退職に伴う共助会グループ保険事務手続きフロー～



* 9月から保険料を毎月12日に口座引き落としにより納入していただきます。
なお、2か月連続で口座引き落としできないと、脱退扱いとされる場合があります
のでご注意ください。その場合、共助会の発行する納付書で2か月分の保険料を
納入いただければ、引き続き継続することができます。

(様式第1号)

グループ保険
継続加入申出書
(残期間継続加入)

現所属(退職時所属)名	○○総室
現所属コード(5桁)	11111
新所属名(退職の場合は「退職」)	退職
職員番号	123456

令和8年3月31日付けで一般財団法人福島県職員共助会
保険は令和8年8月31日まで継続したいので申し出いたします。

現所属名の欄に退職時の所属名を記入し、新所属名の欄に「退職」と記入して下さい。
また職員番号を記載して下さい。

年 月 日

一般財団法人福島県職員共助会理事長 様

氏名(カナ・漢字)・性別・生年月日・住所・電話番号・配当金振込先口座番号等の必要事項を記入してください。なお、住所・電話番号は退職後に居住する予定のものを記載して下さい。
※ 配当金振込先口座の通帳の写しを添付して下さい。

フリガナ	フクシマ タロウ		性別	男 <input checked="" type="radio"/> 女 <input type="radio"/>	生年月日	昭和40年4月1日
氏名	福島 太郎					
住所	〒 ○○○○-△△△△ ○○市△△町○-○○				電話番号 024-521-○○○○	
配当金の払込先	○○ 銀行 △△ 支店		普通 <input type="radio"/> 当座 <input checked="" type="radio"/>	No. ○○○○○○○○		
※ 配当金振込先口座の通帳の写しを添付してください。(教育委員会内の所属で退職される方は、保険料引き落とし口座を記入して下さい。)						
保険種別	続柄	継続期間	保険金額(万円) (総合医療保険は(円))	保険料(月額)	残期間分保険料 (保険料(月額) × 残期間(月数))	
グループ保険	本人	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	1,000	4,404	22,020	
	配偶者	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	500	1,629	8,145	
	子供	年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
退職後の保険金額・保険料(月額)・残期間分保険料を記入して下さい。(この場合、「グループ保険・配偶者」の残期間分保険料は、6,093円 × 5月 = 30,465円 となります。)						
総合医療保険	本人	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	5,000	3,885	19,425	
	配偶者	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	3,000	2,331	11,655	
	子供	年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
総合医療保険を継続するには、グループ保険も継続されることが条件となります。						
3大疾病保険	本人	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	300	8,310	41,550	
	配偶者	8年 4月 1日 ~ 8年 8月 31日	100	1,710	8,550	
	子供	年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
合計						111,345

(注) 配当金の振込先は本人名義の金融機関を設定してください。

(様式第3号)

グループ保険
脱退申出書

現所属(退職時所属)名	○○総室
現所属コード(5桁)	11111
新所属名(退職の場合は「退職」)	退職
職員番号	123456

令和8年 3月31日で(グループ・総合医療・3大疾病)保険
〔最終保険料払込日 令和8年 3月 21日〕

退職時(共助会退会時)の所属名を記入し、退職者は新所属名の欄に「退職」と記入して下さい。(互助会異動者は新所属名を記入して下さい。)また職員番号を記載して下さい。

加入者氏名	生年月日	グループ保険 保険金額(万円)	総合医療保険 保険金額(円)	3大疾病保険 保険金額(万円)
会員 福島 太郎	昭和40年4月1日	1,000	5,000	300
配偶者 福島 花子	昭和40年4月2日	500	3,000	100
子供				

提出年月日は退職日(共助会退会日)として下さい。

令和 8年 3月 31日

一般財団法人福島県職員共助会理事長 様

郵便番号・住所・氏名を記入して下さい。

郵便番号 ○○○-△△△△

住 所 福島市○○町△△

氏 名 福島 太郎

11 年金受給者等が宿泊施設を利用する場合

退職後において年金受給(予定)者となったとき、年金受給(予定)者及びその家族が地方職員共済組合宿泊施設を利用する場合、または年金受給(予定)者が他の地方公務員共済組合の宿泊施設を利用する場合には、『宿泊施設利用証』を当該宿泊施設のフロントに提示することにより、組合員と同じ料金で利用することができます。

なお、『宿泊施設利用証』については、希望される方に対して地方職員共済組合福島県支部から送付いたしますので、以下の連絡先まで御連絡くださいますようお願いいたします。その際、氏名・住所・電話番号・職員番号・退職時の所属等をお尋ねすることとなります。

【連絡先】

地方職員共済組合福島県支部 厚生担当(福利厚生室)
TEL:024-521-7039(内線3022~3027)

1 地方職員共済組合宿泊施設を利用する場合は、年金受給(予定)者及びその家族が組合員料金となります。

〈地方職員共済組合宿泊施設一覧〉

(令和7年4月現在)

支部名	施設名	所在地	電話
岩手	エスポワールいわて	盛岡市中央通1-1-38	(019)623-6251
	清温荘	盛岡市繫字湯の館33	(019)689-2321
山形	あこや会館	山形市松波2-8-1	(023)642-1358
福島	杉妻会館	福島市杉妻町3-45	(024)523-5161
栃木	ニューミくら ※宿泊部門休止中	宇都宮市昭和1-3-6	(028)622-1093
埼玉	ヘリティジ浦和別所沼会館	さいたま市南区別所4-14-10	(048)861-5219
千葉	ホテルプラザ菜の花	千葉市中央区長洲1-8-1	(043)222-8271
愛知	アイリス愛知	名古屋市中区丸の内2-5-10	(052)223-3751
	サンヒルズ三河湾	蒲郡市三谷町南山1-76	(0533)68-4696
滋賀	ホテルピアザびわ湖	大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海内	(077)527-6333
兵庫	有馬瑞宝園	神戸市北区有馬町1751	(078)903-3800
本部	ホテルルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	(03)3265-5361

※当該施設については今後、閉鎖となる可能性もありますので御了承願います。

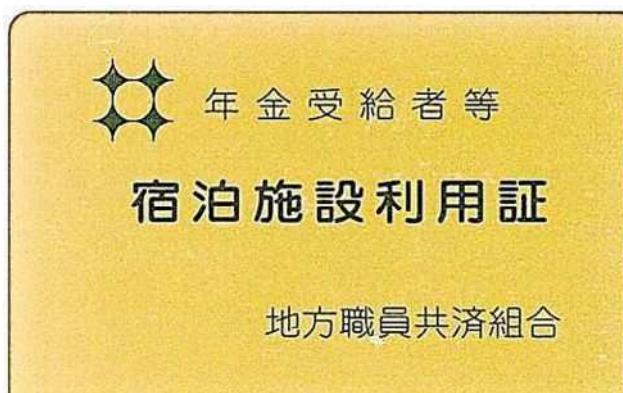
※御利用日時点の営業状況については、各施設にお問い合わせください。

2 他の地方公務員共済組合宿泊施設を利用する場合は、年金受給（予定）者のみ組合員料金となります。

なお、他の地方公務員共済組合とは、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会（市町村都市職員共済組合）、指定都市職員共済組合をいいます。

（宿泊施設利用証：見本）

（表）



（裏）

御署名

1. この証は、地方職員共済組合の年金受給（予定）者及びその被扶養者が組合の宿泊施設を利用する場合に必要となるものです。
2. 宿泊施設を利用する場合には、この証をフロントに提示してください。この証を提示しないときは、一般料金として取り扱われる場合があります。
3. この証は、相互利用に応じている他の組合の宿泊施設を利用する際にも必要です。
4. この証を他人に貸与したり譲渡したりすることはできません。

※ 再交付の手続きについて

「宿泊施設利用証」を紛失した場合は再交付いたしますので、90頁記載の連絡先まで御連絡くださいますようお願いいたします。

12 永年勤続退職会員優待事業

50歳以上でかつ会員期間20年以上の福島県職員共助会の会員が退職した場合、1回に限り、次の宿泊施設を利用することができます。

なお、有効期限がありますのでご留意ください。

宿泊施設名	住 所	電 話
杉妻会館	福島市杉妻町3-45	Tel. 024-523-5161
あづま荘	福島市飯坂町字中ノ内1-1	Tel. 024-542-3381

該当者には、福島県職員共助会から、『**永年勤続退職会員宿泊施設優待券**』を郵送いたします。利用できる人数は原則として2名までとなります、杉妻会館での食事に利用する場合に限り、4名まで利用することができます。(1名でも利用可能です。)

また、対象者は退職会員本人及び同伴者となります。

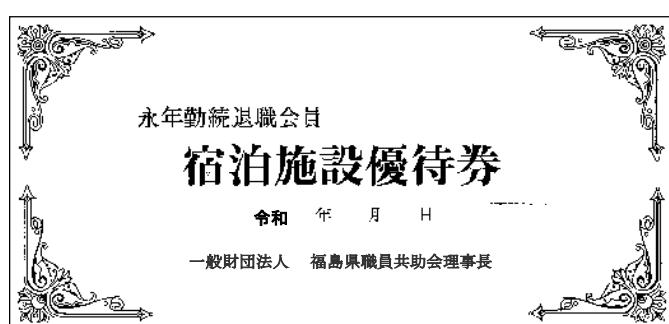
※同伴者は家族に限りませんが、退職会員本人の利用がないと『**優待券**』は使用できません。

宿泊施設への予約時に、『**永年勤続退職会員宿泊施設優待券**』の利用であることを必ずお申し添えください。

なお、優待券で利用できる金額は、1人当たり10,000円が上限となります、杉妻会館の食事に利用する場合に限り、4名で20,000円を上限に利用できます。

(宿泊施設優待券:見本)

(表)



(裏)

〔招待施設〕 下記のうち、どちらかの施設をご利用いただけます。		
・「 杉妻会館 」 電話024-523-5161		
・「 飯坂温泉「あづま荘」 」 電話024-542-3381		
〔ご利用上の注意〕		
・この優待券は、令和 年 月 日まで有効です。 この期間以外は無効になります。		
・この優待券は2名様まで(杉妻会館での食事に利用する場合に限り4名様まで)ご利用いただけます。		
・「あづま荘」ご利用の際は、料金の一部(一人10,000円を超える額)をご負担いただくことになります。		
・施設は満室の時もありますので早めに申込み、日時を予約のうえご利用下さい。		
・なお、予約の際は「 優待券利用 」とフロントに申し出て下さい。		
施設長印	利用年月日	利用内容
		宿泊・食事

13 福島県庁消費組合退会手続き

県を退職するにあたり、福島県庁消費組合（以下「消費組合」という。）の退会を希望する場合は、別紙「出資金返還請求書」に必要事項を記入のうえ、退会の手続きを行うこととなります。

なお、退会の手続きをしない場合は、引き続き組合員としての資格が継続されます。（定款第4条（組合員の資格）第1項の第1号から第3号組合員から第4号組合員（前3号に掲げる職員であった者）となります。）

○退会の手続方法

1 出資金返還請求書の入手方法

- (1) 最寄りの消費組合売店で受け取る。
- (2) 消費組合に連絡して郵送を依頼する。
連絡先（総務課）：024-522-5024（直通） 県庁内線4903
- (3) 組合HPからダウンロードする。

<http://www.fukushima-shouhi-kumiai.jp>にアクセスし〈お知らせ〉の該当箇所をクリックしてファイルを入手する。

2 出資金返還請求書の提出方法

出資金返還請求書に、「氏名」、「組合員番号（職員番号）」、「現住所」、「電話番号」、「退職年月日」、「最終勤務課所」を記入のうえ、下記（1）（2）のいずれかの方法により提出します。

なお、（2）による場合は、同請求書の「振込指定先」の欄に必要事項の記入をお願いします。

- (1) 最寄りの消費組合売店に持参提出する。
- (2) 消費組合総務課へ郵送する。

郵送先：〒960-8043 福島市中町8番2号

また、提出の際は必ず、出資証券と組合員証を添付してください。

なお、出資証券を紛失した場合は、出資金返還請求書下段の「出資証券紛失届」の欄に必要事項を記入します。

3 出資金の返還

- (1) 最寄りの消費組合売店に持参提出した場合は、その場で返還を受けることができます。
- (2) 消費組合総務課へ郵送した場合は、指定の口座に振込まれます。

出資金の返還により、消費組合の退会の手続きが終了することとなります。

4 その他

退会する場合は、全ての保険が、各保険会社等との個人契約となります。
お品代等の分割払いを利用し未払額がある場合は、一括でお支払いいただくこととなります。

○継続して組合員となる場合

1 生命保険

アフラックのがん、医療保険のみ団体扱いとして継続できます。

連絡先（総務課）： 024-522-5024（直通） 県庁内線4903

2 損害保険

団体扱いを継続いただける場合がありますのでお問い合わせください。

連絡先（エフ・ケイ・エス福島サービス）

： 024-523-2613（直通） 県庁内線4916

3 各種カード

売店・指定店をご利用いただき、ポイントカード、岩瀬書店カード等を継続してご使用いただけます。

4 お品代のお支払い

原則、現金支払いとなります。分割払いの場合は、売店での現金支払い、又は、お送りします振込用紙にて東邦銀行消費組合口座にお振り込みいただくことになります。

連絡先（総務課）： 024-522-5024（直通） 県庁内線4902

5 その他

県産果物の斡旋等の各種ダイレクトメールを継続してお届けいたします。

14 任意継続組合員の特定健康診査及び特定保健指導

医療制度改革により、平成 20 年度から 40 歳以上の方に実施されている特定健康診査及び特定保健指導について、任意継続組合員となった退職者及びその被扶養者については、現職時に引き続いて、保険者である地方職員共済組合が実施することとなります。

実施内容は次のとおりですので、地方職員共済組合からのお知らせに基づき受診（利用）することとなります。

特定健康診査

1 対象者

任意継続組合員及びその被扶養者で、実施年度に 40 歳から 75 歳の年齢に達する者のうち 75 歳未満の者

2 実施のお知らせ

対象者へは受診の案内とともに、『**特定健康診査受診券**』を郵送いたします。ただし、再任用職員となられている方については、県が実施する定期健康診断を受診することとなりますので、受診券は郵送いたしません。

3 受診方法

（1） 時 期

特定健康診査受診券に記載の有効期限内

（2） 場 所

① 集団健診 各市町村が実施する健康診査会場

② 個別健診 県医師会を通して委託している医療機関

（3） 内 容

① 検査項目

ア 必須項目

質問票(服薬歴、喫煙歴等)、身体計測(身長、体重、B M I 、腹囲)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液検査、脂質検査(中性脂肪、H D L コレステロール、L D L コレステロール)、血糖検査(空腹時血糖又はH b A 1c)、肝機能検査(G O T 、G P T 、γ-G T P)、検尿(尿糖、尿蛋白)

イ 詳細な健診の項目

心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球、血色素量、ヘマトクリット値)

② 受診当日持参するもの

ア 特定健康診査受診券

イ マイナ保険証または資格確認書

ウ 自己負担額 1,000 円

※ 未受診である場合は、年に数回、受診の督促をさせていただく場合があります。

特定保健指導

1 対象者

特定健康診査の受診結果に基づき対象者を選定し、内臓脂肪蓄積の程度と心疾患等のリスク要因(高血圧・高血糖・脂質異常等)の数によって保健指導のレベルを設定します。ただし、服薬中の方は対象者としません。

保健指導のレベル

○ 動機付け支援

保健師等の面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための取り組みに係る動機付け支援を行うとともに、計画の策定を指導した者が、策定の日から3ヶ月以上経過後に実績評価を行う。

○ 積極的支援

保健師等の面接・指導のもとに行動計画を策定し、生活習慣の改善のための、対象者による主体的な取り組みに資する適切な働きかけを相当な期間継続して行うとともに、計画の策定を指導した者が、計画の進捗状況評価と計画の実績評価を行う。

2 実施のお知らせ

対象者へ利用の案内を郵送いたします。

3 利用方法等

(1) 時期

特定健康診査結果の報告後、1年以内の期間

(2) 場所

地方職員共済組合が契約する委託先の指定する会場

(3) 内容（利用区分）

ア 動機付け支援

個別面談（行動目標・計画策定、栄養指導、運動指導）など、委託先のプログラムによる。

イ 積極的支援

個別面談（行動目標・計画策定、栄養指導、運動指導）など、委託先のプログラムによる。

4 留意事項

加入する健康保険組合が変更になった場合、特定保健指導を利用できない場合がありますので、変更になった場合は、必ずご連絡ください。

5 自己負担額

自己負担額なし

よくあるご質問

1 退職手当

Q1 県を退職後、引き続き国又は他の地方公共団体に就職した場合で勤続期間が通算されるときは退職手当が支給されないとあるが、何か手續が必要か。

A1 県の退職手当は、退職した職員が引き続いて国又は他の地方公共団体に就職した場合で、就職先の地方公共団体等が、条例等により勤続期間を通算する旨規定しているときは、支給されません。

この条例等の通算規定については、福利厚生室において、引き続いて就職する地方公共団体等に確認をしますので、退職に際し提出していただく「退職手当の受給申出書」の「3 退職後の就職関係」欄の「(1)就職する官公署名」及び「(2)就職予定年月日」に漏れなく記入をお願いします。就職先の地方公共団体において条例等に通算規定がない等により、退職手当が支給される場合もありますので、退職手当の受給申出書は全ての欄に記入の上、提出してください。

また、4月に退職手当支給通知書を送付しますので、退職手当の支給の有無についてはこちらで確認してください。

Q2 退職時の給料月額とは、退職手当額を計算する場合には、どの額を指すか。

A2 給料表上の給料月額を指します。

給与構造改革及び給与制度の総合的見直しに伴う経過措置としての差額保障の額ではありません。

なお、詳細についてはP1を御確認ください。

2 老齢厚生年金等

Q1 被用者年金一元化とは何ですか。

A1 被用者年金一元化とは、今後の更なる少子高齢化に備えるべく年金財政の範囲を拡大して年金制度の安定性を高めるとともに、官民問わず同じ報酬であれば同じ保険料を負担し同じ年金を受給するという公平性を確保することにより、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、平成27年10月より厚生年金保険と共に済年金に分かれていた被用者年金制度を厚生年金保険制度に統合したことです。

この一元化に伴い、共済年金と厚生年金保険との間の差異については、
基本的には厚生年金保険に揃えることで解消されます。

Q2 令和9年3月に62歳で退職するが、退職後、年金が決定されるまでの間に転居する場合はどうしたらよいか。

A2 転居の際、市町村へ転居届の手続を忘れずに行ってください。また、郵便局において郵便物の転送手続を行ってください。

Q3 62歳で退職した後、無職の予定だが、国民年金加入手続は必要か。

A3 60歳以上で退職する方は、退職後、国民年金への加入は強制ではありません。したがって、原則、国民年金の手続は必要ありません。

しかし、60歳以降退職時に国民年金の保険料納付期間が40年（480月）に満たず、老齢基礎年金を満額受給できない場合は、65歳まで任意で加入することができます。この任意加入の手続きは、御自身が居住する市町村役場の国民年金担当窓口で、御自身が行う必要があります。

また、60歳未満で退職する方は、退職後、上記窓口で、御自身の国民年金加入手続（第1号被保険者の資格取得手続）を行い、60歳まで加入する必要があります。

なお、3月31日に退職し、4月中旬に60歳になるような方であっても加入手続は必要です（このような場合、保険料は徴収されません）。

また、被扶養配偶者がいる方について、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、退職後、上記窓口で、被扶養配偶者の分の国民年金加入手続（第1号被保険者の資格取得手続）を行い、60歳まで加入する必要があります。

Q4 65歳になるので、老齢厚生年金の請求をしたい。

A4 昭和36年4月2日以降に生まれた方については、65歳の誕生日の前までに、御自宅へ年金請求書をお送りします。

① 県を退職後、無職、県の任期付職員、再任用職員（常勤に限る）である方

→ 65歳の誕生日の前に地方職員共済組合福島県支部（人事総室福利厚生室内）から御自宅へ老齢厚生年金の請求書類を送付します。

② 県を退職後、民間企業、再任用（常勤を除く）の方

→ 65歳の誕生日の前に日本年金機構から御自宅へ老齢厚生年金の請求書類を送付します。

Q5 令和9年3月に62歳で県を退職するが、特別支給の年金はいつからもらえるのか。

A5 特別支給の年金につきましては、生年月日によって支給開始年齢が異なります。昭和36年4月2日以降生まれの方については、特別支給の老齢厚生年金ではなく、65歳以降の本来支給の老齢厚生年金のみの支給となります。

例えば、昭和39年7月3日が誕生日の方は、65歳の誕生日の前日（令和11年7月2日）に年金を受け取る権利が発生し、その翌月分から支給となります。

なお、請求書を提出してから年金決定まで4ヶ月程度かかりますので、7月に請求書を提出した場合、8・9月分が11月に支給となります。（初回支給時のみ奇数月となることがあります）

以後、偶数月の15日（土日、祝日の場合は金融機関の前営業日）に、2か月分ずつ支給されます。

Q6 62歳で退職後、民間会社・公社等に再就職又は再任用（週31時間勤務）として勤務したが、その後年金を受け取る権利が発生した場合、支給停止になるのか。

A6 定年退職後、再就職先で厚生年金の被保険者等となり、その後老齢厚生年金を受け取る権利が発生した場合、標準報酬月額、標準賞与額により、年金の一部が支給停止になることがあります。

なお、「支給対象月以前」1年間の間に、県に在職していた期間が含まれている場合は、県から支給された標準賞与額も用いて上記の支給停止額の計算を行うこととなります。

Q7 62歳で退職後、再就職した民間会社・公社等を退職する（再任用（週31時間勤務）の任期が終了する）が、再就職後に決定された年金の支給停止は解除されるのか。

A7 再就職先を退職し、厚生年金被保険者の資格を喪失した場合、再就職先が日本年金機構へ資格喪失届を届け出ることとなっており、その情報が当共済組合に回付されるため、ご本人による手続きは必要なく、退職した月の翌月分から年金の支給停止は解除されます。

なお、再就職先を退職した後、特別支給の老齢厚生年金の受給者が、雇用保険法による基本手当（失業給付）を同時に受給する場合は、年金の大部分が支給停止となるため、

① 基本手当を受けた場合の月収

〔基本手当の月額＋一部支給される年金額（経過的職域加算額）
(P29参照)の月額〕

② 基本手当を受けない場合の月収

〔年金の月額〕

の①と②の金額を比較し、どちらが高くなるか確認する必要があります。

詳しい内容は、最寄りの公共職業安定所又は地方職員共済組合福島県支部（人事総室福利厚生室内）までお問い合わせください。

Q8 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」とはどのような手続の書類なのか。

A8 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は、年金にかかる源泉徴収税額算定の基礎となるもので、提出された申告書の内容によって、所得控除額が決まります。

再就職等で給与所得がある方については、原則、各種控除（基礎控除・扶養控除等）が給与の所得税からされていると考えられるので、標記申告書を提出する必要はありません。もし、両方（勤務先及び共済組合）に提出されると、二重に所得控除を受けることとなり、控除を受けすぎた分についてでは、確定申告の際、不足税額を追加徴収されることとなります。

なお、標記申告書を提出しない場合には、年金支給額の一律5.105%（平成25年から令和19年までは「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、所得税の額の2.1%相当の復興特別所得税と併せて源泉徴収することとされています）が源泉徴収されますが、確定申告の際に精算することとなります。

Q9 私には扶養親族がないが、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出の必要があるのか。

A9 本人が障害者や寡婦に該当しない場合は提出する必要はありません。

Q10 県退職後、再就職した民間会社・公社を退職するため、退職後は年金から所得控除を受けたいのだが、手続等はどのようにすればよいのか。

A10 年の途中からでも、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を共済組合本部に提出することにより、年金から所得控除を受けることができます。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」用紙は、共済組合本部（年金部給付課）にありますので、ご連絡ください。

Q11 再就職先で厚生年金に加入しても老齢基礎年金の繰上請求はできるのか。

A11 できます。

老齢基礎年金は所得により停止になることもありません。

Q12 65歳に到達するときに、共済組合への手続が必要か。

A12 共済組合から特別支給の老齢厚生年金を受給する方は必要になります。

65歳の誕生月の約2ヶ月前に、本来支給への切り替えの手続用の請求書類が郵送されますので、記入・押印の上、返送してください。

なお、年金払い退職給付（退職年金）に係る請求書も併せて送付（平成27年10月以降の公務員期間をお持ちの方のみ）される予定ですので、同封の案内を御確認の上、請求手続を行ってください。（P48参照）

また、65歳以降については、日本年金機構から国民年金（老齢基礎年金）の支給を受けることとなるため、国民年金の請求手続が別途必要になりますが、手続については共済組合本部又は日本年金機構等から案内があります。

Q13 再就職し、厚生年金保険の被保険者となる予定だが、標準報酬月額が変更になった場合には、年金の一部支給額の再計算は支払う側（地方職員共済組合等）で行うのか。また、標準報酬月額が変更になった場合、年金受給者からの届出は必要か。

A13 標準報酬月額が変更になった場合、勤務先から日本年金機構（年金事務所）へ標準報酬月額変更届が提出され、地方職員共済組合本部と日本年金機構の間で、標準報酬月額の情報交換が行われます。これに基づき、支払う側（地方職員共済組合等）で停止額を再計算します。

なお、標準報酬月額が変更になった場合の年金受給者からの届出は必要ありません。

また、毎月の給料（手取り）が変更になった場合でも、標準報酬月額

に変更がなければ、年金の停止額の変更はありません。

Q14 62歳で退職後、引き続き国家公務員又は地方公務員としての身分を有し再就職する場合、その後決定される年金の支給状況はどのようになるか。

A14 62歳で退職後、引き続き、国家公務員又は地方公務員（以下「共済組合の組合員」といいます。）となった場合、その後在職時の共済組合で決定された年金は、決定後、所得による支給停止の対象となります。

その場合、組合員の期間は通算されますので、退職する際に年金の改定手続を行い、当共済組合の期間にその後在職する共済組合の組合員の期間を加算して改定された年金を受給することになります。

Q15 年金の算定の基礎となる平均標準報酬額等を計算する際の再評価率とは何か。

A15 年金の算定の基礎となる平均標準報酬等を求める際には、給付を受ける間の物価や賃金の変動に合わせ、組合員期間中の標準報酬月額及び標準賞与額を現在価値に置き換えるため、上記率を掛けて再評価することとされています。この再評価率は、毎年度改定することとされており、この再評価率の改定方法は、各年度の物価変動率、名目手取り賃金変動率等の各数値を基準として行われています。

Q16 障害厚生年金・障害共済年金が決定されているが、その後老齢厚生年金が決定された場合それぞれの年金の支給はどうなるか。

A16 障害厚生年金・障害共済年金が決定されている方で、その後老齢厚生年金が決定された場合、両方の年金が支給されるわけではなく、どちらか金額が高い方の年金を選択することとなります。

3 任意継続組合員制度

Q1 任意継続組合員資格取得申出書を提出した後、家族の被扶養者に認定された場合はどうしたらよいか。

A1 申出書提出後、掛金の納付期限までに家族の被扶養者に認定された場合は、職員業務課認定給与担当に御連絡ください。掛金を納付する必要はありません。

また、掛金の納付後に家族の被扶養者に認定された場合は、「資格喪失」及び「掛金の還付」の手続きについてお知らせしますので、職員業務課認定給与担当に御連絡ください。

4 財形貯蓄

Q1 財形貯蓄の契約先（金融機関）から、退職に伴う手続きの案内が送付されてきて提出した。県の手続きも必要か。

A1 必要です。お手数ですが、「県」、「契約先」それぞれの手続きをするようお願いします。

Q2 年金財形の契約者で、在職中に60歳となり、年金財形の受け取りを開始しているが、その場合も手続きが必要か。

A2 必要です。退職者の手引きの77ページ、「退職に伴う財形貯蓄の手続き一覧」をご覧になり、No.⑥の手続きをするようお願いします。

5 その他

Q1 消費組合で加入している生命保険・自動車保険については、どのような手続きが必要か。

A1 直接県庁消費組合へお問い合わせください。
電話 024-522-5024

Q2 退職後のセット共済の取扱いはどうなるのか。

A2 直接県職労へお問い合わせください。
電話 024-523-1306

Q3 退職する場合の提出書類について。

A3 手引き冒頭の「退職に係る提出書類チェックリスト～その1～、～その2～」で確認できますが、庶務システムにおいても確認できますので参考にしてください。

庶務システム／本人申請／事例別手続き案内 教えて！しょむたん！／「区分→新規」 「どんな手続き？→該当する手続き」を選択し、「質問」

欄にチェックをして「検索」されると、手続きが案内されますので、参考にしてください。

Q4 共済組合の入院医療費支援制度について、退職後も継続して加入できるのか。

A4 現職時に制度に加入した場合、退職後も満75歳6か月まで継続して加入することができます。(ただし、退職後は増額、配偶者・子どもの追加加入はできません。)

脱退、住所の変更、保険金を請求する場合は、請求・相談センターに連絡してください。

電話 0120-777-580

(月～金【祝日を除く】 9:30～17:00)

様 式 等

〈添付様式〉

- 1 退職届書
 - 2 任意継続組合員資格取得申出書（第1号様式）
 - 3 任意継続組合員資格喪失申出書（第2号様式）
 - 4 資格確認書等返却用台紙兼資格喪失交付希望確認票（庶務システム対象所属用）
 - 5 グループ保険継続加入申出書（様式第1号）
(残期間継続加入)
 - 6 グループ保険脱退申出書（様式第3号）
 - 7 出資金返還請求書（福島県庁消費組合）
 - 8 限度額適用認定申請書
- ※ 1～8までの添付様式は、用紙として使用できます。
- ※ その他の給付金等の請求様式については、必要事由が生じた時点で直接お送りしますので、人事総室福利厚生室あてご連絡ください。

退職届書

(フリガナ) 組合員であつた者の氏名			支部名	福島県支部
生年月日	年 月 日		職員番号	
退職年月日	年 月 日		基礎年金番号	
(フリカナ) 自宅住所	郵便番号	TEL ()		
—				
上記以外の連絡先 ※①～③のうち、該当する部分に○をつけてください。				
①実家	②勤務先(名称)	③その他(名称)		
郵便番号	TEL ()			
—				
退職当時の 所属機関	所在地			
	名称			
上記のとおり退職しましたので届け出ます。				
地方職員共済組合福島県支部長 殿				
年 月 日				
届出者 氏名				

注1 退職年金の受給開始年齢（65歳）に到達する前に退職する組合員については、この用紙の提出が必要です。（割愛退職の方は提出の必要はありません。）

注2 退職後、住所を変更する方は新しい住所を記載してください。また、退職届書を提出した後、電話番号に変更があった場合には、新しい電話番号を地方職員共済組合福島県支部まで御連絡ください。（住所については、外国へ引越しされる場合又は外国で引越しされる場合には、御連絡ください。）

注3 年金の受給権発生時には、受給権発生時に加入中の年金制度の実施機関から、受給権発生時に年金制度への加入がない場合は受給権発生時の直近に加入していた年金制度の実施機関から、年金請求に必要な書類が送付されます。

第1号様式

任意継続組合員資格取得申出書

退職時の所属機関名	退職時の組合員証番号 (退職時の任用区分)	氏名(漢字)	氏名(カナ)	性別	生年月日
	地福島 ()			男・女	年月日
退職年月日	退職時の標準報酬月額		※ 任意継続組合員証番号	任意継続組合員資格取得年月日	
	等級	金額			
令和年月日	第級	円		令和年月日	
支払金融機関名(変更の場合のみ)			預金種別	口座番号	
銀行 支店					
組合員期間に関する事項					
県職員採用等年月日	取得した共済組合員名		※資格取得年月日	※組合員年数	※年齢
年月日	地方職員共済組合員 公立学校共済組合員 警察共済組合員 その他(共済組合員)		・	年	歳
被扶養者に関する事項(継続して認定を希望する場合に記入してください。)					
被扶養者名	性別	組合員との 続柄	生年月日	現住所	
アリガナ	男・女		年月日		
アリガナ	男・女		年月日		
アリガナ	男・女		年月日		
アリガナ	男・女		年月日		
アリガナ	男・女		年月日		
※掛金に関する事項					
退職時標準報酬月額 円	平均標準報酬月額 円	掛金率	掛金月額 円	前納割引率	掛金額 円
		短期 介護 計	／1000 ／1000		
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により任意継続組合員の適用を受けたいので申し出ます。					
令和年月日					
地方職員共済組合福島県支部長様					
〒 -					
住所 _____					
申出者 氏名 _____					
電話 _____					
(退職時の所属 課・係等)		(左の電話 番号)			

1 ※欄は記載しないでください。

2 支払金融機関の欄は、在職中の給付金口座としてください。(この場合、記載不要です。)

やむを得ず、支払金融機関を変更する場合は、口座番号等を正確に記載し、通帳の写も忘れずに添付してください。

(注) 住所、郵便番号及び電話番号は、退職後に住むこととなる(郵便が確実に届く)事項を記載してください。

任意継続組合員 資格喪失申出書

組合員証の記号番号	氏 名	任意継続組合員 資格取得年月日	*任意継続組合員 資格喪失年月日
地・福島			

資格喪失の理由	(1) 任意継続組合員の期間満了のため (資格取得日から2年を経過)	(満了日:令和 年 月 日)
	(2) 再就職し、他の健康保険の被保険者となるため (就職日:令和 年 月 日) (就職先:)	
	(3) 家族の被扶養者となるため (認定日:令和 年 月 日)	
	(4) 国民健康保険に加入するため (加入日:令和 年 月 日)	
	(5) 死亡したため (死亡日:令和 年 月 日)	
	(6) その他() 令和 年 月 日	

*該当する箇所に○をつけて、資格を喪失することになる年月日を記入してください。

資格喪失証明書の発行	希望する	希望しない
------------	------	-------

*希望する箇所に○をつけてください。

上記のとおり、任意継続組合員の資格を喪失することになったので申出します。
地方職員共済組合福島県支部長
令和 年 月 日
申出者 住所
氏名 (組合員との続柄)

注1 申出書には任意継続組合員証等を添付して送付してください。

注2 (2),(3)により資格を喪失する場合は、他の健康保険の被保険者証(写)を添付してください。

注3 (5)により資格を喪失する場合は、死亡診断書(写)等を添付してください。

なお、ご遺族の方が記載し、申出者欄の「組合員との続柄」を必ず記載してください。

資格喪失後（退職、他共済転出後）に提出するもの

資格確認書等返却用台紙 兼 資格喪失証明書交付希望確認票

資格喪失証明書の発行要否についていずれかに○をつけてください→	1. 資格喪失証明書の発行を希望する 2. 資格喪失証明書の発行を希望しない
---------------------------------	---

資格確認書等添付欄 (合計 枚)

資格確認書返却理由 ※下記いずれかに○	
1	退職
2	他共済へ転出
3	マイナ保険証 利用開始
その他（↓理由を記載） ()	

資格確認書を貼り付けてください。（ホッチキス可）
(※ 組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。)

※ 資格喪失後（退職、教育庁等への転出後）、当該様式に内容を記載し、資格確認書等（注）を添付して提出してください。

(注：組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証をお持ちの場合は、併せて添付してください。)

なお、令和7年12月2日以降の退職者にあっては、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証の添付は不要です（各自で破棄してください。）。

※ 記載する住所は資格喪失後に居住する住所（転居する方は転居先）の住所を記載してください。

※ 当該様式の送付先は、〒960-8670（住所不要）職員業務課認定給与担当（電話024-521-7368）となります。

※ 資格確認書等の貼り付け欄が不足する場合には裏面を使用してください。

資格喪失後（退職、他共済転出後）に提出するもの

前頁の続き、資格確認書を貼り付けてください。（ホッチキス可）
(※ 組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。)

諸注意

- 資格喪失後（退職、他共済への転出後）に資格確認書等を返却してください。
- 資格喪失後に資格確認書等を使用した場合には、後日、医療費の返納が生じますので使用しないでください。
- 国民健康保険に加入する方で、資格喪失証明書を希望する場合には、1ページの交付の要否欄に○をつけてください。
なお、60歳未満で任意継続組合員となり、国民年金に加入する場合には、任意継続組合員証を提示することで、資格喪失証明書を不要とする市町村が多いため、事前に居住する市町村へ確認してください。
- 転出とは（共済組合・共助会）
地方職員共済組合から公立学校共済組合【教育委員会、医科大学及び会津大学（文書管財総室からの派遣者は除く。）】、警察共済組合（福島県警察）又は市町村共済組合等に変わった場合をいいます。この場合、共助会の会員資格は自動的に喪失します。
(ただし、医科大学、会津大学及び市町村へ転出した者の会員資格は継続されます。)

資格喪失後（退職、他共済転出後）に提出するもの

記載例

資格確認書等返却用台紙
兼 資格喪失証明書交付希望確認票

所属機関名	組合員氏名 (漢字)	組合員氏名 (カタカナ)	組合員の住所 (漢字住所: 転居先)				電話番号	事由発生年月日
所属コード	組合員番号	生年月日	〒郵便番号	都道府県・郡 ・市町村名	大字・小字・番地	マンション・ アパート名等	※退職後も連絡が取れる番 号を記載してください。	組合員種別 (いずれかに○)
人事総室	福島 太郎	フクシマ タロウ	999-0000	福島県 福島市	杉妻町100番地		080-XXXX -○○○○	R7.2.28
0 1 2 0 5	1 2 3 4 5 6 7	S H						55年4月5日

資格喪失証明書の発行要否についていずれかに○をつけてください→

1. 資格喪失証明書の発行を希望する

2. 資格喪失証明書の発行を希望しない

資格確認書等添付欄 (合計 枚)

資格確認書返却理由 ※下記いずれかに○	
1	退職
2	他共済へ転出
3	マイナ保険証 利用開始
その他 (↓ 理由を記載) ()	

資格確認書を貼り付けてください。(ホッチキス可)
(※ 組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。)

※ 資格喪失後（退職、教育庁等への転出後）、当該様式に内容を記載し、資格確認書等（注）を添付して提出してください。

（注：組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証をお持ちの場合は、併せて添付してください。）

※ 記載する住所は資格喪失後に居住する住所（転居する方は転居先）の住所を記載してください。

※ 当該様式の送付先は、〒960-8670（住所不要）職員業務課認定給与担当（電話024-521-7368）となります。

※ 共済組合員証等の貼り付け欄が不足する場合には裏面を使用してください。

資格喪失後（退職、他共済転出後）に提出するもの

記載例

資格確認書等返却用台紙
兼 資格喪失証明書交付希望確認票

所属機関名	組合員氏名 (漢字)	組合員氏名 (カタカナ)	組合員の住所（漢字住所：転居先）				電話番号	事由発生年月日
所属コード	組合員番号	生年月日	〒郵便番号	都道府県・郡 ・市町村名	大字・小字・番地	マンション・ アパート名等	※退職後も連絡が取れる番 号を記載してください。	組合員種別 (いずれかに○)
人事総室	福島 花子	フクシマ ハコ	999-0000	福島県 福島市	杉妻町100番地		080-×××× -〇〇〇〇	R7.3.31
0 1 2 0 5	1 2 3 4 5 6 7	S H 55年4月5日						一般

資格喪失証明書の発行要否についていずれかに○をつけてください→

1. 資格喪失証明書の発行を希望する

2. 資格喪失証明書の発行を希望しない

資格確認書等添付欄 (合計 枚)

資格確認書返却理由 ※下記いずれかに○		<p>資格確認書を貼り付けてください。(ホッチキス可) (※ 組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証を含む。)</p>
1	退職	
2	他共済へ転出	
3	マイナ保険証 利用開始	
その他 (↓ 理由を記載) ()		

※ 資格喪失後（退職、教育庁等への転出後）、当該様式に内容を記載し、資格確認書等（注）を添付して提出してください。

（注：組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病受給者証をお持ちの場合は、併せて添付してください。）

※ 記載する住所は資格喪失後に居住する住所（転居する方は転居先）の住所を記載してください。

※ 当該様式の送付先は、〒960-8670（住所不要）職員業務課認定給与担当（電話024-521-7368）となります。

※ 共済組合員証等の貼り付け欄が不足する場合には裏面を使用してください。

(様式第1号)

グループ保険
継続加入申出書
(残期間継続加入)

現所属(退職時所属)名	
現所属コード(5桁)	
新所属名(退職の場合は「退職」)	
職員番号	

年 月 日付けで一般財団法人福島県職員共助会を退会しますが、現在加入しているグループ保険は令和8年8月31日まで継続したいので申し出いたします。

年 月 日

一般財団法人福島県職員共助会理事長 様

フリガナ		性別	男・女	生年月日		
氏名						
住所	〒	電話番号				
配当金の払込先	銀行	支店	普通・当座	No.		
※ 配当金振込先口座の通帳の写しを添付してください。(教育委員会内の所属で退職される方は、保険料引き落とし口座を記入して下さい。)						
保険種別	続柄	継続期間	保険金額(万円) (総合医療保険は(円))	保険料(月額)	残期間分保険料 (保険料(月額)×残期間(月数))	
グループ保険	本人	年 月 日 ~ 年 月 日				
	配偶者	年 月 日 ~ 年 月 日				
	子供	年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		総合医療保険	本人	年 月 日 ~ 年 月 日		
配偶者			年 月 日 ~ 年 月 日			
子供	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	年 月 日 ~ 年 月 日					
	3大疾病保険		本人	年 月 日 ~ 年 月 日		
		配偶者	年 月 日 ~ 年 月 日			
子供		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		年 月 日 ~ 年 月 日				
		合計				

(注) 配当金の振込先は本人名義の金融機関を設定してください。

(様式第3号)

グループ保険
脱退申出書

現所属(退職時所属)名	
現所属コード(5桁)	
新所属名(退職の場合は「退職」)	
職員番号	

年 月 日で(グループ・総合医療・3大疾病)保険から脱退したいので申し出いたします。
〔最終保険料払込日 年 月 日〕

フリガナ 加入者氏名	生年月日	グループ保険 保険金額(万円)	総合医療保険 保険金額(円)	3大疾病保険 保険金額(万円)
会員				
配偶者				
子供				
.....				
.....				
.....				
.....				
.....				

年 月 日

一般財団法人福島県職員共助会理事長 様

郵便番号

住 所

氏 名

出資金返還請求書

令和 年 月 日

福島県庁消費組合長 行

下記のとおり（出資証券・出資証券紛失届）を添えて請求いたします。

請求者	氏名		㊞	組合員番号 (職員番号)								
	現住所	〒 一				電話番号 ()						
	退職年月日	年 月 日	最終勤務課所									

代理人	氏名		㊞	本人との関係								
	現住所	〒 一				電話番号 ()						

※出資証券を紛失された場合は、下記の「出資証券紛失届」に記入願います。

※代理受領の場合は、代理人の欄に記入願います。

※最寄りの消費組合売店にご持参くださる場合は、出資金はその場で返還いたします。

※郵送の場合は、ご指定の口座にお振込みいたしますので、下記に記入願います。

振込指定先	銀行	本・支店	種別	普通・当座
口座番号		フリガナ		
		口座名義人		

振込指定の注意事項…令和元年10月1日より、銀行で振込手続き後に内容の訂正を依頼した場合、
1回あたり880円の振込訂正手数料を支払うこととなりました。

振込訂正手数料が発生した場合はお客様ご負担となりますので、お間違えのないようにご記入頂きますとともに、ご了承の程よろしくお願ひ申し上げます。

※組合記入欄	受付店名	支払年月日	支払金額
		年 月 日	円

出資証券紛失届

令和 年 月 日

福島県庁消費組合長 行

私は、貴組合発行の出資証券を紛失してしまいました。

後日、証券が見つかりましても再度請求しないことをお約束いたします。

届出者	氏名		㊞	組合員番号 (職員番号)								
	現住所	〒 一				電話番号 ()						

限度額適用認定申請書

組合員証記号番号					
組合員	氏名			名 称	
	生年月日	年 月 日	所属機関	所在地	
	任意継続掛金の基礎となった月額		円		
適用対象者	氏名			男・女	
	住 所				
	生年月日及び続柄	年 月 日		続柄	
	療養に係る期間	年 月 日 から		年 月 日	
上記のとおり申請します。 地方職員共済組合福島県支部長 年 月 日 申請者 住 所 氏 名					
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 所属所長 職 名 氏 名					

(注) 療養に係る期間は、見込みで構いませんが、必ず記入してください。

再就職に関する規制について

地方公務員法の一部改正、職員の退職管理に関する条例・規則の制定、福島県退職職員の再就職に関する取扱要領の一部改正により、次の内容が平成28年4月1日から施行されております。

詳細は、次ページ以降のとおりですので適切に対応願います。

対象者：一般職に属する全職員

(臨時的任用職員、条件付採用期間中の職員、

非常勤職員を除く(再任用短時間勤務職員は含む)

<u>I 再就職者による働きかけの規制</u>	· · · · ·	p 1
<u>II 再就職者から働きかけを受けたときの対応</u>	· · ·	p 3
<u>III 再就職をした場合の届出</u>	· · · · ·	p 4
<u>IV 罰則</u>	· · · · ·	p 4

平成31年3月 福島県人事課

I 再就職者による働きかけの規制（その1）

◇ 再就職者¹は、在職していた知事部局や教育委員会等の組織の職員に対し、契約等事務²について、次のとおり働きかけ³をすることが原則禁止されます【法第38条の2】。

規制を受ける者	禁止される働きかけの内容	規制期間
全ての再就職者	離職前5年間の職務に関する働きかけ 【法第38条の2①】	離職後 2年間
	在職中に自らが最終決裁権者として決定した 契約・処分に関する働きかけ【法38条の2⑤】	期間の 定めなし
本庁部長・規則で 定める職 ⁴ に就い ていた再就職者	上記に加え離職前5年より前に左記の職に 就いていたときの職務に関する働きかけ 【法第38条の2④、⑧、条例第2条】	離職後 2年間

¹ 営利企業又は非営利法人に再就職した退職職員。国、国際機関、地方公共団体等に再就職した退職職員、公益的法人等への退職派遣者は除く。

² 福島県と再就職先又はその子法人【規則第3条】との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約、再就職先又はその子法人に対して行われる処分その他公権力の行使に当たる行為。

³ 職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること。

⁴ 本庁課長職以上の職又はその他出先機関の長の職【規則第6条、14条】。

（※「出先機関の長」ではなくとも、次長相当職の場合には届出が必要となります。）

I 再就職者による働きかけの規制（その2）

◇ 働きかけが禁止されない場合は、次のとおりです。

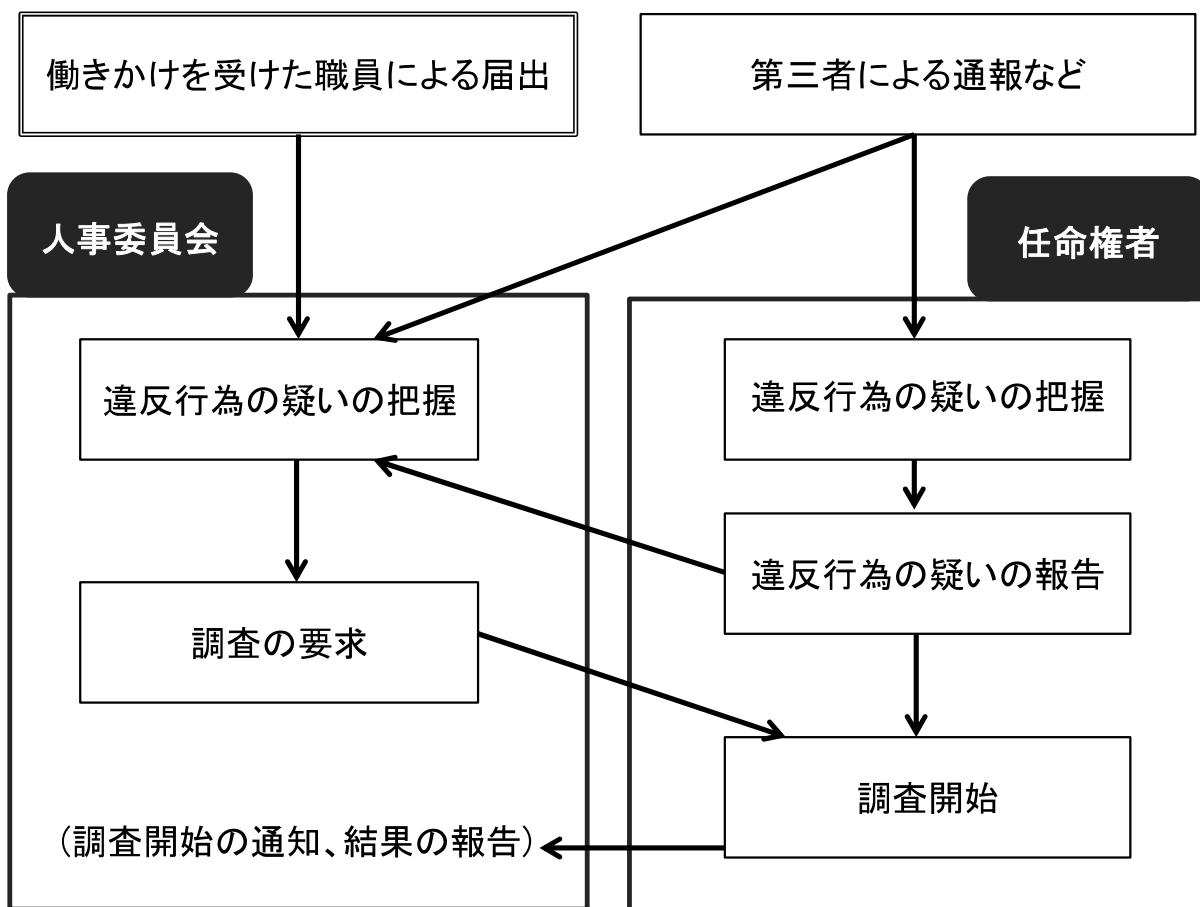
【法第38条の2⑥】

1	行政庁による指定や委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するためには、独立行政法人等の業務を行うために必要な場合 【法第38条の2⑥一、規則第9条】
2	法令、県との契約、行政処分に基づき、権利行使・義務履行する場合等【法第38条の2⑥二、規則第10条】
3	法令に基づき、申請又は届出を行う場合 【法第38条の2⑥三】
4	一般競争入札等による契約を締結するためには、必要な場合 【法第38条の2⑥四】
5	法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合【法第38条の2⑥五】
6	電気、ガス又は水道水の供給などを受ける契約などで、指定の様式による申請により、任命権者の承認を得た場合 【法第38条の2⑥六、規則第11条、12条、要領第6】

II 再就職者から働きかけを受けたときの対応

- ◇ 職員は、再就職者から働きかけを受けたときは、遅滞なく、指定の様式により福島県人事委員会に届け出なければなりません。【法第38条の2⑦、規則第13条】
- ◇ 任命権者は、人事委員会から違反行為の疑いに関する調査の要求があったとき又は違反行為の疑いを把握したときは、当該行為に関する調査を行います。【法第38条の4、5】

《調査の流れ》



※ 職員に対する働きかけに関する対応要綱に基づく対応もあります。

III 再就職をした場合の届出

- ◇ 規則に定める職⁵に就いていた職員は、離職後2年間のうちに再就職した場合⁶、速やかに指定の様式により離職した所属の長経由で知事に届け出なければなりません。【条例第3条、規則第24条、要領7】
- ◇ 届出に基づき、毎年6月末現在の前年度退職職員の再就職状況を、特段の事情がない限り、原則として7月末日までに公表します。【要領第8-1~4】

IV 罰則

再就職者が職員に働きかけをした場合	10万円以下の過料
再就職者が職員に不正な行為を働きかけた場合	1年以下の懲役又は
職員が働きかけを受けて不正な行為をした場合	50万円以下の罰金
職員が不正な行為をする見返りとして、営利企業等に対し、自ら又は他の職員などを当該営利企業等の地位に就かせることを要求又は約束した場合	3年以下の懲役

【法第60条四~八、63条、64条】

⁵ 本庁課長職以上の職又はその他出先機関の長の職【規則第22条】

⁶ 割愛退職、再任用及び報酬103万円以下を除く【規則第23条】